

## 令和２年第４回与論町議会定例会会議録

### 目 次

|                                                                 |     |
|-----------------------------------------------------------------|-----|
| 会期日程 .....                                                      | (3) |
| <b>第１日（１２月７日）</b>                                               |     |
| 開 会 .....                                                       | 5   |
| 開 議 .....                                                       | 5   |
| 会議録署名議員の指名 .....                                                | 5   |
| 会期の決定 .....                                                     | 5   |
| 諸般の報告 .....                                                     | 5   |
| 議案第５９号 与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに<br>水道技術管理者の資格基準に関する条例 ..... | 6   |
| 議案第６０号 与論町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例 .....                         | 9   |
| 議案第６１号 令和２年度与論町一般会計補正予算（第８号） .....                              | 11  |
| 議案第６２号 令和２年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号） .....                        | 26  |
| 議案第６３号 令和２年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号） .....                          | 29  |
| 議案第６４号 令和２年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号） ..                          | 30  |
| 議案第６５号 令和２年度与論町水道事業会計補正予算（第１号） .....                            | 31  |
| 議案第６６号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減<br>少及び同組合規約の変更について .....    | 32  |
| 議案第６７号 町道路線の一部廃止について .....                                      | 34  |
| 一般質問 .....                                                      | 35  |
| 南 有隆君 .....                                                     | 35  |
| 沖野一雄君 .....                                                     | 50  |
| 林 敏治君 .....                                                     | 66  |
| 喜山康三君 .....                                                     | 75  |
| 林 隆壽君 .....                                                     | 88  |
| 延 会 .....                                                       | 95  |
| <b>第２日（１２月８日）</b>                                               |     |
| 一般質問 .....                                                      | 100 |
| 大田英勝君 .....                                                     | 100 |
| 福地元一郎君 .....                                                    | 106 |

|             |     |
|-------------|-----|
| 原 栄徳君 ..... | 113 |
| 散 会 .....   | 127 |

### 第3日（12月11日）

|                                                                         |     |
|-------------------------------------------------------------------------|-----|
| 議案第68号 与論町し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事に係る建設工事請負<br>契約の締結について .....                  | 133 |
| 議案第69号 社会資本整備総合交付金事業 町道供利茶花線改良舗装工事1<br>－1工区（繰）に係る建設工事請負変更契約の締結について .... | 136 |
| 議員派遣の件 .....                                                            | 139 |
| 閉会中の継続審査・調査について .....                                                   | 139 |
| 閉 会 .....                                                               | 140 |

令和2年第4回(12月)定例会会期日程

| 月 日    | 曜 日 | 日 程                                     |
|--------|-----|-----------------------------------------|
| 12月7日  | 月   | 本会議(開会、議案審議、一般質問)                       |
| 12月8日  | 火   | 本会議(一般質問)<br>全員協議会<br>委員会               |
| 12月9日  | 水   | 委員会                                     |
| 12月10日 | 木   | 予備日(議事整理日)                              |
| 12月11日 | 金   | 委員会<br>議会運営委員会<br>全員協議会<br>本会議(閉会、議案審議) |

# 令和 2 年第 4 回与論町議会定例会

第 1 日

令和 2 年 1 2 月 7 日

**令和２年第４回与論町議会定例会会議録**  
**令和２年１２月７日（月曜日）午前９時００分開会**

1 議事日程（第１号）

開会の宣告

第１ 会議録署名議員の指名

第２ 会期の決定

第３ 諸般の報告

第４ 議案第５９号 与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

第５ 議案第６０号 与論町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

第６ 議案第６１号 令和２年度与論町一般会計補正予算（第８号）

第７ 議案第６２号 令和２年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第８ 議案第６３号 令和２年度与論町介護保険特別会計補正予算（第２号）

第９ 議案第６４号 令和２年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）

第１０ 議案第６５号 令和２年度与論町水道事業会計補正予算（第１号）

第１１ 議案第６６号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について

第１２ 議案第６７号 町道路線の一部廃止について

第１３ 一般質問

2 出席議員（１０人）

|              |               |
|--------------|---------------|
| １番 南 有 隆 君   | ２番 原 栄 徳 君    |
| ３番 林 敏 治 君   | ４番 林 隆 壽 君    |
| ５番 喜 山 康 三 君 | ６番 福 地 元一郎 君  |
| ７番 大 田 英 勝 君 | ８番 野 口 靖 夫 君  |
| ９番 沖 野 一 雄 君 | １０番 高 田 豊 繁 君 |

3 欠席議員（０人） 欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条による出席者（１８人）

|                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| 町 長 山 元 宗 君          | 副 町 長 久 留 満 博 君   |
| 教 育 長 町 岡 光 弘 君      | 総務企画課長 沖 島 範 幸 君  |
| 会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君 | 税 務 課 長 武 東 真奈美 君 |

|           |           |             |           |
|-----------|-----------|-------------|-----------|
| 町民福祉課長    | 田 畑 文 成 君 | 環 境 課 長     | 白 尾 与志一 君 |
| 農業委員会事務局長 | 久 野 泰 司 君 | 産業振興課長      | 山 下 哲 博 君 |
| 商工観光課長    | 松 村 靖 志 君 | 建 設 課 長     | 町 本 和 義 君 |
| 教育委員会事務局長 | 田 畑 博 徳 君 | 教育委員会生涯学習課長 | 朝 岡 芳 正 君 |
| 水 道 課 長   | 仁 禮 和 男 君 | 与論こども園長     | 富士川 智恵美 君 |
| 茶花こども園長   | 富 千加代 君   | 那間こども園長     | 龍 野 勝 志 君 |

5 議会事務局職員出席者（2人）

|         |           |     |           |
|---------|-----------|-----|-----------|
| 事 務 局 長 | 川 上 嘉 久 君 | 書 記 | 池 田 レ ミ 君 |
|---------|-----------|-----|-----------|

開会 午前9時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） ただいまから、令和2年第4回与論町議会定例会を開会します。  
これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高田豊繁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、4番林隆壽君、8番野口靖夫君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（高田豊繁君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間にしたい  
と思います。  
御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日から12月11日までの5日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（高田豊繁君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
報告事項につきましては配付してありますが、その概要につきましては、事務局  
長に朗読させます。  
事務局長。

○議会事務局長（川上嘉久君） 諸般の報告をいたします。  
監査委員から令和2年10月分の例月現金出納検査結果報告書、令和2年度定期  
監査の結果報告及び令和2年度財政援助団体等に対する監査の結果報告が提出され  
ていますが、その写し（出納検査結果報告書については一部の写し）を配付してあ  
りますので、御一読ください。

なお、閉会中における町外での会議・活動等については、次のとおりです。

また、議会だよりについては、9月の定例会の内容を特集した「よろんちょう議  
会だより第137号」を全世帯及び関係機関等に配布予定です。編集作業に当たっ  
た広報委員をはじめ、御協力いただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

以上で報告を終わります。

○議長（高田豊繁君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第59号 与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第4、議案第59号「与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。

議案第59号、与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について提案理由を申し上げます。

本条例は、水道法第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事の基準及び工事の施工に関する技術上の監督業務を行う者に必要な資格基準、並びに水道技術管理者に必要な資格基準について定めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この資格基準に関して、今条例が出されたのですが、これは今まで必要でなかったわけですか。それとも、これを出す理由について御説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） この基準は今までもずっとございまして、法律で定められているところで、その法律で運用してきたところですが、町の条例でも定めたほうがいいということなので、今回この条例を提出したものです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今まで町の条例になかったということですよね。今度改めてやるということですが、私がこれを質問するのは、いわゆる水道行政というか水道サービスにおいて、広域化の問題などが取り沙汰されていますが、それとの兼ね合いはあるのですか。それと、こういう技術者とかさまざまな免許とか、いわゆるこういう枠を決めてしまうと、逆に、地元業者が仕事ができなくなるような部分が狭まってくるような気がしないでもないのですよ、これがもし広域になった場合です

ね。水道事業法の中に最後の項目の中に、ただし条項がありますよね。その地域の事情にあった形で水道事業法は運営してもいいという形で。そういう点から考えてみても、あまり足かせして業界をしぼるということが、逆に業界の発展を阻害することにならないか、その辺を懸念しているのですがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今回の条例改正につきましては、広域化とは一切関係ございません。今おっしゃられました、業者をしぼるのではないかとということですが、この点につきましては、水道事業者の中にということですので、役場の中にというように解釈していただければと思います。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 言われることはよくわかるのですが、さまざまな資格所有者が必要ということになってしまうと、事業者への負担も大きくなるのですよ。仕事をきちんと支障がなく進めるためには、一定の資格基準に則って仕事を進めることは確かに大事なことです。この辺を今後考慮して、いわゆる事業者が職員の採用も雇用もしやすいような状況をつくることも非常に大事じゃないかと、そういう感じでこういう意見を述べたわけであります。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 私は全く逆の質問をさせていただきたいと思います。今、マスコミとかいろいろな情報から今までの水道事業に関することを見てきた場合に、特にマスコミで見聞しますと、非常に事故が多発している。じゃあ、その事故の責任は誰が取るのかというときに、その管理責任者というものを置かないと、これはまずいのではないかとということ、私は常日頃からそう思っていたわけなのです。やっこの本町にもそういう管理制度ができるということ、僕は非常に喜ばしいことであって、早急に進めるべきことであつたと私は思っています。町長、いい決断をされたと思いますよ。どうですか、御感想は。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に水道行政というのは、与論町民の命を預かる大事な行政ですので、万が一にも事故があつてはならないと考えています。ですので、役場職員の中でこういう資格を取りながら、また水道行政が適正に行われていくように頑張りたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 私がお聞きしたかったことは、今、喜山議員からも野口議員からもありましたが、1つだけちょっと確認しておきたいことは、水道事業は公営企業会計ということで立派にされておられます。そういう意味では、私は評価をして

いますが、先ほどの課長の答弁の中で、広域化とは関係がないというお話がありましたが、資格基準というのは必要だから、やはり時代の流れとともにしっかり基準を決めなくてはいけないということで、こういう条例を出していらっしゃると思います。さっき関係がないとおっしゃったのですが、広域化については皆様御案内のように消防とか介護保険、介護とその障がい者の認定作業というのを広域化でしているのですが、ちょっとお聞きしておきたいことは、その資格基準とかそういったものは沖永良部2町も全く一緒でしょうか。情報がなければ、それはわかりませんということでの答弁でも結構なのですが、どうしてもその今国では、こういった水道事業会計は非常に老朽化の整備であるとか、今から維持経費が増えてくるのがかなり予想されていますので、国としては広域化を進めたいという腹があるようですが、国・県から広域化の準備をなささいとか、そういった情報もちょっと私たちは確認しておきたいのですが、広域化に関する情報と沖永良部2町も資格基準とかそういったのをしっかり決めていらっしゃるのか、そのあたりお聞きしておきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 広域化につきましては、以前、全員協議会において説明したところでしたが、その時点から、今のところ広域化については話が進んでいない状況にあります。

資格基準の沖永良部2町との対比ですが、この資格基準というのは大もとの水道法の中に細かく規定されておりまして、それを今与論町の今回出した条例については、そのまま出しているところですが、その条例の中で参酌して載せるということが出来る状態にあります。この間確認しましたところ、沖永良部2町は、まだこの条例を制定していないと思っています。水道法の中の運用でやっている状況だと思っています。

○9番（沖野一雄君） はい、わかりました。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第59号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第59号、与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、与論町水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第60号 与論町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例

○議長（高田豊繁君） 日程第5、議案第60号「与論町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第60号、与論町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

この条例改正は、与論町行財政改革大綱の策定に係る重要事項を調査審査する委員会名等を、行政改革から行財政改革に改め、条例の題名及び条文と策定する大綱の名称を一致させるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） この条例については、たしか昭和60年に施行されていると思いますが、これまでに重要事項を調査審議されたと思いますが、されたのであればその内容を一部でも結構ですので、御説明をいただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

これまでの与論町行財政改革の策定につきましてですが、昭和60年度に与論町

行政改革大綱ということで、期間が３年間の大綱策定をしています。それから平成８年に第２次の与論町行政改革大綱、この期間が５年間ということで定めています。それから平成１１年に、与論町財政健全化計画というのを定めています。それから平成１３年の１２月、第２次の与論町行政改革大綱の改訂版ということで５年間の期間で策定しています。それから平成１７年１月に、与論町行政改革大綱、この期間が１０年間ということで、今回１０年間を経過しているということで、新たにまた与論町の行政改革大綱の策定を計画しているところです。

今回、推進の項目としましては、町民サービスの向上、新たな課題やニーズに対応できる行政運営、そして持続可能な財政運営、それから人材育成と定員・給与制度の適正化ということで、４本柱を掲げて取り組んでまいりたいと思います。特に議会から、これまで一般質問等でいろいろありました組織体制の最適化だとか給与の問題、それからＩＣＴの利活用といったところで、こういったことを中心に今後議論しながら、また行革に進めていければと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君）　４番、林隆壽君。

○４番（林　隆壽君）　今後ますます与論町行政の運営が厳しくなっていくと予想されています。やはりこういう組織委員会というのは、大変重要な意味をもってくると思います。是非、この委員会をフル活用していただきたい。そして、与論町の運営に活用していただきたいと要請して終わります。

○議長（高田豊繁君）　ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君）　これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第６０号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第６０号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君）　討論なしと認めます。

これから、議案第６０号、与論町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号、与論町行政改革推進委員会設置条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第61号 令和2年度与論町一般会計補正予算（第8号）

○議長（高田豊繁君） 日程第6、議案第61号「令和2年度与論町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第61号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

歳入の主なものとしまして、ヨロン島サンゴ礁基金繰入金2000万円、財政調整基金繰入金1366万8000円などを追加し、過疎対策事業債1420万円、公営住宅建設事業債970万円、特別定額給付金給付事業補助金317万4000円などを減額しています。

次に歳出の主なものとしまして、ふるさと納税推進費2000万円、財産管理費1353万円、町単独改良事業費765万円、農業緊急経済対策事業費435万円などを追加し、住宅管理費1719万5000円、企画費661万3000円などを減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ3371万9000円を追加し、一般会計予算総額56億5867万6000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） まず、概要的なところから質問させていただきたいと思います。

まず補正予算の全般的なことなのですが、私は、6月定例会におきまして、町長に一般質問をいたしまして、この地方創生臨時交付金は、与論町のトップである町長の営業手腕にかかっていると。これがどうしてかと言ったら、どうしてもこのコロナ禍において本町の経済を再生させるためには、どうしてもこの地方創生臨時交付金を国にお願いして、これを活用しなければ、本町のように財政の厳しい町はやっていけないということを申し上げて、そうしたところ町長は、全力を挙げて頑

張っていくという御答弁をいただきました。そこから、今大局的な質問ですのでそれが1点で、今こう見渡してみますと、非常に全国知事会においても、この地方創生臨時交付金の要求度が非常に強まってきています。そこで地方自治体の長である市町村長は、この県と横並びになって国に対してこれを強烈に進めていかなければ、このコロナ後における本町の経済の再生ができないのではないかと私は思っています。そういうことからして、まず第1点は、町長のそのお気持ちをお聞かせいただきたい。あと2つありますので、それを聞いてからあと2つ質問させていただきます。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。あの臨時交付金につきましては、係とよく検討をしながら、本町の予算以上に要求をして組んでいただけるように申し込んでいますが、その結果がまだ来ておりません。また、3次予算がどうなのかもちょっと今のところわかりませんので、そういうことで今後また取り組んでまいりたいと思いますが、何しろ、コロナのクラスターが2回発生しまして、私もなかなか県の方に行くことができずに、なかなかそういうことができなかったのですが、今後、精一杯頑張ってまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 町長の今の力強い御答弁ありがとうございます。本町の経済の再生、全ての再生においては町長の手腕にかかっていますから、是非ひとつ強力に進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

もう2点についてお伺いいたします。商工観光課長、あなたがどう判断しておられるのかわかりませんが、私が見るところにおいては、本町の観光は、非常に衰退している、これはもうおわかりだと、そこは一緒だと思います。そこで、今G o T oトラベルの事業自体が全国的にストップしています。だから、入島客の減少というのはわかります。今現在ですよ。ちょっと前、1週間ほど前は、ぐっと伸びてきました、一時的に。このときに、あなたがどう判断されるかということを私はお聞きしたいのです。ということはどういうことかと言ったら、観光客が来られるのはありがたいことです。だがそれがどのような動き方をしたかということ、まずここで認識をお聞きしたいということなのです。というのは、与論島は、まずプリシアという与論島を代表するホテルがあって、ほかには民宿があります。途中で青海荘がありますね。そうした場合に、G o T oトラベルの恩恵を受けるところは、高い宿泊料金が設定されているところに主に集中するのです、普段行けないから。というので、つい1週間ほど前までは、99%プリシアだったと思います。入島客の数はですね。だけど、ほかの宿は恐らくゼロだったと思うのですよ、1月からずっと

と。だからこの差、高いところと安いところの差というものを我々は認識しなければならない。確かに高いところはそれだけの施設整備の投資をして頑張っておられるから、それだけの価値があるということでお客が多い、わかります。けれども、この宿泊料金の安い民宿は少ないですよ、お客様が全く来ていないわけだから、1月から。そういうことを見たときに、本当に今与論島の経済というのは成り立っているのかということ認識しなければなりません。先ほど町長にも質問したように、この地方創生臨時交付金のあり方というものが、こういうところでも見直していかなければならないのではないかとというのが、まず第1点。

もう1点は、医療関係なのです。各市町村、自治体によって、全部違うのですよ。コロナが発生しているところとコロナが発生していない自治体がありますね、同じ奄美群島の中でも。今は瀬戸内町とか徳之島町が昨日今日から抜けてきていますが、市町村によって自治体によって全部このコロナの発生するところは全部違ってきている。ということは、どういうことかというのを私が申し上げたいのは、その自治体によってその医療体制、医療に従事する人たちは全部違いますよね。町民福祉課長も聞いてくださいよ。医療事業に従事する人たちにも動き具合が違うではないですか、待遇が。今は、与論の病院はコロナの方がおられないからほっとしているかもしれない。だが、逆に徳之島は、わあっと増えて、また徳之島の関係の人たちは大変なわけですよ。そういうときに私が言いたいのは、この各自治体によって、その時々による医療福祉従事者に対する恩恵の度合いというものを変えていくべきじゃないかということをお願いしたいのです。どうですか、その2点について、まず商工観光課長から、次に町民福祉課長、御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの件につきまして意見を述べたいと思います。

確かにG o T oトラベルで与論町の観光客が入られたというのは、ほとんどプリシアの方だと思います。確かにそうなのですが、またG o T oトラベルはお客様が安心して来られるように、各宿も準備をしないといけないと思います。それで、その補助金を使って、消毒液とかマスクとか必要なものを各宿には提供ができるように声掛けをしているところです。それで、宿がこれでお客様をお待ちできますよというようにできれば、G o T oトラベルのキャンペーンに参加して、うちにもお越しくださいというようには準備できるように、体制を整えていっているつもりです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 医療体制につきまして御質問がございましたが、本当に与論島の場合は、確かに医療支援がぜい弱と申しますか、そういった面もあって

県が即御理解をいただきまして、いろいろな面で2回のクラスターの中で、島外への搬送をすぐ進めていただきました。そういった中で確かに病院自体、大変職員の皆様方の御苦勞もあったと思うのですが、島外への搬送をやったことに関しましては、本当に県に対しましてありがたいなと感謝しているところなのですが、実はその時点では、ほかの町村があまり関心がなかったものですから、それができたのかなと思っております、実際徳之島保健所の職員は、クラスターが起きたときには、いろいろな面でメンタル的にも負担がかかったという話を聞いておりまして、これが今現在ほかの町村で起きているものですから、それがもし同時に与論で起きたら、非常にやばいなと申しますか、不安に思っております、与論の中では起きていないが、むしろ今からがちょっと危機を感じていると申しますか、与論病院ももちろんですし、保健所もそうですし、県の職員の方も非常に危機感を持っています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 商工観光課長、あなたの考え方はちょっと途中まであっているが、途中から間違っていますよ。というのは何かと言ったら、いいですか、今宿泊施設というのは、全てがこのコロナに対するこの共有感を全部感じているのですよ、みんな宿泊業者は。だから、宿泊料金が高いから立派に設定しているとか一生懸命消毒したりとかそういう問題じゃない。普通の民宿でさえ一生懸命お客様がもしも来られたら、しっかり受けようということで万全な体制、万全を期しているのです。だからそういうことで今やっているわけだから、私が言いたいのは、来られたお客様が偏っているわけです、高いところに、普段行けないところに。そうしたら、ここら辺いないじゃないですかということを申し上げているのです。G o T oキャンペーンに申請して乗りさえすればいいというのが、来ないでしょう全然。全部申請していますよ。申請すれば来るというものじゃないですよ、あれは。とにかく高いところ、自分の出費のお金の負担金を安くして、安い旅費でもって旅行しようというのがG o T oキャンペーンの趣旨みたいに見えるのですよ、あれ。そう思うのですよ。だから、そこら辺を勘違いされないように、今私が言っているのは、来られたお客様ありがたいが、偏って行って入らないところがあまりにもかわいそうじゃないかというところを申し上げているのです。これを認識していただきたいということを言っています。わかりましたか。そういうことです。

もう一つ、町民福祉課長、あなたが言わんとするところもわかる。私が言っているのは、地方創生臨時交付金というものは、そういうところに地方自治体によってちょっと色を付ける。例えば、自分の息子がそこにいるとかそういうのではないですよ、別にそれは置いて考えてください。コロナの患者が発生した場合には、それは誰もなりたくてコロナにかかっている人はおられませんよね。仕方なしにか

かって、かかったから行かれるわけですよ。その受ける人、病院、医療機関というのは、追い払うわけにはいけない。これはもう誠意をもって受けないといけないです。24時間体制で。そういうやっている人たちが頑張っているこの苦労を、我々は認識しなければならないということを私は申し上げているのです。そのために、ある程度の賃金に色を付けていただけませんかということを申し上げているのです。そうすることによって、働こうという意欲が出てくる。私はいつも申し上げているのですが、保育所の先生方が今日は見えていますが、保育園の先生方が一生懸命頑張っておられる、自分の子供たちのために。その働いておられる人たちの士気を高めるために、ちょっと給料を上げてくださいと私はいつも言っているでしょう。それと同じようなものなのです。そうしないと人は動きません。本当に苦労をしている。島のためにやろう、この患者を助けよう、救おうと思って日夜頑張っている人たちに対して、その気持ちをもって我々はしていかなければ行政として、議会として、これは町民の負託に応えるとは言えないと私は思います。だから申し上げたいのです。どうかひとつ、そういうことをお互いに認識しながらやっていかなければならないと思いますが、副町長、あなたはどう思いますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ、我々が住んでいる島というのは、外海離島でございまして、島内にいるスタッフで全てを賄っていくという、非常に窮屈な面がございまして。第1次の発生ของときには、幸いにいたしまして、徳洲会グループで特に沖縄を中心に総力を挙げて医師、看護師の皆さん方の派遣をいただいて、何とか乗り切ったところです。先ほど町民福祉課長が申し上げたとおり、それでは各島々にそういった患者が発生して、それぞれの島で対応できなくなったときにどうするかということなのですが、もっとも鹿児島県を中心に、あるいは県の看護師協会、医師会を通じて、いざというときのスタッフというのを事前に確保をしておく必要があるのではなかろうか。最悪のときに、今大阪の方が看護師の派遣ということで、自衛隊からの看護師の派遣というのも今は出ていますが、やはりこれは1島1町あるいは1県の施策に留まらず、もっともっと範囲を広げて広く対応していくシステムというか、そういった構築が早急に望まれているのではないかとことも考えます。

まずは出さないことが第一ですので、今後これからはやるであろう第3波の対策についても、もっとも危機感を感じて、島全体住んでいる皆さん方、あるいは島外からせっかく遊びに来られているお客様も含めて、最小限度のマナー、ルールを守りながら進めていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 4ページの土木費の中にある住宅費、金額が1700万円ほど減になっていますが、これについて見たところ、住宅管理費の委託料とか国庫補助金が減になっていますが、これについてちょっと説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

1000万円ほど減額になっていますが、これにつきましては、今現在、瀬良座住宅のストック改修、叶住宅の整備に向けて基本設計の業務委託をするということで計画をしていますが、10月の建築設計管理業務委託費等の設計積算の大幅な改定に伴いまして、それにつきましてはの減額ということになっています。

おおまかには、瀬良座住宅の管理業務委託費が190万円の減、叶住宅の設計業務委託費825万1000円の減、それにつきましてその単価入れ替え等がございまして、その34万9000円の減額ということで、大幅な減額ということにさせていただいています。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。今聞いたように住宅費が減っていると、この1700万円どこかで使えないかと考えたところ、今コロナ禍の中で1人出ますと、大体与論が50人程度出ています。そうなりますと、奄美とか鹿児島の方に移送されまして、そこで治ってといいますか、落ち着いたら帰ってくるようになっています。感染して鹿児島、奄美に行かれた方に聞いたら、ホテルに缶詰めにされて、3日程度いて何の検査もせず、体調がよければ帰っていいよと、すぐ言われたそうです。それでいいのかという気もするのですが、それだったら、今コロナが出たら与論病院で隔離となっていますが、今、ちょっと野口議員も言われたように観光について、ホテルとかがまた閉館するといううわさをいろいろ聞いています。そうなった場合、わざわざ島外に出る必要はないと思います。それだったら、コロナに関する管理棟、隔離する建物を与論島においても1つぐらいはつくっておいた方がいいのではないかなとは考えるのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

—————○—————

休憩 午前9時43分

再開 午前9時44分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

○町長（山 元宗君） 野口議員からもありましたが、職員、医療事務職員のいろいろ

な町としての手当ができないかということとも絡めてお答えしたいと思いますが、今、医療関係で言えば、給料については私たちが徳洲会の方々にお話しすることはできませんでしたが、PCR検査をするために職員ができるだけ加勢をして TENT を張ったり、交通整理をしたり、それから医療関係者の宿泊施設のお世話とかいうことで、町でできることを一生懸命やってきたわけです。南議員からの御質問がありましたように、今後医療宿泊施設を町内にもという話ですが、これにつきまして、私達も本当にそういうふうなことをしてまいりたいと思っているわけですが、いざというときの検査のあり方、あるいは医療体制等の充実したところで、指定された宿泊施設にということで鹿児島や奄美の方に送られているわけです。与論でそういうことができるのか、今後また対応を考えながら、相談をして医師の方々とともに検討をして、もし与論で可能であれば、そういう患者を受け入れるようなことができるのかどうか、また今後検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 山町長、ありがとうございます。与論も先ほど副町長が言われたように、外海離島です。いざ何かあったときにすぐ行けるかどうかとなると、ドクターヘリだったり、船で海上保安庁とか、天候に左右されます。天気が悪いときには全く動けないし、ヘリも来ません。そうすると 1 分 1 秒を争う状態になったときに、さあどうしよう、指をくわえて待つのかということになってしまいますので、島でできることをちょっとでもいいです、介護とか医療、福祉、またコロナに対する政策ですね、そういったのもお互い協力し合いながら、ちょっとずつでも増やしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（高田豊繁君） 7 番、大田英勝君。

○7 番（大田英勝君） 13 ページに、役場の旧庁舎解体工事費が計上されているようなのですが、具体的にはいつ頃から工事が始まるのか、見通しについてお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

今現在、庁舎解体の設計の業務委託を行って既に終了しています。それから近隣住宅の家屋調査、その解体に伴って影響が出ないか、そういった調査を今現在している状況です。年内にはそういった調査の業務委託が終了しまして、年明けに、旧庁舎内にまだ少し残っているものもありますので、その辺の処分をしまして、年明けには解体の工事に進みたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 7 番、大田英勝君。

○7 番（大田英勝君） 同じく 15 ページなのですが、戸籍住民基本台帳費の中に、個

人番号カード交付事業交付金というのが計上されていますが、全国的にも、これはなかなか導入が、交付が伸び悩んでいるという話を聞いているのですが、本町の場合は何人ぐらいがこの交付を受けている状況なのか伺います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） ちょっと具体的な数字は持ってきていないのですが、確かに伸び悩んでいるところがあるのですが、徐々にまた増えてきつつありますので、後もってまた数字はお示ししたいと思います。

来年度あたりから、また保険証にも使えるような形になってくると思いますので、そういった面でだんだん増えてくるのではないかなと期待は込めています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） そちらの方も是非進めていただきたいと思います。これは、これを進めるための予算計上なのですよ。この70万円余りというのは。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 担当から直接聞いていなかったもので、すみませんが、私はそう思っていますが、それも改めて数字とお示ししたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） もう1点だけ、19ページにヨロンマラソン開催費補助金の減額補正がありますが、マラソンについては、次年度の来年の開催は、いろいろな形でこうなるという話を聞いているのですが、具体的にもう一度どのような形になるのか。なぜ減額になったのか、その辺について御説明をお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの件について御説明いたします。

本来であれば、来年の2021年3月に第30回のヨロンマラソンの記念大会開催の予定でしたが、コロナの関係でどうしても延期をせざるを得ないということで、2022年3月6日に第30回大会を計画することになりました。その間に、ヨロンマラソンをそのまま何もしないでいいのかどうかとちょっと相談しましたら、何か、やはりヨロンマラソンを忘れてもらわないようにということと、また与論にヨロンマラソンにエントリーしたけれど来られなかったという方々も対象に、与論はこういうところですよという観光も兼ねながら、是非お越しいただきたいということで、来年の2月1日から1カ月間「島ラン」というイベントを計画をしています。そちらの予算が与論マラソンの金額ほどはいらないということで、こちらの分を削らせていただきました。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） それでは、その30回の記念大会につながるように、来年2月

のキャンペーンについても、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9 番（沖野一雄君） 私からは1 点だけ確認、今後の見通しについてお尋ねしたいと思います。

歳出予算の26 ページ、ふるさと留学生のことについてです。26 ページの中ほどから少し下、負担金補助金のところですが、町単事業ということでふるさと留学生制度助成事業補助金170 万円減になっているのですが、たしか当初のときには、4 人ほどまで可能な予算を組んであるという説明を受けたように思いますが、減ということでちょっとさみしく思っていますが、私は与論高校の存続について非常に懸念といいますか、いつも気にかけている者の1 人です。それで、今後このふるさと留学生を増やしていくように、最大限の努力をいただきたいというのが、私の気持ちなのですが、そういう意味で教育長にちょっとお尋ねしたいのですが、このふるさと留学生、是非増やす方向で最大限の努力をいただきたいと、町長と御一緒になってですね。そういう意味で今後の見通し、もし課題があるとすればどんな課題があって、どのような努力が必要かというところをちょっと確認させてください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 本当にありがとうございます。ふるさと留学生については寮が建設できるまで、しっかりとつないでいく、与論の魅力を発信する学校づくりというのも含めて、続けてまいりたいと思っています。

さて、この見通しですが、来年も1 人、もう合格者を出して高校に入る子供が親子で来ることが確認されています。また、つい最近も中学1 年生が、今度面接と一緒にできるか、子供の意思も確認しながら、与論の体験留学あるいは学校の見学に来るということにつながっています。御存じのとおり、現在は高校1 年生1 人、高校2 年生に2 人、中学校に2 人がふるさと留学生として通っています。そういう意味で今後についてもこのことを進めてまいりたいのですが、申し上げましたとおり、宿泊所がないというのが大きな問題です。ですから、もう一つは里親制度という誰かがその子の面倒を見るというシステムは、非常に厳しい状況だということがこれまでの取り組みの中からわかりましたので、当分親子で来られる人、そしてその住宅の確保ということが大きな課題ですので、そういったものを町で連携をしまして確保しておけるのを1 件でも出れば、そこに1 人来年大丈夫ですよというWeb の公開ができますので、そういったことを中心に努力を続けてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9 番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 現状はわかりました。それでは今教育長からお話がありましたように、課題としては、その受け入れをしてもらう里親がなかなか受け皿として厳しいということと、住宅の問題、住宅の確保が難しいということがありました。それでは町長にお聞きします。今教育長からありました問題点・課題点を踏まえて、町長としては、今後どのような形でしっかり連携を取って頑張っていかれるのか、その方向性、意気込みをちょっとお尋ねします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。ふるさと留学生につきましては、私たちも本当に与論の高校を体験していただいて、与論の良さを体験していただいて、子供たちがすくすくと育ってくればありがたいなと思っていますところ。特に、こここのところ与論の高校生がいろいろな面で活躍をして、全国大会にもいろいろな面で参加し、発表をしているということで、これは本当にいいことだなと、島の特長を生かして与論の高校の魅力を発信しているなということで大変期待をしているわけですが、いかんせん、今ありましたように、里親制度につきましては、これまでいろいろなところで里親ということで島留学、いろいろな留学制度をつくっていた町村も集落も、なかなか後が続かないということのようですので、今後これをやはり町としてこの留学生がだんだん増えてくるようになれば、町の寮あたりも考えていかなければならないのではないかなと思いますし、そういうことで、また今後のいろいろな事業等とも絡めながら、予算措置も絡めながら、検討していく必要があると思っていますところ。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今の町長の御答弁は、考えていく、検討していくというお話しでしたが、もう少し積極的にリーダーシップを発揮していただいて、是非この与論中学校、与論高校の直接生徒数に関わってくるこのふるさと留学制度というのは、私は町政の重要なテーマの1つとして取り組んでいただきたいと思います。与論高校が近い将来しぼんでしまったり、あるいは最悪の場合廃校になるなどという最悪の結果になった場合、与論は一気に過疎化することは間違いないのです。それは誰でも想像はつくと思いますが、これが、遠からずこういうことになる可能性があるというのは、非常に努力をしないと、もう手遅れになるわけです。そこはしっかり、町長はもう少し認識をしてもらって、町長の任期はあと3年ありますが、是非最大限の努力をしていただいて、本当に取り組んでいただきたいと思います。切実な思い、町民は与論高校の大切さというのはみんなわかっていますので、そこをただ思うとか、考えるとか、検討するではなくて、しっかり前向きに取り組んでいただいて町長のリーダーシップ、そして町岡教育長との連携、貴重な予算も投じ

てちゃんとやっていただきたいと思います。これは、サバイバルですよ。ほかの市町村、地方自治体、過疎化になっている全国の過疎自治体の本当にサバイバルです、競争です。是非負けないように頑張っていただきたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 14ページのふるさと納税推進費2000万円の増額となっています。これは、業務委託料ということですが、これをどこの民間に委託されて、どのような業務内容であるかお伺いをいたします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

まず、ふるさと納税の今の状況について御報告をいたしたいと思います。11月末現在で、累計では880件で、昨年度の今現在の月と比較して538件増えています。それからその寄附額なのですが、今現在累計で3353万8000円、昨年同期と比較して1541万6362円、増額になっています。そういったところで、10月末現在の寄附額が、昨年度の寄附額の約179%あるということで、それから現在の当初予算、これまでの予算ではちょっと不足が生じるということで、今回2000万円をサンゴ礁基金から繰り入れて計上しています。内容につきましては、もちろんこの経費の中には返礼品が含まれています。それから今現在、ふるさと納税のサイト、ふるさとチョイス、さとふる、楽天ということで、サイトに載せて宣伝するための費用として、その返礼品も含めて、あと2000万円ぐらいは不足するのではないかという見通しの中で計上させていただいています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） わかりましたが、委託料ということでは計上してありましたので質問したわけなのですが、その内容につきまして、ただいま件数、額を聞いたところがやはり増額されている。大変ありがたいなと思っていますが、この1541万円の増額されているその原因といいますか、それは恐らくコロナ禍の中でこの与論、この島が大変危機に陥っていて、何とかしてあげたい、助けてあげたいという全国からの私はそういった声があるのではないかと思います。いかがですか、この増額された原因というのは何がありますか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 林議員がおっしゃるとおり、そういった気持ち、全国の皆さんの頑張ってもらいたいとかそういった気持ちも含まれていると思います。また、今回そのふるさと納税とは別に、第1回目のクラスターがあったときに、別で現金という形で、そういうふうな設置をしてございます。それが1700万円ぐらいの

金額が積み立ててございます。それ以外にこの１５００万円ぐらい、今現在ですの  
で。これから少しは伸びてくるものではないかなと思っていますが、大変感謝して  
いるところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） ３番、林敏治君。

○３番（林 敏治君） この世の中で大変厳しい財政をしているのですが、こういった  
ふるさと納税というのを、やはり、よそからいかにして財源を集めるかということ  
も大事ではないかと思います。そういうことで、特にこの返礼品については、やは  
り与論島の特産品、どうしても将来は与論でしかない１品を出していただいて、こ  
れが全国に有名になるという、星砂、百合ヶ浜、いろいろなものを名称も付けて、  
いろいろなアイデアを生かして、全国に出回るようなひとつ今後の皆さん方の期待  
を私はいつも考えていますが、是非、この特産品、今全国にあるような特産品しか  
与論にもないわけですから、その与論としての本当の与論から生まれた特産品を是  
非開発していただきたいと思います。それについていかがですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 御指摘のとおり、ほかにはない地域で特産品があれば、  
もっともっと島のPRにもつながりますし、一石二鳥、一石三鳥ということで、地  
域の活性化にも大きくつながっていくと思いますので、これはまた特産品の担当課  
とも連携をしながら、積極的に対応してまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） ３番、林敏治君。

○３番（林 敏治君） しっかりと対応していただきたいと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） ５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） ５ページの債務負担行為についてお聞きしたいのですが、これ  
は与論町し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事となっていますが、いわゆる茶花の下  
水道と普通合併浄化槽以外でのトイレを使っている方のし尿の処理をするための施  
設と理解していますが、それでよろしいですか。

○議長（高田豊繁君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） おっしゃるとおりです。

○議長（高田豊繁君） ５番、喜山康三君。

○５番（喜山康三君） この事業は、建設工事で５億８０００万円余り、設計業務で３  
５００万円、それに関連して２０ページにし尿・浄化槽汚泥処理施設整備事業が２  
億６５００万円ですか、これ出ていますよね。この事業費のいわゆる土地取得費と  
か総事業費用はどの程度になっているのでしょうか。大体で結構です。

○議長（高田豊繁君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） 総事業費といたしまして９億２４３７万７０００円と

なっています。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） ほぼ10億円近くのお金を投じて、ある意味後ろ向きの投資と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、この債務負担行為でも約6億円ほど60%、70%近くは債務負担行為でなっていますが、先ほど行財政改革推進委員会というのがございますよね。こういう事業を行うときに、この全体事業費に対して、これだけの債務負担行為を行うということが適正かどうかということについても審議はされているのか。また、町長は、これはこれだけ借金して、こういう施設をつくるということが適正かどうかと、まず財政的な面ですね。それと、今後合併浄化槽の設置も進めていかれる中で、どのような算定基準でこのし尿処理施設を設計されたのかなという疑問がありまして。なぜ、そういうことを言うかということ、現在稼働しているクリーンセンターの件が、非常に島内の人口規模に対しては、異常に大きいということを指摘されているのですよ。これは中に入っている業者から指摘されたのですが、そういう話があったもので。こういういわゆる施設をつくるときには、今後人口減少とかも既に織り込んだ状態で、どういう規模であるか、どれだけの財政規模が適当かということをしちゃんと精査されたのかどうか。それについてはいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） お答えいたします。

まず、この施設というものが特殊な施設なものですから、なかなか通常の指名競争入札ですとか、一般競争入札ではなかなかこちらの要望する施設はできないということで、発注方式を公募型プロポーザル方式で契約を進めているところですが、その前に、大体のその事業費の規模といたしますか、そういったものを算定するために、4社から見積りを取ったところ、現在今8億3000万円余りの事業費になっていますが、9億いくらかというところで、大分事業費が高くなっておりまして、その中では、またいろいろな1日当たり6キロリッターの処理施設というところで、そういったものを全国的といいますか平均して、あとは離島の事業費にかける係数とかいろいろあるのですが、そういうところで計算をして現在の事業費になっているところですよ。

○議長（高田豊繁君） 5 番、喜山康三君。

○5 番（喜山康三君） いわゆる業者に発注するときのそういう方法とかのことについて聞いているのではなくて、こういう時代です、もう人口減少の中で、この事業が果たして適正規模かどうか。現況の状況にあわせてつくることがいかなものかというのもあるわけですよ。だから、この辺についてどこまで検討されたのか。こ

れについては、例えば、今、課長がお答えになっているが、課長ではなくて、これは町長、副町長ね、私がお聞きしたいのは、これだけの債務負担行為をかけてこれだけの投資をするに当たって、行財政改革とかいう視点で、総務企画課長も含めてどういう形でこれを討議されたのかなど。いわゆるそこをお聞きしたいのですよ。この事業の良し悪しを問うているのではなくて、投資の額のあり方、規模のあり方、将来を見据えた形でどうあるべきかとか、それについてどこまで討議された形でこの事業を始められたのか。それをお聞きしているのですが、いかがですか。これは政策的な話ですからね。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この事業につきましては、おっしゃるとおり、今、合併浄化槽というのが非常に町からも推進をさせてございます。私も認識不足で、こういった浄化槽ができると、町の処理施設は要らないのではないかという考えを持っておりまして。ところが、定期的にその浄化槽の中にたまる汚泥というのを、結局浄化槽が増えれば増えるほどそちらも増えていくわけです。実際に各家庭の汲み取りの量が約半分ぐらいあるのですが、そちらは減って、施設が小規模になっていくのではないかと考えたわけなのですが、汚泥が逆に増えていく、集落排水も利用すれば利用するほどそれだけ汚泥が増えて、そちらの処理をしていかななくてはいけないということになりまして、ある程度の人口推移を計算した上で事業計画をしてございます。その中で、特に我々が選考するに当たって重視をしたのは、その施設の耐用年数、要するに維持管理費を含めて将来的に安いコストで人件費も含めてできるかというのを検討しながら進めてまいりました。先ほど課長からも説明がありました、3社の中の御提案をいただいた中で、1社を選定いたしまして、今後のこの浄化槽関係の行政を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 時間もあまりあれですので、私がお聞きしたいのは、今副町長が言われている合併浄化槽の下にたまる汚泥処理のこともよく知っています。また、そこのし尿処理センターで処理したものが、またそこにもどうせ出るわけですよね、汚泥が。今度その汚泥の処理のまた別の問題もあると思うのですよ。全部浄化して流すわけではないですから100%。またその処理施設の中にも、また汚泥は残るわけですから。さまざまな形で後々いろいろな負担が出てくるわけですので、この辺も勘案して、ただ私はこれらについて、合併浄化槽が今何世帯あって、そのうちの年間いくらその汚泥が出ているとかですね、そのデータも見ながら、今後の将来について、きちんとした検討会はされたかなということで、それをお聞きしているのですが。もう結構です。もしよかったら、また後で御説明いただければと

思いますので、是非、こういう施設をつくるときに、私はクリーンセンターで随分これをいろいろお聞きしているものだから、こういうことがないように是非進めていただきたいと、それを要望して終わります。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 喜山議員とちょっと意見が違いますが、私は、この施設をつくる委員会に属しておりまして、いろいろと執行部の皆さんが常日頃から資料を集めて、あらゆる地域のやっている自治体の書類関係を全部集めて、我々に検討させて、そしてそれに何回となく返答をして、現場にも行って視察をしまいいりました。そういうことからして、私はこの施設に関しては、間違いなく執行部がよく頑張っておられるなと思います。また、これをしなければ、本町の観光振興、あるいは生活面において非常に環境衛生に関して支障を来すということで、この事業はやらなければならない事業であると思います。

ところで、私が1つ残念なことは、これは今後町長も考えていただきたいのですが、牛し尿処理と人糞のし尿、この2つを合体してやっておけばよかったというのが、悔やんでなりません。それだけが気になる場所であって、この事業に対する考え方というのは間違いないと思っています。今後ひとつそれを検討していただきたいと思います。本町の地下水の汚染は、このいわゆる牛の尿が大きく影響しているところがあると思いますので、そこら辺も検討しながら考えていただきたいということが、今悔やまれてなりません。そういうことからして是非検討していただきたいというのが1点。

もう1点は、設計者と施工管理者、これを1つにしてしまったら、必ず問題が起こります。施工管理者と設計者が同じ人だったら、同じ会社だったら、その人の言いなりになります。だから、設計者と施工管理者だけは、是非ひとつ分離して事業を進めていただきたい。そうしないと必ず汚点を残します。また、事業をやった後、監査の指摘を受ける可能性もあります。もしもない場合は、議会でまた指摘される可能性もありますので、そこら辺だけは十分お気をつけていただきたいと思います。環境課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） お答えします。

今おっしゃられていたとおりに、そういったところに留意をしながら進めてまいります。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第61号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第61号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第61号、令和2年度与論町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第62号 令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（高田豊繁君） 日程第7、議案第62号「令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第62号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、県支出金県補助金5862万9000円、一般会計繰入金469万6000円を追加しています。

次に、歳出の補正としまして、総務費総務管理費12万円、保険給付費療養諸費5430万8000円、高額療養費577万2000円、出産育児諸費210万2000円、保健事業費14万円、償還金及び還付加算金88万3000円を追加しています。

歳入歳出予算にそれぞれ6332万5000円を追加し、国民健康保険特別会計予算総額8億6301万3000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といた

します。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 出産育児一時支援金についてお聞きしたいと思います。これは非常にありがたいことに、山町長のちょっと前からやってきているわけですが、これは非常にありがたいことです。私がお聞きしたいのは、これがちょっと補正で今400万円ほど追加されていますが、この中身が変わったのか、あるいはまたこれだけ子供たちがよく産まれたのかということだと思ひまして、それでその中身をちょっと確認しておきたい。担当課長、僕の質問の内容はわかりますか。あなたは頭がいいからわかるね。お願いします。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時25分

再開 午前10時27分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 一般被保険者療養給付費が5339万2000円増えているのですが、実は、私ども担当の方もそれがよくその数字がつかめなくて、コロナの影響で病院の医療費自体が下がるのではないかと考えていたところが、実は増えておりまして、その原因というのが、ちょっとはつきりまだつかめていないのですが、確かにコロナの関係で入院することによって全部タダになるわけではなくて、その初診料とか、またCTの検査分とかは自己負担になってきまして医療費にかかります。そういったものであったり、また病院になかなか行けない分、電話でお願いして薬をもらったりとか、その薬分が増えているのかなとちょっとその原因がはつきりつかめていないのですが、そういったのもありまして、あと出産育児一時金ですが、これも具体的に出産している人数が増えているということではなくて、当初の予定の予算額が少なかった分をまた上乗せして追加している分だと思っております、ちょっとその医療費が上がった分が、実は担当の方も私もちょっとはつきりつかめない状況でございまして、コロナの関係で病院に行かなくなると少なくなると予想していたことが、なぜか医療費が上がってきています。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 先ほど400万円と言いましたが、本当は210万円でした。

それに対して改めて訂正させていただきます。

私が、なぜこういう質問をするかと言いますと、今課長が言われましたように、このコロナ禍の中で出産をされる皆さんは本当に大変だと思うのですよ。だから、それに対して執行部の皆さんが、町長を中心にしてこれは大変だと、これを何とか支援してしなければもたないなというお考えでやられたのか、そういうお気持ちがあったのかということで質問したのです。だから、我々はこの出産支援というものはこれは強烈にしていかなければなりません。本町にとって一番の重要な重点政策だと思うのですよ。だから、これは私は少ないということで質問するのではなくて、できれば増やして、特に今回このコロナ禍の中で頑張っておられるお母さんたちに、また家庭に対して支援をしていくことが、我々の責務じゃないかと思っています。どうかひとつそこら辺も考慮に入れながら、町長、町長のじくじたる思いはわかります、財政が非常の厳しいのもわかります。わかりますが、ひとつこれはどうしても必要な政策ですので、町長のお気持ちをちょっと色付けして御答弁いただけませんか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。私になりましてから出産のための宿泊とか健診宿泊とかというものを日にちを増やしたりして、母親にできるだけ負担をかけないようにしてまいりたいという気持ちでやって取り組んでいるわけですが、合計特殊出生率をみましても、これまで非常に高かった2.14だったのが、この頃ちょっと下がってきて本当に心配をしていますので、今後もできるだけこういうふうな出産支援については、特にコロナ禍の中での妊婦については、できるだけ対応していけるように頑張りたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第62号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第62号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号、令和2年度与論町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第8 議案第63号 令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（高田豊繁君） 日程第8、議案第63号「令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第63号、令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入の補正としまして、国庫補助金31万3000円を追加しています。

次に、歳出の補正としまして、総務費一般管理費その他の負担金29万7000円、諸支出金償還金及び還付加算金150万6000円を追加し、基金積立金介護保険準備基金積立金149万円を減額しています。

歳入歳出予算にそれぞれ31万3000円を追加し、介護保険特別会計予算総額7億2244万6000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第63号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号については、委員会付託を省略することに決定しまし

た。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第63号、令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号、令和2年度与論町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第9 議案第64号 令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（高田豊繁君） 日程第9、議案第64号「令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第64号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について提案理由を申し上げます。

令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、歳入で後期高齢者医療保険料200万円、繰入金7万1000円、国庫支出金1万7000円を追加計上しています。

歳出では、総務費8万8000円、後期高齢者医療広域連合納付金200万円を追加計上しています。

歳入歳出予算にそれぞれ208万8000円を追加し、後期高齢者医療特別会計予算総額7735万1000円となっています。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第64号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員

会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第64号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号、令和2年度与論町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第10 議案第65号 令和2年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（高田豊繁君） 日程第10、議案第65号「令和2年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第65号、令和2年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

配水施設整備費の報酬及び法定福利費の当初予算計上不足額を計上するものです。

御審議の上、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第65号、令和2年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号、令和2年度与論町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第66号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について

○議長（高田豊繁君） 日程第11、議案第66号「鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第66号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の変更について提案理由を申し上げます。

大島農業共済事務組合の解散に伴い、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合理約の一部変更について協議したいので、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今回、大島農業共済事務組合という私ども与論町も入っている組織が、県全体の事務組合から離脱すると、脱会するということなのですが、脱会するそのメリット、それから従来その県全体の総合事務組合に加盟していたこと

よってのデメリットがあったかと思うのですよね。メリットとデメリットを比較して、結局脱会したほうが良いという結論になったかと思うのですが、そのあたりを我々にもわかるように説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 与論町は鹿児島県市町村総合事務組合の一員になっているのですが、その大島農業共済事務組合が脱会することになりますと、いろいろな運営をする負担金であるとか、そういったところにも若干影響が出てくるのかなと思うのですが、負担金が増えてきたり、あるいは大島農業共済事務組合が脱会したことによって、じゃあ与論町が入っている南大島農業共済事務組合に対する影響というのがまた今後、例えば、いい参考になったとかいうことで、また脱会したほうが良いのかなということになっていくとも限らないということが懸念されるのですが、そのあたり少しわかりやすく説明を求めたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

今回は、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する各市町村であったり一部事務組合、広域連合といったところで編成している構成団体が減るということで、議会の議決をいただくという内容ですが、この脱退解散によって、これが抜けることによって、負担金のことについてはちょっと私たちもそこまでは聞いていないのですが、これは今後また聞きながら対応してまいりたいと思います。南大島については、この組合には加入をしてごさいませんので、よくそちらの団体の影響については私のところでは、今のところ承知をしていないところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 直接に与論とはあまり関係がないように印象を受けるのですが、いずれにしろ、こういった市町村総合事務組合から大島が脱会するからには、何らかの理由があると思うのですよね。そのあたりはしっかり情報を取っていただいて、しっかり今後の与論町の場合はどういった方法が良いのかということも見落としがないように、アンテナをしっかりと高く掲げていただきたいと要請して、私の質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第６６号は、会議規則第３９条第２項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６６号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第６６号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６６号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更については、可決されました。

—————○—————

#### 日程第１２ 議案第６７号 町道路線の一部廃止について

○議長（高田豊繁君） 日程第１２、議案第６７号「町道路線の一部廃止について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第６７号、町道路線の一部廃止について提案理由を申し上げます。

本路線は、町道整備事業等により整備された道路ですが、町道宇勝・城線との重複部分の解消のため、道路法第１０条第１項の規定により、町道路線の一部を廃止するものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第67号、町道路線の一部廃止についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号、町道路線の一部廃止については、可決されました。

ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時51分

再開 午前11時02分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

### 日程第13 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第13、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） よろしくお願ひいたします。

1 魅力ある教育・学校づくりについて

- (1) 島の人口を増やす1つの手段として、生徒や保護者が、通い・通わせたい魅力ある教育・学校づくりが必要だと思うがどのように考えているか。

- (2) 学校内における問題（いじめ・不登校）などに対しては、スピード感をもって対応・対策を講じる必要があると思うが、現在どのような対応・対策を行っているか。

## 2 SNS等を活用した観光戦略について

- (1) 近年、自治体や観光団体がユーチューブやInstagram、フェイスブックなどのSNSを活用して観光客誘致に取り組んでいるが、本町におけるSNS等を活用した観光戦略についてどのように考えているか。

よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 魅力ある教育・学校づくりについてお答えいたします。

与論町の永続的な存続・発展のためには、人口維持が極めて大切だと認識しています。このため人口増加対策の1つとして、魅力ある教育・学校づくりのため平成27年度から「ふるさと留学」制度を立ち上げ、継続的に留学生を受け入れています。

御質問にあります、魅力ある教育・学校づくりについてお答えします。

1点目は、「個性が輝き 島が輝く 誠の教育」のキャッチフレーズのもと、特色ある2つの教育活動を推進しています。

その1つ「誠の教育」は、地域が一体となった知識も知恵も体験も重視する教育の推進です。地域の一員として何をなすべきかを体験的に学びます。

次に、「島だちの教育」「島を発つまでに、将来この与論島を建てるために、将来、各地で自立した生活をするために」の推進では、主にユンヌフトゥバ学習、弁当の日、エイサーや三線・2,000メートル遠泳などの特技習得を図っています。

2点目が、人と海の関わりを継続的に学び、与論の歴史・文化、これからのあり方を主体的・協働的に探求する、小中高と地域が連携して行う海洋教育の推進・充実です。

魅力ある教育・学校づくりについての2点目です。

教育委員会は、全ての学校から毎月いじめの認知件数や不登校の状況の報告を受けており、特に気になるケースについては、管理職への指導助言をはじめ、スクールソーシャルワーカーの活用も勧めています。また、指導主事が学校への助言や保護者との面談等も進めています。県教育委員会との連携では、学校非公式サイト等への問題のある書き込みや画像について監視し、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応を図る「学校ネットパトロール事業」を実施しています。

今年度は「与論町いじめ防止基本方針」を大幅に改訂し、各学校におけるいじめの未然防止・早期発見・早期対応について具体的な行動指針を示すとともに、町・

学校・地域住民等との連携を一層強固なものにしていくために、いじめ防止基本方針を教育委員会ホームページに公開いたしました。

なお、今年度は新型コロナウイルス感染症に伴う臨時休業、自宅待機、外出自粛等による生活の変化により、子供たちがさまざまな不安やストレスを抱えていることが想定されることから、各学校において悩みを抱える児童生徒の早期発見と心のケアに努めるよう指示するとともに、各種相談窓口を子供たちや保護者に周知するため、「かごしま教育ホットライン」や「かごしま子供SNS相談・通報窓口」等のリーフレットを、全ての保護者に配布したところです。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 2番、SNS等を活用した観光戦略についてお答えいたします。

その前に字句の訂正をお願いいたします。私の答弁の上から7行目です。映像配信は「12月7日」と書いてありますが、申しわけありません、「今月中」とお願いしたいと思います。

それでは、お答えを申し上げます。

今年度制作している観光動画では、ヨロン8Kで実施したユーチューブ広告だけでなく、本動画に出演したInstagramフォロワーが5万人を超えるモデル2人による発信や、与論に興味を持ちそうなターゲットに対して、グーグルサイト等でディスプレイ広告を行います。今回制作している観光動画は、3パターンのテーマプラスダイジェスト版の計4本としており、ユーチューブでの映像配信は今月中を予定しています。

また、自治体の動画によるプロモーションだけでなく、観光事業者自身の観光商品PR・宣伝力を高めるため、世界最大のドローンメーカーであるDJI社と本町が連携し、DJI社のドローンやアクションカメラ等を使ったプロカメラマンによる動画撮影・編集セミナーを行いました。各事業者やツアーガイドの方々が参加し、機材の使用方法や動画編集・SNSへのアップの方法などを指導していただきました。本セミナーを受講した事業所の中には、自ら撮影した画像をユーチューブやフェイスブックを利用して、宣伝に活用しているところもあり、各事業者の宣伝力向上が集客につながるものと期待しています。

今後もSNSを活用した、島内発信型観光プロモーションを推進してまいります。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。それでは、まず1番目に魅力ある教育・学校づくりについてお伺いしたいと思います。

教育と人口についてあまりくっ付かないのではないかとと思われる方もいらっしゃると思いますが、与論町は右肩下がりで人口は減っています。これは誰もがわかっ

ていることですが、平成27年度の与論町人口ビジョンによりますと、2020年、今年ですね、本来ならば4,800人程度と予想されておりました。実際、住民基本台帳によりますと、大体5,100人程度で300人ほど緩やかになっているのが見られます。ですが、今後20年から25年の間には、4,000人を切るという予想になっておまして、鹿児島県においても消滅する自治体の1つに与論町も含まれています。そうしますと、やはり人がいない、人口が少ないというだけで、商売とか学校もそうです、医療もそうです、何もかも必要になってきません。では、どうするのかといいますと、やはりどうにかして仕事だけではなくて、ほかの面からアプローチをかけて人口を増やすということが大事だと思っています。ちなみに私が帰ってきた25、6年前はですね、そのときには、島の人たちは、「大体与論は、仕事がないから人がいないんだ。」とそういう方が結構いらっしゃいました。しかし、今の場合は、仕事に関しては選り好みをしなければいろいろな仕事はあります。たくさんあります。逆に言えば人手不足となっています。募集しても集まらない。人を集めればいいのかというと、その人ができる能力とかセンスというのも大事になってきます。就職したのはいいがもたないと、1年、2年で辞めていくと、また次を探さないといけないという悪循環になっています。実際、僕の周りから聞きますと、やはり後継者とか後継ぎがいない、誰でもいいから来てくれなにかといっても誰も来ない。そのおかげでお店をたたむところが多くなってきています。お土産屋をはじめ、ホテルも。僕が島に帰ってきてから大きなホテルが3つほどもう閉まっています。聞くとところによると、ほかにも、あと2つぐらい来年度までどうしようかというところもあります。今のところ、ヨロンマラソンとか修学旅行、それだけに時々開けて対応すると、あとは全部閉めている。そういう民宿とかホテルもよく聞きます。そうすると、やはり島に与える経済というのは大ダメージがあると思います。では、その人を呼んで来てくれた。それでオッケーかという、今度は先ほどからありますように住宅の問題が出てきます。今聞くと、本当に今年一番多くよく聞かれたのが、まず最初に住むところはないかと、まずそれから言われます。仕事をあつせんする前に、住宅をまずあつせんしないと人は来ないと、こういうふうな今のところ流れになってきています。仕事はあるが住むところがない。それでは誰を呼ぶのか、どういった人を呼ぶのがいいのかとなると、やはり与論出身者ですね。Uターンとかしてくれたら実家はある、仕事もある、御実家に仕事があればまずそれをやると、そういうふうにすれば仕事は増えてくる関係もあるのではないかと思います。与論島はマリンスポーツ関係ですね、海関係。特に夏多かったのを限定で、夏だけバイトしに来て、そのまま与論が気に入って永住するという方も少なくはないです。そのほかに、本当に海が好きで帰省して家業を継ぐ

という、そういった若者も今増えてきています。また実際に今与論は畜産とかが経済を上げていますので、その後継ぎに来れば大丈夫だろう、子供を呼び戻したりしている畜産農家もあります。今言ったように、仕事があれば、住宅があればとなりますが、じゃあ、その前ですね、与論を出るときにどうやったら与論にUターンして帰って来てくれるか。それを考えると、まず小中高の学校にいるときに、与論の魅力というものをまず教えなければならないと思います。そこで、教育の魅力化ということを提言させていただきますが、教育の魅力化といっても、教育がいい教育をしている、学力が上がる、そういうわけではなくして、人間として中身的にすばらしい人間になれるように、そういうことも必要だと思って教育の魅力化ということを私は提案をさせていただきます。

今ですね、私もそうでしたが、学校とかの関わり合い、先生とか生徒はございますが、一般の家庭になりますと、やはり学校との関わりが強くなってきます。特に中高になると、もうほとんどありません。小学校のときには、いろいろな授業とか運動会、駅伝大会とか父兄が参加して、その後飲み会とかで生徒と話す、先生と会話をする、そういうのがございましたが、近年、コロナ禍の影響もありまして、集まりも減ってきています。コロナ禍の前から中学校とか高校でも役員の方ぐらいは、まあ先生とたまに1年に1回話し合うかなというぐらいです。そうしますと、やはり与論島の教育の魅力というものを生徒に伝えるには、ちょっとできないのではないかなと考えています。

そこで、まず与論独自の教育の魅力というのはどういうものがあるのか、教育長にお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。今の部分は、子供たちと触れ合ったりする中で、島の魅力をどのように伝える場とするかという魅力の部分もあると思いますが、一応私が魅力ある学校づくりということでしていることはどんなのがあるのかというふうにお伺いされていると思ってお伝えをしたいと思います。

1つは、島にある文化や歴史遺産も子供たちに伝えることだと思っています。それは、先ほどありましたように、1つは、島を出るまでにという、島を発つまでに身につけさせたいこと。そういったものをしっかり整理することだと思っています。ここに出してありますように、ユンヌフトゥバの学習の時間を全小中学校に取り入れました。これにはまた意味がありまして、今まではある学校だけとか特別な学校や園が中心になっていたのですが、今は、全部の園、全部の小学校・中学校に時間、時数を割いていただいて、共通に取り組むようにしています。島の方言を学ぶということは、これは私が、英語もほかの外国語も同等な立場に立ってものを考える。

言語は全て対等であるというところから、文化的にも対等だという理念に基づいていきます。よって、当然英語の授業も頑張ってもらいますが、そういう意味では、島の言い回し、島に続いてきたユンヌフトゥバの魅力を伝えていくということも、全て喋れなくても大事なものの1つだと考えています。

そこに書いてあるものの中では、弁当の日というものがございます。これは、親と子の関わり合いになります。これもお弁当の日を平成26年度から実行するようにしています。与論高校では、年に1回それまで少しやっていたのもあります。これは、弁当をただつくって食べればいいというものではなくて、弁当をつくることによって、弁当をつくる親へのありがたさ、それから弁当の素材を考えることによって健康意識、誰へ送るのかということで対象を意識をした弁当をつくる。例えば、おじいちゃんに持っていくときにはカロリーを下げ、塩分を控えて、野菜を多めにしていこうね。お母さんが病気のときにはとか、それから、さらに就職、大学に進学したとき、少ない素材でより合理的に健康的な調理をして、自分で食事をする。わざわざ買いに行かなくてもいいということまで含めた、生きるための知恵を学ばせるための弁当の日ということも大事にしたい。

それから、そこに書いているエイサーや三線・2,000メートル遠泳というのは、どこでもなかなかこのことは続けられていません。桜島横断海峡とかそういうのもいくつかありますが、今は危険で。与論は何をしているかというと、茶花小学校1,500メートルです。ほかの2小学校は2,000メートルを続けてきている。親と教師と子供たちが一生懸命になってやらないとできないことですが、この裏は、1つは、親子の先ほどおっしゃられた触れ合いや励まし合いの共同精神ですね。もう一つは、やり抜いたということ、1,500メートル2,000メートル泳ぎ抜く、しかも海の大自然で泳ぎ抜くというのは、プールよりももっと強い自信につながります。自己肯定感と言います。こういったものをつけるために継続をしているという例の1つです。そういったことで、まだありますが、例えば、英検・漢検を、国語と英語を確認した学力向上ということで、島の子供たちにとっては伸びやかな、豊かな、のんびりした島で育っていますねと、周りを見ます。しかし、そういう中でも厳しく学力を高めていくことが、ほかに行って戦い抜く1つの武器になると私は思っています。そういう意味では、学力も大事にしたいという意味で、全国学力テストや県版にも力を注ぐ。ただし、年齢に応じてですから、豊かな体験をする段階と上に上がる段階とでは、その学力一般への中心的な強さは少しずつ違います。最初はやはり心や友だちとの触れ合い。長くなりましたが、また御質問の中でまいりたいと思います。

最後に、小・中・高、地域と一緒に、漁業協同組合と一緒に、地域で今

やっているのが、将来与論が核にする学ぶべき課題として、海の教育、海洋教育を核にした、将来的に目玉になる与論の探求すべき中心的課題を海を大事にしながら、少しずつ考え方、問題を考える、将来それをどうするかを考えて島を出るような子供たちになっていければというので、海洋教育の２年目になります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） １番、南有隆君。

○１番（南 有隆君） ありがとうございます。そうですね、最初述べたように、この教育の魅力化と人口についてなのですが、今教育長がおっしゃられたとおり、与論はこれだけすばらしい魅力ある教育をしていると思います。ということ、島内外に発信していければ、与論に子供を預けてもいい、与論で育ててもいいのではないかとすることが起きると思っています。そうすることによって、与論自体が魅力ある地域の１つ、定住・移住するところの１つとして上がってくるのではないかとと思っています。

最初に述べたように、与論の人口は減っていますが、そこで、私、平成２７年から令和２年７月、今年までの各小中高の生徒数を調べたところ、平成２７年から令和２年までの間で平均が６２０人となっています。ずっと６２０人です。人口が減っているのに、何でこんなに生徒数は減らないのかと不思議に思っているのですが、教育長はどのようにお考えになりますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まず、減っていないかということについて、私も１０年単位ごとに中学生の卒業生を刻んでやっていきますと、かなり減少しています。今おっしゃられたのは、小中高の人数を平均したら６２０人ということですので、これが全体的に減っていない１つの例だとすると、これはやはり人口の割にこれだけの人数がいるということは、もう基本に戻ると、魅力ある島だということを住む人たちが思っている人が多いと。そこで、帰ってきたりＵターン・Ｉターンを含めて島に住む人たちが子育てをするのを、いわゆる日本全国の平均にしては非常に島の魅力、島に住んでよかった、誇りに思えるという人が多い証の１つだというふうはこの人数でいえば思います。先ほども申しましたとおり、中高にだけセットをして、焦点化して調べていくと、かなりの減少が中学校だけでも１０年ごとに刻んでいくと大きい減少なので、そこに食い止めたいといったのが、先ほどのふるさと留学生の意味にもなっています。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） １番、南有隆君。

○１番（南 有隆君） ありがとうございます。

最後に、今後私の要望といたしましては、できれば地域の人たち、大人たちとの

交流ですね。意見会とかなるべく増やして行ってほしいと思います。そうすることによって子供たちのコミュニケーション能力が増えていくと思っていますので、よろしく願いいたします。1 番については、以上で終わらせていただきます。

次に要旨 2 についてです。私のところに、ある生徒の親から相談がございまして、これはいじめに対することなのですが、現在、全国のいじめは約 6 1 万 2 4 9 6 件あります。前年比で 1 2. 6 % 増えています。小学校は 1 9 8 5 年以来、5 年で 4 倍になっています。小中高で 7 万 8 0 0 0 件、特に暴力行為だけで過去最多となっています。不登校に関しては、小中高 1 8 万件です。これも過去最多となっています。これを鹿児島県内でみますと、いじめは 1 万 2 5 9 件、前年比 2, 6 4 3 件増えています。内容は、冷やかしの、からかい、悪口が 6 6. 4 %、軽くぶつかる、遊ぶふりをして蹴る・たたくが 1 9. 7 % です。仲間はずれ、集団による無視というのが 1 3. 5 % ございます。

私のところに来た生徒から相談があったときに、どういう内容かと聞いたところ、ある生徒が学校に行ったときに、普段は元気よく行っていたのに、ある日を境に会話をしなくなったと、笑顔が消えた、そういうふうになっておりました。全く家にいても会話をしない、学校から帰ってきてても部屋に閉じこもっている。何かおかしいなと思い、本人に聞いても、本人は「いや、別に。」、体調が悪いのかと聞いても、「いや、別に。」もうこれだけだったそうです。その後、御飯食べているし、学校に行っているからいいかなと思ったところ、その親がある日その生徒の部屋を掃除しているときに、カッターが見つかったそうです。そのカッターが汚れているから雑巾で拭いたところ、赤いものが付いていたそうです。カッターに赤いものが付いているといったら、もう手首に自傷行為をやっているそうです。それに気付いた親は、その生徒の手首を確認したところ、やはり傷があったそうです。これは、リストカットというのですが、現在多いのはアームカット、レッグカットというのがあります。これは手首ではなくて腕のところに傷を付けるのです、あと足。そうするとなかなかばれないそうです。手首にやると必ず切ったのがすぐばれますので、ばれないように腕を切るとか、あと足に傷をつける。最近多いのが、顔を殴るとあざができる、そうするとばれる。だったら、どうするかというと服を着ているおなかをたたくとか、背中をたたく。そういった暴力行為が蔓延していると聞いています。

そこで、その親が生徒に「何でお前はこういうことをしているんだ。何かあるのか。」と聞いたところ、急に仲が良かった生徒がいきなり無視し始めたそうです。いくら声をかけても何の反応もない。「えっ、何でだろう。」と思い、初めは不審に思って「あいつ何か機嫌が悪いのかな。」というぐらいに思っていたらしいです。

ところが、部活に行ってもその生徒は孤立していたそうです。部活動の準備から何から全部1人でやらされて。本人が何か悪いことをしたのか、ほかの人を殴ったとか暴力行為をしたとかというのがあれば、多分こういうことになるかもしれませんが、実際その生徒は何の心当たりもなかったそうです。「あれ、俺何か悪いことしたかな。」「私、何か悪いことしたかな。」自分では気付かないです。ですが、周りから見るともう本当に孤立して、誰にも相手にされません。そうすると、まずやってしまったことがリストカットだそうです。それでカッターに血が付いていた。その後、カッターをやはり親としては隠すそうです。隠してもその生徒はボソッと一言、「カッターはどこにいったの。」と聞くそうです。ですが、「カッターはないよ、知らないよ。」と言っても、また買いに行くそうです、自分でですね。そのカッターを何回も隠しているうちに、あまりカッターのことを言わなくなったと思って、よくなったのかなと思ったら、今度は戸棚にあった薬を大量に服用したそうです。手当たり次第にですね。

実際これは与論で起きていることです。薬大量服用は、はっきり言ってこれは自殺未遂ですよ。簡単に言いますとですね。こういうことが実際に与論で起きているのですが、教育長はこのことを聞いてどう思われますか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 大変心を痛めています。そのことの状況が私のところには届いていないと言ったら申しわけないが、先ほど言いましたように、なるべく早いうちに、子供たちのそういう状況を発見するために、いじめのアンケートあるいは観察、そしてそれが出れば、お互いの連携を図っているのですが、もう非常に心の痛む問題ですので、これはもしそういうものが出た場合は、学校だけで対応できない、親との話し合いだけでできない場合は、保健センターとも私たちはつないでいるし、さっきのように相談すべき窓口というのにも担任に言えないとか、友だちに言えないときにははということも広げているが、残念ながらその子には通じず、そのまま1人で悶々としている日々を長く過ごしているのかなと、非常に悲しく残念に思っています。万が一、そういうことが早めにわかった段階では、親も早めの相談をしていたきたいし、そうならば静かに子供たちの関係、部活動の関係を様子を見る期間、関係のメンバーが集まって大きさにより相談、そしてその子供だけにそっとSSWと言いますが、相談の機会を設けたり、あるいは全く学校周りにわからないような相談機関の電話番号というのにも結構ありますので、非常に心を痛めています。もし、現在、その対象とする子供がいれば、この場面で誰という必要はもちろんありませんので、早めにこちらにも教えていただければ、学校、地域挙げてできるところで総動員で連携を深めていきますので、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 1 番、南有隆君。

○1 番（南 有隆君） 力強いお言葉ありがとうございます。これにはまだちょっと続きがございまして、やはり自分でもう耐え切れなくなって、授業中とか休み時間に涙を流したり、おなかが痛くなってトイレにこもったりするそうです。やはり誰かに相談しなければ、ちょっとおかしくなると思い、ある先生にやはり相談したそうです。こうだよと、こういうことをやっているんだけどと言いました。言った本人も、先生には言わないでくれと、ほかの先生には言わないでくれというふうに相談したそうです。ものすごい勇気がいることですね。ですが、学校のシステム上、やはりほかの先生も知ることにはなります。これは多分職員会議とかで、こういうことがあったという事例が出ると思います。多分、名前まで出ているのではないかなと思います。そうすると、ほかの先生方もその生徒にもっと気を遣ったりとか、やたら声をかけてくると、そういうことになったそうです。先生としては、やはりその生徒を守るためだと、その生徒のためにとやっていると思うのですが、生徒側からすると、やはり裏切られたと。先生には言わないでねと言ったのに裏切られた、そんな感じがすると。そうすると、余計無口になり、その自傷行為がもっと続くそうです。学校も信用できない、先生も信用できない、そうするとやはり不登校になってしまうことがあるそうです。「たまに、学校とかでもそういうアンケートをとっているんじゃないの。」と聞いたところ、その生徒が言うには、「学校でとるアンケートなんか、まともに書かないよ。」と言っています。「何で書かないんだ。自分がやっていることを書いた方がいいんじゃないの。」と言ったら、「いや、そういうことを書くと、また学校が面倒くさくなる。先生の干渉が面倒くさい。」と、そういうことを言うそうです。確かにアンケートをとるのは無記名で、内容を見るためにはいいことだと思いますが、本人からするとそれがまた悪い方に、やはり悪循環になってしまうケースもあります。

今言ったように、与論町においてもアンケートはとっているとは思いますが、そのアンケートの中身ですね、現在こういうことがあるよという、いじめの内容がわかるようでしたら教えてください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 各学校で、いじめと思われる、具体的にいじめを受けているという中身のアンケートもあります。心と体の健康で、何か最近嫌なことはないですかという記名の取り方もあります。非常にたくさんのアンケートを学期ごとに行ってとるようにしていますが、今の事案だけに申し上げますと、このとり方も大変気を使いながら、学校は行っています。その後の調べも無記名、記名とありまして、学校としては何とかそれを早く発見して、なるべく早く対応したいという、今

国の方針もあり、なるべくいじめと自分が思うものは挙げてくださいという方針に変わっているので、そして3カ月間学校で様子を見て、いじめられていないときにやっと1人、そのいじめが解除されたのではないかというシステムを今はとっているのです。このいじめのアンケートが鹿児島県も全国も増えているのは、そういう方針の方法の転換の例もあります。大事なことなので、この子供を守るために、相談の秘密を守るというところもあります。その中で教師も非常に悩みます。非常にこの自傷行為をしていたり、親に言えなかったり、親が気付いてくれないために、それを繰り返している。じゃあ、それを学校がわかっているが、親にそれを気付かせるのに子供がそう言ったと言っていいのかどうかという、非常に今度は学校がわかったとき、親への愛情への対応をどうしていくかというのも非常に苦しい部分なので、このあたり黙っておけば自殺をするのではないかと思う先生として、1人で抱え込めない部分もあります。だから、この前も自殺相談会が6時に地域福祉センターでございました。私も行きました。自殺する人たちの心情をずっと訴えておられました。誰か1人でいいから、とにかく聞いていただける人、あなたが相談されたらそこに寄り添っているだけでもいいですから、できないときには専門家に回していただきたいという表現もありましたが、非常にそのところは難しい対応を迫られるので、なるべく1人で対応しないでできるだけ専門家へもつないでいく、それから、そういうところの重症化に至らないうちに、ちょっとしたサインがある。そのサインの早い時期に見つければ相談に乗れるんだが、というのも私たちの悩みのところなんです。そのために本当はいじめ発見の、後でまた、もしよければたくさんデータがありますので、いじめの調査項目も見ていただければと思います。確かに子供は、いじめがないかと言って、はい、書きなさいなどと言って書けるかどうかというのは、その対応をどうしてくれるのかという信頼がないと書けない、目もあるわけですね。人というのはそういうものもありますので、やはり書いた後に横から見られたら、私のことがばれるという不安の中で書く場合もあるので、その書き方そのものも、書いたらさっと裏返して知らないふりして取るとかいうのも気を遣ったり、その段階に応じてやっていきますが、非常にこのいじめの問題は見えないだけに、難しいところなんです。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。もう一つですね、いじめは生徒同士のことかもしれませんが、中には先生が関わることもお聞きしまして、そのいじめている側の2人を、ある先生が部活動終わりに呼び出して、仲よくしろと説教じみたことを言われたと言っておりました。しかもこれが、部活動終わりの2月です。寒い時期に生徒は着替えることもできず、延々と先生から説教をされたそうです。そ

の先生からすれば、もう熱血指導で仲良くさせようとしているのかもしれませんが、生徒からしたら、部活動終わりの汗をかいている格好で1時間も立たされて、2月の寒い時期に何を考えているんだと思ったそうです。実際その2人のうち1人は、次の日風邪を引いて休んだそうです。

そういうことも考えると、やはり生徒のこともですが、やはり先生の質ですよね。何から何まで自分で解決しようとするのではなくて、先生としてもやはり生徒の立場になって生徒の心情を考えてものを言うべきなのではないかと思っています。ですから、先生の免許更新とかそういうときには、やはり先生も、もう少し生徒の立場に立ってものが言える先生を増やしてほしいと思います。

また、現行はスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーなど、学校には常備しているとは思いますが、年間やはり9,000件はいじめは解消されていると言っています。しかしながら、私が考えるいじめが解消されたとか、そういう確認というのは、なかなかとりづらいのではないかと思います。やはり、解消されたというのは、普段どおりに朝起きて「おはようございます。」、帰ってきたら「ただいま。」とか、笑顔で御飯を食べる、何気ないことを会話できる、家庭で笑顔が絶えないのが、これは解決されたのではないかなと私はそう考えるところです。しかも、中には、ちょっと病気というですね、パニック障害という中にある広場恐怖症という方もいらっしゃるそうです。広場の中にいると常に一定の位置に座りたがる。学校でも教室の真ん中に座りたがるそうです。何かあったときにすぐに逃げられるようにと考えるらしいです。ですが普通健常者でしたらドアのそばとか、窓のそばに座るのですが、その恐怖症の方からすると真ん中に座れば、右でも左でもどこでも逃げられるからということで、真ん中に座るそうです。そういった病気の方もいるということを考えておいてほしいと思います。

先ほど話したいじめられた生徒は、もう部活も辞めて、その生徒とも割り切って距離を置いているようにしているそうです。その中で、部活動も辞めたときに、自分がいじめの対象になっていたときに辞めたら、別の生徒がいじめの対象になったそうです。その生徒が回りからまたいじめられて、部活動中にも孤立、そうすると自分がいじめていた生徒に来て謝ったそうです。「ごめんね、こんなに辛い思いをさせて。」と。そうしたら、一番最初にいじめられていた生徒は、「いや、いいよそんなこと、昔のことだもん。」と笑って過ごしたそうです。今はこの2人も仲良く一緒に話したり、買い物に行ったりする中だそうです。こういうことを聞くと、これで本当に、この2人の間にわだかまりはないかと、2人で仲良くなった、本当の友だちになったのではないかなと私は考えています。

今、私が喋っているのは、本当に氷山の一角なのではないかなと私は思っています。

す。この与論においてもこういうことがあるということは、本当に私は大人として、もうちょっと学校とか生徒たちの気持ちになって、より良い学校づくりをしなければいけないのではないかと、本当に痛切に思っています。なかなか人間の感情を読み解くというのは、はっきり言って難しいです。顔で笑ってもおなかで何を思っているかというのはわかりません。そういうことを、やはり先ほど言ったように、魅力ある教育を使って、本当の人間性、コミュニケーション力、人間力を上げていけば、このいじめとか不登校、その他の問題もなくなり、与論にまた学校だったら通わせてもいいという親が出てきて、人口が増えるのではないかなと私は思っています。1番につきましては、以上です。ありがとうございました。

では、質問事項2に移らせてもらいます。SNSを活用した観光戦略についてです。私がユーチューブとか与論のホームページを見たところ、与論の8K、映像も素晴らしいです、画質もきれいです。再生回数が11月時点で956万回ですね。これは素晴らしいと思っています。ところが、ほかの与論4Kですね、2015年に出た動画の回数を見ますと4.2万回。死ぬまでに行きたい日本の絶景とか、絶対に与論島に行きたくなる動画でも3.6万回。その次に多いのが、与論島のプロモーションビデオ、ヨロンブルーとかでやっているのが1.1万回です。そのほかに島に来られた方、個人で上げている方を入れれば、大体290回から6,000回程度です。私が見たユーチューブの中では、やはり多いのは与論は海ですね、海とか風景、あとマリンスポーツしている場面がものすごく多いです。多いというかほとんどそれしかないのではないかなと思っています。これでは、ほかのところと全く一緒に全然代わり映えしないです。もう本当に見る人いるのかなと思っています。もうちょっとほかの人が見たくなる、今で言えばバズると言うのですが、そういったものができるような動画がつかれるのではないかなと思っていますが、松村課長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 確かにおっしゃるとおり、ユーチューブで与論島を検索しますと、マリン関係が大分出ていると思います。それはまた島外の方々が自分たちで撮って上げたりとかしているのも実際多くて、大変助かっています。与論町としても、そればかりではなく違う体験もできますよというふうに考えておまして、今回の映像では、3パターンの映像を考えておまして、文化とワーケーションという感じで、与論島で滞在もできますよという映像を準備しているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ありがとうございます。文化・ワーケーションは、今はやりの

ネット接続とかW i - F i の設備が大前提になると思うのですが、今ある映像をもうちょっと人が見たくなる内容に、ワーケーションとか文化というのもやはり大事ですが、それよりは各、与論にあるお店ですね、お店を1件ずつレポーターを付けて回って説明すると、お店の中のメニューとかこういったおいしい食べ物があるよといったものも出してもいいのではないかなと思っています。レポーターも雇うのではなくて、誰か役場の商工観光課の方を1人、2人使って、おもしろおかしくやれば、結構バズると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ありがとうございます。違う見方のまた御指摘だと思います。大変勉強になりました。考えてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） よろしく願いいたします。あと、結構与論にもテレビ局は来ていて、与論のことをテレビで出すことも多くなっています。そのときもやはり内容を見てみますと、メニューとか海とか山、お店もそうですが、やはりおもしろい人間ですね。こういう方がいると、おもしろい方がいると、テレビ的にはバラエティ番組なんか特にそうです。こういうおもしろい方がいるよというところにテレビは行くと思います。ですから、視聴者が見たくなるのもありますが、できればテレビ局がまた取り上げたいような、今まで与論は、海とか百合ヶ浜とかきれいなところでやっておりましたので、今度はまた別の視点から先ほど言ったように、メニューだったり人間とか、そういう方をアプローチして発信していてもおもしろいのではないかなとは思っています。

この与論8Kでも、ちょっと弊害がございまして、来た方の中には、あまりにも映像がきれいすぎて現実と違うと。確かに8Kを見ると、もう本当にきれいです。僕が見てもこんな海あったかなと思うぐらいですね、百合ヶ浜ってこんなきれいだったかなと不思議に思うときがあります。あまり本当にきれいにし過ぎると来たときにギャップがあって、えっという人が結構います。本当に天気が良くて雲ひとつなくて、晴れているのであればそうなるのかもしれないですが、映像で見るのではちょっと違うよねという、こういう意見を聞くようになりました。松村課長、ちょっとその点についてどうお考えですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） こればかりは自然現象なので、何とも言えないと思いますが、当たりはずれがあると思います。これはもう本当に運でしかないと思います。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） ですから、以前与論に来ていた企業の方が撮影に来ていて、一応見たのですが、そのときは天気が曇っていて、とてもこれじゃ与論のいいところがアピールできないなと思っていたら、実際ユーチューブに上がっているのを見たら、きれいに加工されておりまして、本当にきれいに与論が映っておりました。この技術はさすがだなと思いました。

ですから、今後本当にこの与論をPRするときに、確かに見たときにきれい、インパクトがあるものをつくらないといけないと思いますが、あまりにも本当にかき離れたものをつくると、実際来たときに違うとなって、その人がまた口コミで撮った写真をアップすると、本当はこうだったよ、ユーチューブで見たときはこうだよ、これだけ差があるんだよという突っ込みがあるのではないかと、はっきり言って心配しています。それで、本当につくるのは大事ですが、なるべくなら本当の与論島、なるべく加工はしないようなそういったところのをつくってほしいと思っています。

それと、やはり与論は夏ですよ、観光シーズンは。となると今の時期ですね、オフシーズン、11月とか12月とかに関しては、夏はマリンスポーツ、百合ヶ浜、そういったものをアピールできますが、オフシーズンのときの観光誘致というのをどのように考えているのか、松村課長お聞かせください。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） オフシーズンの観光というのが一番頭が痛いところです。それはもう昔からだと思うのですが、ずっと先輩方も考えていらっしゃると思うのですが、なかなかいい答えを教えてもらえなくて、私どもも模索中です。また、毎年プリシアのウィンドサーフィンの方々が、いっぱいこの時期に来られて、ウィンドサーフィンの中では、またはやっているのかなと思っていますところ。また、コテージも来年3月までにはユニットバスを設置して完成する予定ですが、それでまたワーケーションとかでも、冬場でも使えるようになっていただければなと考えているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君。

○1番（南 有隆君） 私が知っているところは、現在、今多いのは60代、70代の方々のツアーがものすごい多いです。沖縄とかから来て、大体多いときは100人近く来島されている方もいます。ですが、この方々がいるのはバスの中かホテルの中だけです。行くところは、観光の名所だけです。経済的なことを言いますと、あまり期待はできないのですが、こういった方々をターゲットにして、何かできることがあるのではないかなと私は思っています。ですから、まだこの閑散期に観光客誘致というのは、まだ何かやる手があると思いますので、そこのところはまたよろしく願いいたします。

最後に、与論の観光についてなのですが、泊まるところが減りつつ、ホテルも減ってきていますが、今コテージはベル関係のつくりができています。それとこの前聞いたところによりますと、奈良県か何かも全く人に会わなくて、全部タッチパネル方式、予約から全部そうです。1軒家に行って、全部タッチパネルです。食事にも人に会わない、全部食材を置いてあるから、自分で料理をするといったタイプの宿も増えてきているそうです。今までのようなホテルを考えますと、ホテルに行ったらきれいな部屋があって、掃除もされていて、用事で出て帰ってきたらきれいになっている、そういうのが当たり前に考えていたのですが、今の時代は、本当にコロナ禍の中、まず人に会わない。ホテル側も会わせないというスタンスになってきています。これで、本当にいいのかと、本当にそんなに借りる人がいるのかなと、しかも1泊2万円からとなっています。そうすると、それがまたすごいことに半年待ちとか1年待ちという状況になっているそうです。これが与論でできるのかと、対応できるのかというところちょっとまだ不安ですが、その中で、やはりそうはいっても下を向いてばかりでは何もできませんので、今できることをこのコロナ禍の中でも旅行しづらい状況でもありますし、東京からも大阪からもなかなか人が来ない状況ですが、SNSとかネット、ユーチューブとかを使って、また与論の魅力をアピールしながら、人を呼びこむと。そうしていかないことには、与論も本当に今後20年後どうなるかわかりませんので、是非ともいろいろな知恵を出し合いながら、またより良い与論をつくってまいりたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 1番、南有隆君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

—————○—————

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時25分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番、沖野一雄君に発言を許します。

9番。

○9番（沖野一雄君） それでは質問の前に、今全国で拡大しています新型コロナウイルス感染症の第3波がどうなっていくのか、非常に心配なところです。そのような中で、本町は昨日6日から警戒レベルを最大の5から3に引き下げたと聞いています。山町長をはじめ、関係者の皆様の御努力と御労苦に対し、改めて敬意を表したいと存じます。あわせて、落ち着いている今こそ、次に備えてしっかりと対策を講

じていただきたいと思います。次第です。

それでは、先に通告いたしました質問の順に沿って、まずは世間を騒がせ続けている新型コロナウイルス感染症に関することから入ってまいりたいと思います。

## 1 感染症に係る重点的な感染拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症に係る第1波襲来から収束まで、さらにその後の行政や医療従事者等の懸命の抑制努力にもかかわらず、11月のクラスター再発を防ぐことができなかった。

対策の厳しい現実と反省を踏まえ、「新しい生活様式」の更なる啓発徹底に加え、特に、今後の感染拡大防止に効果的と思われる次の3点について重点的に対策を講じる必要があると思うが、町長の認識と見解を伺いたい。

- (1) 慣習化している与論献奉（祝杯）については、単なる「自粛要請」に止まらず、マスコミを活用した「封印宣言」を行い、町内外に意識の高さと覚悟を広くアピールし実践する考えはないか。
- (2) 会食など、いわゆる3密が懸念される場においては、出席者及び連絡先の記録を徹底し、追跡調査の迅速化に備える考えはないか。
- (3) 感染者等との接触者確認情報の入手や検査の迅速化につなげるために、厚生労働省が推奨する携帯端末の「接触確認アプリCOCOA」の活用拡大を加速化する考えはないか。

## 2 島の内海（イノー）の痩せ対策について

- (1) 後世に引き継ぐべき島の大切な宝、内海（イノー）を取巻く自然環境は、珊瑚の回復の遅れや海洋生物の激減などによりますます痩せ細り、かつての豊かさとは程遠い様相を呈している。多種多様な珊瑚や魚介類、海藻等が生息していたイノーの再生・復興に向けて、島を挙げて取り組む具体的な体制の構築及び知恵の結集が急務と考える。町長の認識を伺いたい。
- (2) ウミガメの増頭による海藻等の食害が、イノーの痩せ細りを加速させているとの海人（ウミンチュ）の声が増えている。ウミガメ保護条例を管轄する県に対し、早急な実態調査と対策を強く求めるべきと考えるが、町長の認識と具体策を伺いたい。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答えしたいと思います。

まずは、新型コロナウイルス感染症に対して、与論献奉の祝杯についてはどう考えるかということです。

7月から8月にかけて本町1例目のクラスターを経験し、いろいろと反省すべき

点を踏まえ対策を行ってきたにもかかわらず、先月２例目の同規模クラスターが発生したことは誠に残念です。

御指摘の与論献奉については、大きな反省を込めて連日防災無線により与論献奉を行わないよう呼び掛けています。与論献奉のみならず、大人数やマスク無しで会食を行うことが感染リスクを高めているのですが、特に与論献奉については、各種団体の会食等においても警戒感が広がり自粛傾向にあります。

今後も、各種団体等に対し、公共の場における与論献奉のあり方について見直しも含めた検討を働き掛けてまいりたいと考えます。

次に、コロナの追跡調査の迅速化についてです。

会食などの場における出席者名及び連絡先の記録については、感染発生時における迅速な濃厚接触者の把握につながるものとして、８月に感染症対策アドバイザーの指導に基づき、感染症対策チェックリストを作成し、飲食店舗並びに接待を伴う飲食店において来店者名簿の記入をお願いしておりましたが、まだ一部で徹底できておりませんでしたので、再度、飲食店等に対し、専門家から個別指導を行っています。

また、飲食店のみならず、あらゆる会合等も含め、今一度出席者名簿の記録徹底を周知してまいります。

次に、ＣＯＣＯＡの活用拡大を加速化させるということですが、接触確認アプリＣＯＣＯＡについては、町のホームページへの掲載、ＰＣＲ検査時のチラシ配布、小組合文書や郵送による全戸へのチラシ配布等による周知啓発に努めていますが、普及が進んでいない状況であり、システムのメリットを周知する難しさを感じています。

ＣＯＣＯＡは、普及率が向上することで効果が発揮されますので、引き続き周知を行ってまいります。

次に、イノーの再生・復興に向けての取り組みです。

平成２８年度から環境省サンゴ礁生態系保全行動計画のモデル地域として、与論島の農林水産観光業の振興と自然環境の保全・再生の両立を図るための調査を実施しています。

本調査では、海水温の上昇や赤土の流出、化学肥料・堆肥の散布による栄養塩の増加等、珊瑚へのさまざまなストレスが重なることで、イノーの珊瑚が白化した原因であると報告されています。白化し死滅した珊瑚や土がイノーに堆積し、岩盤を覆っていることで海藻が定着できない環境にもなっています。これは、長年にわたり、環境が変化してきたことが影響しており、対策や改善は多岐にわたるとともに長期的になると認識しています。

現在、イノーの再生・復興に向けての取り組みとしては、離島漁業再生交付金を活用し、与論島漁業集落が鹿児島大学や一般企業の協力を受けながら、孢子や幼生が付着しやすいコンクリート製品を使用した、藻場造成や珊瑚増殖に取り組んでいるところです。

しかしながら、藻場造成については、他地域と同様に、なかなか成果が得られない状況にあり、珊瑚増殖については2年前から取り組みを始めたばかりのため、今後さらに継続していくことが重要と考えています。将来的に藻場造成や珊瑚増殖に必要な種苗の増殖が可能になれば、地域ぐるみで種苗の設置やモニタリング活動を推進し、環境保全への意識醸成を図り、島を挙げて取り組む体制の構築や知恵の結集にもつながっていくものと考えます。

今後も継続して事業実施を行い、豊かな内海（イノー）の再生に向けて取り組んでまいります。

次に、ウミガメの食害調査についてです。

現在、本町に上陸しているウミガメの年間平均頭数は、370頭前後です。以前からウミガメによる海藻等の食害報告があり、県の自然保護課や奄美大島海区漁業調整委員会に対策方法を問い合わせたところ、ウミガメによる食害を確認できる客観的なデータの提出を求められたことから、平成29年度から令和元年度まで環境省のマリンワーカー事業を活用し、品覇海岸沖から赤崎灯台海域における船上からの目視調査、モズク養殖場での水中カメラによる食害調査、調査内容を踏まえての専門家へのヒアリングを行いました。が、本事業ではウミガメによる海藻等への食害の実態は確認されませんでした。

このことから、保護を推進する機関への働き掛けには限界があり、今後は漁協等と連携を図りながら有効な対策を検討してまいります。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今説明をいただきました。まずそれでは、一番最初の新型コロナウイルス感染症についての与論献奉、当然私たち全町民で与論献奉はいかにあるべきかというのを、やはりはっきり町民に示しながら、また、島外からいらっしゃるお客様に対して、与論献奉はどのように新しく進化をしていますというのを、模範を示す必要があろうかと考えます。与論には、回し飲みの典型として与論献奉があるということは、第1波のクラスターがあった7月、8月の後の9月26日鹿児島県が発表したのですが、その与論献奉によってその感染リスクが非常に高いという、そういった非常に慣習的なものがあるということで、それが全国の新聞、朝日、毎日、読売の三大新聞はもとより、共同通信、時事通信、あるいは全国のローカル新聞、それからテレビとかラジオ、そういったもので一気に県が発表した後の26

日、27日、28日の3日間で全国を駆け巡りました。ある意味、町長のお顔もニュースで流れたり、非常に与論という島には与論献奉があるんだと、また町長が立派に頑張っているというところも流されたのですが、それはそれでそういうことがあったのですが、その後、少し油断があって結局第2波が来たと、11月のですね。そういうことで、せんだってまた中間報告会がございました。鹿児島県の保健福祉部の次長、それと鹿児島大学あるいは国立感染症研究所の연구원の方お二人、そういった方と与論の町民福祉課が一緒になって、中間報告会というのがありました。11月の第2波を受けての中間報告会ということがあったのですが、やはりその中でも、与論献奉という回し飲みの慣習については指摘がありました。やはり注意事項だということであつたわけです。そういう意味で、やはり第1波と第2波を経験した結果ですが、やはり第1波を経験して、もう第2波は絶対防ぐぞという気持ちであつたのですが、残念ながらやはりその途中に、これはもう町長も触れておられますけれど、緩みがあつたというのは否めない事実です。そういう意味で、やはり第2波の要因になった大きな1つに与論献奉というのがあつたわけですので、私が提案しているのは、今の与論献奉を単なる町民への自粛要請という形ではなくて、やはり町長であり私たち議会の長である議長、あるいは少し観光面ということを重視して、パロディ国家のヨロンパナウル王国の大統領でもいいでしょう。リーダーの方が一緒に小さなイベントとしてそのマスコミをしっかりと呼んで、町内外にしっかりとアピールをすると。要するに、与論のリーダーの方が自ら範を示して、もう与論献奉は封印しますよということを宣言していただきたいわけです。そうすることによってまた、あるいはセットで新しい与論献奉はこのような形になりますということで、名称もちょっとあれですが、そう言ったことを少し知恵を絞っていたいて、例えば商工観光課あたりでもアイデアをちょっと練っていただいて、小さなイベント的に町内外にアピールすることによって、大きな団体のお客様とかを与論に迎えやすくなるのではないかと、そういう思惑もあるわけですね。そういう点で、私はまずリーダー層にある町長をはじめ、議長、そういった方々が範を示す意味で、あるいははじめをつける意味で、新しい献奉のあり方をセットで動画で紹介する、あるいは映像で紹介する、そういった工夫とちょっとした知恵を観光立島としてやるべきじゃないかというのが私の提案です。町長、改めていかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。与論献奉につきましては、私たちが防災無線を使った放送でやっているのは、もう絶対与論献奉はしないようにお願いしますということで、町民には呼び掛けをしているわけですが、本当に一番の原因は、同じ器で同じように回して飲むというのがやはりコロナ感染症に対しては、一番悪

かったということですので、今後、同じ器での回し飲みということについては、本当に警戒をしなければならないと、絶対にしないようにしてほしいということと呼び掛けを続けていきますが、今おっしゃるように、マスコミを呼んでの小さなイベント、与論の島が今後どのようにお客様を接待するか、どんな方法をとっていくのかということについては、今後また先ほどもありましたようにみんなで話し合いをしていかなければならないと思います。また、今度県からいらっしゃった方々も、容器を別にしてとかいろいろな方法があるのではないかという提案もいただいていますので、そういうことも考えながら、また皆さんの知恵もお借りしながら進めていければと思います。是非、皆さん方の御協力をお願いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） タイミングとしては、今、第2波が少し収束したような形で落ち着いています。今こそ、そういったことをしっかりPRするチャンスだと思うのです。タイミングというのが大事です。しかしながら、今、日本全国非常に厳しい状況、日本全国でみれば第3波というMAXの状態で走っているという非常に厳しい状態ですが、そのタイミングが今やるか、あるいはもう少しちょっと検討してから、全国の流れも見ながらやるのも1つの考え方だと思いますが、いずれにしても私が提案したいことは、旧来の与論献奉のあり方、今町長からありましたように、同じ器で回すということは、やはりもう御法度なわけですね、これはもう誰が考えても答えは出ているわけで。しかしながら、第1波から第2波に移るまで、私も何度か宴に参加させていただきましたが、やはりちょっと1杯目は、みんなやはり違う器で回したりするのです。それはそれで非常にオッケーだなと思っていたのですが、だんだん気分が高揚してくると、やはり体になじんでいる長年の習慣というのが出てきます。これは皆さんも心当たりがあるかと思いますが、やはりそういうことでは駄目なわけですね、徹底する必要がある。この際ですから旧来のやり方はもう完全に御法度ですと、御法度とか禁止という言葉はあまり良くありませんので、当分の間はもう封印するという表現で、封印という表現が正しいかどうかは、私はちょっとあれなのですが、封印しますよということを内外にしっかり示す。そしてそれを我が与論町のリーダーである皆さんがしっかり宣言をすると、内外にしっかりアピールをします。そして同時に新しい与論献奉のあり方、ニューススタイルをしっかりPRしていく、今度からこういうやり方ですと、進化をしていますというところを、しっかり内外に宣言していただきたいわけです。そこが中途半端になってくると、また第2波は既に経験してしまいましたので、次第3波、第4波ということが、やはりパンデミックということになる懸念も十分あるわけですね。もちろん与論献奉だけが犯人ではないのですが、1つの方策として、やはり

与論と言えども与論献奉とイメージされる方々が、全国にいっぱいいらっしゃると思いますので、与論献奉も変わってきたんだというのがしっかりわかるように、そうすると新しい与論献奉をちょっと体験しに行こうかということになるかもしれませんので、そういう意味で前向きに是非検討していただきたい。それはゆっくり検討するということではなくて、今のコロナの波を見ながら、しっかりアイデア豊富な観光、与論の観光は今結構コロナが来るまでは非常にヒットしておりましたので、しっかり商工観光課あたりを中心にアイデアを練って、前向きにしていきたいと思います。

この質問は、もともとみんなが思っていることですので、これをしっかりした形でまとめていただいて、町長がリーダーシップをとっていただくように要請したいのですが、この質問の最後の町長の意気込みを確認したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今、沖野議員からありましたように、本当に私もそう思います。本当に回し飲みというのはこういう機会にやめて、みんなで心を1つにしてやめていけばいいなと思って、そういうことに対しては先頭に立って、自分も今後絶対に、その1つの器で調子に乗らないように頑張ってまいりたいと思います。

それと、ただ沖野議員もおっしゃいましたが、こういう長年身についたことを、自分が気をつけて、自分が規制する分にはできると思いますが、沖野議員もおっしゃったように、他人を規制するとか制限するとか禁止するとかというのは、なかなか言えないところですので、我々みんなで役場職員とそして議会の皆さんと協力をしながら、範を示していければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それでは、次の質問事項1の（1）に入りたいと思います。

私が申し上げた、飲食店等において連絡先、出席者、そういった名前をしっかりと記録していただきたいということは、もう既に行政の皆さん頑張っておられるように実施をされているところですが、まだしっかり徹底されていない部分があるのではないかと。ここは非常に重要なところですので、そこをしっかりとやっていただきたいということで質問させていただきました。我々は2回大きな波を、クラスターを経験していますので、二度あることは三度あるということもありますが、二度あることはもう2回経験したんだから、経験値に基づいてしっかり対策をしていただきたいということでの質問なのですが、ちょっと念のために確認しておきたいのですが、町長の御答弁の中に飲食店だけではなくて、あらゆる会合も含め、今一度出席者名簿の記録徹底を周知してまいりますというのがありました。これからなのか、もう既にやっているのか、そのあたりどのような形で飲食店はもちろん最大限努力

されていると思います。飲食店以外のあらゆる会合、例えばいろいろな公的な会合のみではなくて、いろいろな私的な集まりの中でも、自然にそういうことができるような啓発が非常に重要だと思うのですが、そのあたりはどのように考えられているか、町長に再度お尋ねをいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 飲食店に対しては11月21日と22日に、県から来られて対策本部の方々等が、回って指導をしていただきました。問題はその個人的にあるいは飲食店以外での会合ですが、今まで私が思っていたことは、アグンチャーで飲むのは本当に友だち同士、名前がわかって、誰々が来ていたというのがわかっていたからもういいのではないかなと思ったのですが、今後、例えばいろいろな結婚式とか出てくるわけですので、そういうときに、本当に今までどおりの献奉をしないということと、また出席者名簿をきちんと把握するということ。そして、友だち同士で飲む場合もやはりきちんとそういう観点で心掛けていただきたいと思いますし、今のところ名簿を作成しなさいということまでは言っておりませんが、今後はまたそういうふうなことも徹底してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 今町長が、今後はという表現がありましたが、しっかり同時進行で飲食店だけではなくて、結婚式であるとかいろいろなセレモニー、規模は小さくなくても小さな規模でも5人以上集まると非常に危ないという、この前の中間報告会でも講師の先生からありましたので、5人以上の集まる場所については、是非執行部の皆さん、我々議会も含めて声掛けをして、ちゃんと誰々が参加しましたというのがわかるように、町民が自主的にそういうことができるような啓発をしっかりお願いしたいと思います。飲食店舗、そういったところの今やっていること、それからまだ課題があるとすれば、どういったところに課題があるのかというのも含めて、今の取り組み方の徹底状況というか、そういったところを少し課長に確認したいと思います。商工観光課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） ただいまの御意見につきましては、2週間ほど前に先生方の御指導をいただきながら、店の方をお願いしているところです。まだどういうふうなお客様が来られているかというのを、私どもも把握しておりませんので、観光協会等にも聞きながら、さらに、どういう問題が出てきたかというのも聞きながら進めてまいりたいと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 第3波が来ないようにしっかりと対策をして、今度こそふんど

しを締めていただいて頑張っていたきたいと思います。

次に、この感染症関係の最後の質問です。COCOAの導入拡大についてですが、この前の中間報告会でも、私がちょっと質問しましたら、登録者、アプリをダウンロードしている方が今のところはまだ少なく、まだ課題が大きいですねという答えでしたが、さもありなんとは思いつつ、やはり今あるそういったIT技術をうまく活用して、与論でも何とかこのコロナを迅速に収束させる拡大を防ぐという方策が取ればなということで、あえて質問させていただきましたが、今どうですか、COCOAの普及率というのか、そういったのは、与論町全体の例えば与論町民は人口が5,000人余りですが、携帯電話を持っている方々はどのぐらいいるのかとか、そして、そのCOCOAがどれぐらいの方々が活用しているのかという数字は見えていますか。というのは、全国のデータというのはネットで見てみますと、11月18日現在、2001万件のダウンロード数、陽性登録者は1,730件になったと、今少しずつ増加しているというふうな状況があるようですが、では、その与論町分というのは数字は把握していますでしょうか、どうでしょう。総務企画課長でもよろしいですし、町民福祉課長でもよろしいのですがいかがですか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この一般質問が出たからということではなかったのですが、11月末にスマホを持っている職員に、何人ぐらい利用しているのかアンケートをとりましたら、職員は約50%です。会計年度任用職員につきましては、約2割程度。全体で見ますと約3割程度でございました。幸い昨日一斉清掃があったものですから、我が西区の集落で、ヤカターウレターイチャシュルリヨウシェンチガというふうになんかお聞きしましたら、50代以上の方々については、ほとんどスマホを持っていないと。一般の方々は普通の携帯しか持っていないということもあって、普及も町全体としてはなかなか難しいところがあるのかなと。ただ、いろいろと行動範囲が広い年代層の皆さん方については、スマホも大分島内で普及していますので、今後またいろいろな携帯電話の利用料がもう少し安くなったりとか、いろいろ見直しも出ていますので、今後またこういった便利なシステムというのを活用しながら、収束の1つの対策として活用できればありがたいなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） そんな状況だとは私も想定はしているのですが、昨日NHKの朝9時から定番の日曜討論というのがあって、それを見てみましたら、東京の小池都知事がやはりCOCOAの活用というのが大事だということで、あまり長くは言われませんでした。普及率を上げるために義務化をするべきだと。義務化という

のは、どうしても今のC O C O Aの活用というのはダウンロードにしても、陽性登録にしても任意なわけですよ。何も義務でもないし、強制でもないものですから、だから利用者がなかなか、伸びてはいるんだが非常にスピードが遅いと、のろいということで、小池都知事もしっかりそれがC O C O A登録を義務化できるように、例えばP C R検査の申込みをして陽性判定が出たら、同時並行で、C O C O A登録を義務化するという方向にもっていけばいいのではないかというのを小池都知事がおっしゃっていました。ほかにもネットで見てみますと、そういう意見を国に対して提案している方もいらっしゃるようです。ですから、例えば与論でもどれだけの効果が期待できるかはわかりませんが、何もしないよりは、やはり今携帯電話を持っていらっしゃる若い方々を中心にダウンロードしていただいて、もし検査を受けて陽性反応が出たら、しっかりと登録をするということをやっていただければ、与論町民同士は、しっかりある程度の効果は上げられるのではないかなと思っています。せっかく国が進めているわけですので、そこをもう少し行政でもしっかり町民に、携帯電話を持っている方々にP Rをしていただいて、せっかくある既存のI Tの活用をやっていただきたいと思うことです。

町長いかがですか、改めてお聞きしたいのですが、今、待ちの姿勢ではなくて攻めの姿勢で、しっかりC O C O Aの活用をもっと啓発していただきたいと要請したいのですが、ここの質問の最後に、町長の意気込みを確認してみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 先ほど久留副町長からありましたように、その後調査して、職員が低いなということで、コロナの対策本部会議をした後で話し合いをしまして、せめて職員だけでも入れるようにしようということで、各課で申し合わせをして普及を図っているところです。これを機にして、町民にもどういう方向で周知をしていくか、P Rをしていくかという問題もあるかと思いますが、これまで同様に小組合の文書やあるいは町からのチラシ等で、町民にも啓発をしてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） それでは、次に質問事項2に移りたいと思います。ここは2つ質問を掲げていますが、2つともちょっとあまり期待の持てるような政策が見えないという部分もあるのですが、古くて新しいテーマでもあります。しかしながら、我々議員の端くれとして、これをそのまま何もしないで放置したまま、手をこまねいて、ただ自然の成り行きに任せていくのかというのは非常に疑問があるわけですよ。やはりある意味手遅れではないかという部分もあるのですが、しかし何とか方策があるのであれば、1つでも2つでも自然保護という形で与論のイノエを

しっかり再生できる少しでも悪化の一途をたどって、もうどうしようもないとまるで砂漠のような海にならないようにするためにも、しっかりとみんなで知恵を出し合っていく最後のタイミングじゃないかというふうに考えて、あえて質問させていただきました。

それで、このイノーの痩せ対策についてですが、これまで例えば平成28年度から環境省サンゴ礁生態系保全行動計画のモデル地域として、調査を実施しましたということで、それに基づいていろいろ現状の説明を受けたのですが、これの解決は長期的になるという御答弁でした。現在実際の事業としては、離島漁業再生支援交付金とかを使って課題とか、一般企業の協力を受けながら藻場の造成とか珊瑚増殖に取り組んでいますという御答弁でしたが、これをちょっと考えてみますと、対策の方策としては何か対症療法的な藻場造成にしても珊瑚増殖にしても、果たしてこれが大きな効果を生むのかというところは、非常にやはり誰が考えてみてもちょっと疑問がわくわけですね。何しろ、周りの環境自体が変わってきていますので、そこに例えばわかりやすく言えば、何か野菜とかを植えるときに肥料も何も使わずに、あるいは雑草の種がいっぱいあるようなところに野菜をつくろうとしているようなものだと思うのですよね、あえて例え話をさせていただければ。非常に複合的にも、いろいろな動植物のそういうサイクルがおかしくなっているという部分があると思うのですよ。そういう意味で町長の御答弁でも、海水温の上昇、赤土の流出、化学肥料・堆肥の散布による栄養塩の増加、まさにそのとおりなのです。白化現象にしても、あれは1998年ですね、1997年から世界的な白化現象が起きていたというお話で、与論でも1998年に大きな白化現象があって、我々も非常にショックを受けたのですが、そういったことも大きな背景としてあるのですが、私が強調したいのは、人間的な原因ですね。地球規模の話は我々ではもうどうしようもありませんので、努力はしながらですが、与論に住む我々として努力をすべき部分があるのではないかということで、私は質問させていただいているわけなのですが、人為的な部分ですね。我々の例えば生活雑排水とかあるいは農業のあり方とか、そういったことが非常に改善をすべき、できるんだが誰も改善をしようと足りないというふうな状況ではないかと思います。後ほど、喜山議員からも百合ヶ浜の形がちょっと、百合ヶ浜の様子がおかしいということで、今日は一般質問があるようですが、私は、そのイノーの生態系の保全というところをしっかりと注目してまいりたいと思っているのですが、どうですかね、町長。町長は、海に行かれるとは思いますが、この数年、例えば海水浴とかでイノーの海を泳がれて、実際どのように感じておられるのか。これは何もしないでそのままいいよ、別にたいしたことはないかということなのか、そのあたりの感想をちょっとお聞きしてみたいと思うのです。

が。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私もちょうど昭和41、2年頃のサンゴの茂っていたときのことを思い出しながらいるのですが、このところあまり海へ行けなくて申しわけないのですが、本当に私たちが行っていたイチャジキ浜とかウワーチの海岸、海のイノーが非常にもう全然珊瑚が、ウルがなくて、真っ黒な岩肌が出ていることを見るたびに、ああ、こうではなかったのだからというふうに思うのですが、本当にどうすればいいのかなというのが今のところですね。これをじゃあ、肥料を使うとか赤土を防ぐとかという、本当に抜本的な改革をどうしていけばいいのかというのは本当に悩ましいところでございまして、これこそ本当に学者の方々の意見を待ったり、研究をしていただいたりしながら、徐々に回復してくればいいなと思うところです。今おっしゃったように感想としては、見るにつけ本当に残念で仕方がないところです。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 非常に本当に今おっしゃったように、残念ですが、しかしこのまま座してイノーの完全な砂漠化を待つというのが非常に心苦しいし、このままではまさに後世に引き継げないのではないかと、そういう懸念があるわけです。ちょっと話は飛びますが、第5次与論町総合振興計画が現在最後の年度を迎えて、もうゴールが間近になりました。その中で、第5次総合振興計画の6つの重点プロジェクトの1つに、環境プロジェクトというのがあって、その環境プロジェクトは2つ柱があって、そのうちの1つが「与論の海再生事業の推進」というのが掲げられているわけですよね。そこでどういうことが謳われているのかというと、ちょっと時間的なものもありますので、簡単に申し上げますと、与論の海サンゴ礁再生協議会を立ち上げて、その中で実働部隊（ワーキングチーム）というのを編成して、農業はもとより、観光・教育・生活環境面などから総合的に環境対策への取り組みを展開していきますというふうになっているわけですよね、そういうふうに謳われているわけです。その計画をつくってもう10年経ちました。次の第6次総合振興計画を今つくっていらっしゃる途中かもしれませんが、この第6次総合振興計画への引継ぎも含めて、この海の再生というのは私は急がなくちゃいけない、しかし慎重にいろいろな学者の意見とか、やはり海人の意見とか、そういったのをしっかりと調査しながら、知見を重ねて対策を早く打っていかないと、私はもう手遅れになるというふうに懸念するわけです。

そこで、ちょっとあえて総合振興計画をつくる場所は総務企画課ですので、総務企画課長に、そのあたりの農業・観光・教育・生活環境面からトータルで、与論

の海を守るためのそういった方策をどんなふうに第6次総合振興計画に謳い込んでいくのか考えがあるかと思しますので、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 海の再生となりますと、これをすればという1点ではなくて、やはりいろいろな面から考えないといけない、壮大な業務ではないかなというふうに考えているのですが、これまでは、NPOの海の再生ネットワークよろん、そういったところが環境省だったり大学の先生を交えて、いろいろな陸地からの影響とかいろいろな方面からのデータを収集して、研究された成果も出てきています。ただ、その研究の成果が果たしてどれだけの人にどう伝わって効果が出ているのかというのは、いまいち町民の立場からすると、見えていないのかなと考えます。そういったことで、今後この成果も十分に活かしながら、多方面、いろいろな団体を含めていろいろ第6次総合振興計画に策定する必要があるかと考えていますので、特に先ほどから海の再生、イノーの再生ということで、本当に後世に引き継がなければならない大きな問題・課題だと思いますので、また再度これまでの研究の成果も生かしつつ、どういったことができるか連携をしながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 時間も制約されていますので、この海の再生については、1つだけ好事例がネットで調べてみましたら出てきましたので、ちょっと紹介させてください。沖縄の石垣島の東側に12キロに及ぶサンゴ礁があるのですが、そこにある白保という集落があります。恐らく海に詳しい方は御存じかと思うのですが、白く保つという字を書くのですが、白保集落というのがあるようです。そこは、2005年に白保魚湧く海保全協議会というのを立ち上げて、沿岸の12キロに及ぶそのサンゴ礁をその白保集落という村の共有財産として位置付けて、漁業者や畜産農家など住民ぐるみでサンゴ礁の保全と、持続可能な今国際的にも話題を提供しているSDGsと全く一緒なのですが、その持続可能な利用をとおして地域の活性化に取り組んでいるということで、一生懸命頑張っているようです。そこで、その活動の核となっている先ほどの白保魚湧く海保全協議会は、今年の3月に沖縄県の地域づくり団体で、団体表彰の大賞という一番大きな賞を受賞しているようです。あまり詳しいことは私もよくわかりませんが、要は海を守りながらしっかりと地域づくりにつなげていくと、村の活性化につなげていくという策がしっかり評価されているようです。是非ここを商工観光課でもいいでしょう、あるいは環境課でもいいと思うのですが、将来有望な職員の方には是非見てきていただいて、これを与論でも応用できないかというところをちょっと提案してみたいと思うのですが、環境課長い

かがでしょうか。この石垣島の白保集落の取り組みの事例を参考にさせていただいて、しっかり町長、あるいは農業も大事ですし、観光も大事ですし、教育との連携も大事ですので、そういったちょっと提案というかそういった実地検証をやっていただきたいのですが、環境課長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） ありがとうございます。石垣島の事例については、私もちょくちょく耳にはしているのですが、県からそういった表彰を受けるところまで、その活動が活発化して実績を上げているというには、私も勉強不足で知りませんでした。

今後の取り組みにつきましては、今の環境省のサンゴ再生モデルのところでも、喜界町、与論町、石垣島もなっていますので、立地的にも与論町と同じような気象ですとか、同じようなところを持っていますので、大変今後のそういった再生に向けての勉強になるところですので、我々職員も含めてまた意欲的に、そういった研修も行って取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） この質問の最後に、やはり町長に確認をしたいと思います。いかがですか、今、石垣島の白保集落、ちょっと紹介させていただきましたが、是非この事例を学んでいただいて、与論でしっかり応用していただいて、早急に取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか、町長。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 今担当課長からありましたように、その生態系保全計画のモデル地区の中に、私たち、喜界と与論と石垣島が入っているわけですので、この件でリーダーの琉大の先生方とも相談しながら、是非進めてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） 是非、手遅れにならないうちに、もう既に手後れかもしれませんが、是非1つでも2つでも実行していただいて、与論のイノーの再生保全に是非尽くしていただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。ウミガメの件です。ウミガメの件につきましては、これまで御案内のように、御答弁にもありましたように、県にも要請をしました。我々議会も地元の県議の方と一緒に鹿児島県の自然保護課であるとか、そういった関係のところに要請しましたが、なしのつぶてというか、玉虫色の回答はいただきましたが、何ら具体的に前に進むことは残念ながらこの4年近くありません。前議員の町俊策さんが、県議会庁舎での平成29年1月の意見交換会を終えて、そ

れを踏まえて3月の定例議会で一般質問をしました。ウミガメの被害対策、藻場の再生対策について質問したのですが、そこで山町長の答弁は、議事録をちょっと読み返してみたら、町長はこのように答弁されておられます。「ウミガメの被害は大変重要なことと認識していますので、鹿児島県と継続的に協議を行っていく、予算の裏付けも考えながら検討したい。」という回答でございました。表に出てくる部分は何も対策を打たれていないという印象を受けるのですが、どうでしょう、町長。どのように継続的に鹿児島県と協議をされたのか。また、成果はどういう形であったのか。そこをちょっと確認したいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） その議会の方々が行かれたということもありまして、私たちも県に会合のときに行って話をするわけなのですが、そのときに、これは保護しなければならないんだということで答えは返ってきて、ウミガメのことを駆除するようなことにはという強い御意見がありました。それで、でも私たちは漁業者からこういうふうなことを要望されているんだということで話をしましたが、結局はその藻場の海藻をウミガメが食しているという実態を、やはりその調査を実際のを数字で表して突きつけないと、やはりなかなか動いてくれないなという感じを受けました。それで、ここにも書いてありますように、水中カメラ等で実際にモズク等を食べている、そういう動画はないのかということでお聞きしましたが、アバシが食っているのはよく見るが、ウミガメのはという話がありまして、なかなか実態がつかめなくて本当に申しわけないなと困っているところです。

今後やはり、かといってそのままほっておくわけにはいきませんので、今後も継続して観察しながら、また漁師の方、海人にもお話を伺いながら進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） このウミガメについては、皆さんも御案内のとおり、例えば小笠原あたりでは、昔からの伝統的な漁、伝統的な料理で、ウミガメの料理があるそうです。ネットで調べてみますと名物料理としてウミガメが提供されている。ただし、年間135頭までは捕獲できると、料理に使ってもいいということのようです。それは世界的な流れ、あるいは都道府県のいろいろな条例ができる前からやっているということで、伝統的に認められているということで、小笠原では年間135頭までは捕ってもいいと決められているようですね。沖縄県も年間205頭までは可能だというふうに載っています。ただ、中身は、はく製に使っているのか食事に使っているのかよくわかりませんが、食用資源としても一部認められているようです。奄美でも一部はく製用ですかね、はく製の採捕というのが海区漁業調整委員

会の許可を受ければできるということですが、要は、工夫次第で保護と食料として食用資源として活用するというこの両立というのは、決して私は不可能ではないと思うのです。鹿児島県が一方的に、一方的にという表現は適正ではないかもしれませんが、鹿児島県が自らそういう条例をつくったからには、鹿児島県の責任でちゃんと実態調査をして、対策を進めるのが筋だと。そしてその上で必要であれば、鹿児島県の予算をつけてもらう、そして与論町も必要であれば応分の負担をすると。そうしながら一緒に対策を講じて進めていくのが、私は筋だというふうに常識的な道理だというふうに考えるわけです。鹿児島県にお願いしても、私も議員は1回しかやっていませんが、証拠の写真を見せろとか映像をくださいとかおっしゃるようなところがちょっとありましたが、非常に残念で。なら、ウミガメの生態を四六時中365日観察するなんて無理な話で、中身をおなかを割いて解剖すればすぐわかることなのです。だがそれはさせないというか、できるようになっていないというか、そうなっているわけですね。非常に堂々巡りで、非常にじくじたる思いをしているのですが、このあたり、与論の浜に上陸している年間平均頭数は、370頭ということですが、鹿児島県が発表している上陸の数、それからウミガメの卵の数とか、その15年間の流れがちょっと出ていましたので見てみましたら、これを見ると与論が鹿児島県では一番なのですね、島の大きさとかそういうようなのを抜きにしても、数でしても。例えば令和元年は与論で309頭上陸しています、平成30年は377頭、一番多かった4年前は519頭となっています。そういう意味で非常に鹿児島県でもトップなのですね。卵の数でもほとんどトップです。そういう意味であまりにもちょっと島の面積の割には数が多すぎるというところもあるわけで、是非、鹿児島県にはもう繰り返し口を酸っぱく機会あるごとに要請をして、ちゃんと鹿児島県と一緒にやりますからということで、その実態調査。アオウミガメが8割ぐらい占めているのですが、残り2割はアカウミガメ。アオウミガメは草食とされているわけですね、アカウミガメは雑食と言われて。ところが実際はアオウミガメも、魚の切り身とかをあげると喜んで食べるということも聞いています。海人はみんなそう言っています。そういう意味で、食性はありますが、食べるものがあるから与論のイノーに住みついていると思うのですよね、年中。住みついているということはそれによって食べられているものが必ずあるはずなのです。おなかを割いて解剖すれば必ずそれは出てきます。そういう分析もやっていないし、できない。そこをしっかりと県にこれから口を酸っぱく、二度でも三度でも四度でも私は申し上げる必要があると思います。しっかりと我々が楽しみにしているウンとパル、与論に住んでいるからには海に行く楽しみもなくちゃいけないわけで、漁業者も含めてですね。そこをしっかりとウミガメはかなりイノーが痩せにつながっていますの

で、そこをしっかりと県に要請して、強く我々はもっと前に出るべきだと思いますが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に思いは同じです。漁業者に対してもウミガメの害がなければありがたいなと思います。また一方、観光業者にとってはウミガメが観光支援になっているという面もありますので、その2つの両方の兼ね合いも考えながらしなければならぬと思います。食害がどれだけあるのかということ、やはり今後継続して調べていく必要があるとつくづくいつも思うわけですが、今後またそれをもとに、もしその調査あるいはカメラ等で実態がわかりましたら、それを証拠にまた県にも話が通じるのではないかなと思います。以上です。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君。

○9番（沖野一雄君） そのような形で、全力で是非取り組んでいただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（高田豊繁君） 9番、沖野一雄君の一般質問を終わります。

次は、3番、林敏治君に発言を許します。

3番。

○3番（林 敏治君） それでは、令和2年第4回定例会の一般質問をいたします。

#### 1 消防団の充実・強化について

(1) 近年、全国的に人口減少や少子高齢化が進行する中、消防団は地域住民の安心と安全を守る消防機関として中核的な役割を担っている。本町においては、消防団員の確保が困難になってきているが、大型台風や地震、火災等の発生に備え、団員の勧誘に努めるとともに、団員への手厚い手当の支給や人材育成など消防団の充実・強化を図り、維持存続することが必要であると痛感するが、町長はどのように認識し、どう対策を講じる考えであるか。

#### 2 若者が暮らしやすい環境づくりについて

(1) 将来、島の豊かな未来を築いていく若者が、就学後Uターンして資格や技能をいかした職に就き定住した場合、町育英奨学資金の返還金を所得に応じて減免するなど、若者が暮らしやすい環境づくりに取り組む考えはないか。

#### 3 廃船の処理対策について

(1) 現在、漁業従事者が減少する中、漁港や海岸沿いに廃船が放置されている。観光立島として自然環境や景観に与える影響が懸念され、廃船の撤去処理を以前から求める声があるが、今後、町内の関係者に協力を要請する

ほか、対策協議会等を設置して計画的に調査を行い、積極的に対策を講じる考えはないか。

以上、3点伺います。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず最初に、消防団の充実・強化についてです。

消防団は、町民の安心・安全な暮らしを守る上で、地域の消防防災体制の中核的役割を担っており、近年の大型台風や火災、海難捜索、防火訓練活動など極めて重要な任務を行っています。

本町の消防団員数は、条例において定数が72人となっていますが、現在、男性58人、女性5人で計63人が入団しているところです。直近10年間の団員数の推移を見ても少しずつ減少してきており、今後、人口減少などによる担い手不足が懸念されるところです。

消防団の安定した人員確保については、地域の防災力の充実強化を図る上で必要不可欠ですので、消防団員と連携した積極的な勧誘活動や報酬・費用弁償の見直し等検討してまいります。

次に、廃船の処理対策についてお答え申し上げます。

これまで、放置されている廃船と思われる船体については、漁協を通じ所有者へ撤去の依頼を行ってきており、茶花漁港については残り1隻となりました。他の漁港や海浜地等についても協議を続けています。ただ、持ち主の中には修理して使う予定であるといった回答や、譲渡が繰り返されるケース、登録のないプレジャーボートなどもあり所有者が特定できず、撤去処理対策がさらに困難となっているものもあります。

また、処理するためには、材質上、専門業者へ処理を依頼する必要があるため、処理費用が高額で個人負担も大きく、撤去されない大きな要因となっています。

海浜地に放置状態となっている廃船等の撤去処理は、観光や環境へ与える影響も大きく早急な対策が必要ですが、廃船認定や所有者調査、撤去の方法については慎重に対応する必要もあることから、関係団体とも連携を図り対策を協議してまいります。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） それでは、質問事項2の若者が暮らしやすい環境づくりについて答弁させていただきます。

本町では、島内に大学や専門学校がないため、子供たちの進学による転出が多く、また、転出した子供たちのUターンが減少しているということが、人口減少を進行させている一因であると認識しています。この課題を解決する取り組みの1つに奨

学資金制度があると認識し取り組んでいるところです。

御提案の奨学金の活用についても、転出した若年層が島に戻って、地域のために頑張ろうというきっかけになれる奨学金の検討を続けています。まず、現在の無利子の奨学資金を月額3万円から4万円に引き上げを行いました。そして、与論高校を卒業するときに5万円を給付し、新生活の支援を行う「与論高等学校卒業生新生活応援金（仮称）」の新設を検討しています。

また、新たな奨学金の返還支援制度を検討しています。これは、与論で就職したら返還すべき奨学金を与論町が全額給付する制度です。財源確保及び対象者の基準や審査方法等課題がありますが、提案いただいた所得に応じた減免をどの額に設定するかも検討課題に入れて進めてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） それでは、追加質問をさせていただきます。

消防団の充実と強化については、消防団は消火活動のみならず、地震や風水害、台風などの避難誘導などの重要な役割を果たしています。一方では団員数が減少、厳しい地方財政を反映した資機材購入等などの課題に直面しており、消防団の充実・強化を一層推進することが喫緊の課題となっています。このため、国の総務省消防庁では、消防団に必要な整備事業者加入促進を進めています。令和元年度の地方交付税においては、消防団の使用する消防ポンプ車、小型動力ポンプ、無線機器、火災鎮圧ホース、安全装備品、防火服・防火防止・防火用長靴など被服等が消火費として積算されています。また加入促進のための先進的な取り組みも支援等については、女性や若者を初めとした消防団員をさらに増加させるために、消防庁として平成27年度から地方公共団体が企業や大学等と連携して、女性や大学生等の加入促進を図る取り組みを支援するとともに、女性消防団員のいない市町村に対しては、入団に向けた積極的な取り組みを求めています。

そこで、これにつきまして与論町がどのような取り組みをなされているのか、どういう指導をされているのかお伺いします。総務企画課長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

消防団の入団についてですが、直近で申し上げますと、平成24年には66人、平成26年には68人、そして平成29年に61人、62人というのは行ったり来たりで、今63人ということになっています。女性も3人から5人ということで、少しずつ増えてきています。最近でも1人また増えていきます。消防団の入団につきましては、まず、その団員については、消防団の推薦に基づいて団長が任用するという形で、現状としては消防団が推薦をしまして、そして町長の承認を受けて団長

が任命するという規定になってございますが、もちろん与論町も連携した形で進める内容だというふうに考えています。

今御指摘のとおり、役場職員とかいろいろな企業についても推薦の評価点だったり、また役場職員もできるようにはなっていますので、今後こういったことが少なくなっているいろいろなことに弊害が出ないように取り組んでまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 消防団とは懇談会なり、あるいはいろいろな話し合いというのは、年に何回ぐらいされているのですか。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 私は、消防団と直に会議というのではないのですが、幹部会というのが担当で定期的に行われています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） と申しますのは、消防団員の中からはいろいろな要望が出ています。まず、団員の新人研修がなされていないと。その上級の研修はされているが、その新人とか中級の研修はされていないということのようです。それから、ホースに穴があいて、もう使えないというのがいくつかあるようです。それで、新しいホースを購入しようとすれば、執行部は予算がないと今まで何回も断ったということを知っています。それから報酬については、大体年間4万円ぐらいだと聞いています。それから出動手当については、2,000円から3,000円と聞いています。そういうことを聞いていると、手当ぐらいは少しぐらい上げて、1日の日当とまでは言いませんが、少しは上げて、消防団が魅力あるような活動ができるように、少しは手立てをする必要があるのではないかと私は考えています。

それと同時に、防火水槽の設備が以前から何かお願いしているみたいですね。そしてあと2、3カ所、これはもう必要だと聞いています。それでもまた予算がないと言われているようです。そういうことに関して、副町長どう思われますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 連携不足で、ただいまの件は初めてお聞きいたしましてびっくりしたのですが、いざというときは、やはりこの備品の点検あるいは防火水槽の一番適当なところの設置というのは、早急に考えてまいりたいと思います。

町長の先ほどの御答弁の中にもありましたが、下から2行目から書いてございますが、勧誘活動や報酬・費用弁償の見直し等検討してまいりますということで、町長は御答弁されていますので、そのように進めさせていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） いろいろこの間予算書を見たのですが、常備消防費というのは1億2000万円、これは広域事務組合の負担金ですね。そして非常備消防費1125万円の予算で計上されているのですね。この中身をちょっと説明していただけますか。非常備消防費というのが1125万4000円計上されているわけですよ。予算ですよ。それは何の機材なのか、あるいは出張旅費なのか、いろいろ中身があるでしょう。当初ですがね。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時42分

再開 午後2時44分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 消防費の非常備消防費ということで1125万4000円が計上されておりまして、特に大きいのが、今年の場合は操法大会が知名町で開催予定だったのですが、これが中止になったということでなくなりました。その次には、消防団員の報酬、それから出動手当、そういったことが大きな予算となっています。それから備品購入費で、ホースとホースをつなぐ機具だとか備品、あと団員の洋服関係、そういったのが入っています。

それから、先ほど防火水槽の話がありました。それから新人研修とかそういったことがあったようですが、今担当に聞きましたら、幹部会の中では今のところは出ていないという話だったものですから、すみません、私もちょっと承知していなかったものですから、以上です。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） その非常備消防費の中のことは私もわかってはいたのですが、一応その団員に対する手厚いそういったいろいろな手立てをしてあげないと、この消防団という魅力というのか、それにその代になって、新人の方々もなかなか入ってもらえないということで申し上げたわけなのです。ですので、執行部の方々もできれば消防団とコミュニケーションをしていただいて、いろいろと情報交換をしていただくように、今後ひとつお願いをしたいと思います。

それでは次に移りたいと思いますが、若者への手厚い、暮らしやすい環境づくりについてですが、この育英奨学金だけではなくて、定住する住宅や子育て支援などの幅広い現状が必要であると考えていますが、現在どのような若者への手立てをされているか、教育長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 現時点で若者にどんな支援をしているかというところについては、教育委員会部局においては今の奨学資金等が基本でありまして、今現在やっている育英奨学資金、あとは子供たちのいろいろな給食とかそういったものがありますが、現在この若者たちに対してということでは、ほかには今のところ考えられておりません。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 高校を卒業してから社会人になるまで育英奨学資金を借りて進学させているということですが、平成30年度からその奨学金を増額していると聞いています。それから令和2年度の貸付金予算では、25人で1152万円だと思っています。その若者たちが何年後にUターンして、資格や技能などを取得して、企業を起こしたりする人にですね。若者に手厚い援助が必要であると思います。そういうことで、今後どのような手立てをしていくのか、今後の御見解をお伺いしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。繰り返しになりますが、先般も議会でありましたように、その前からもあったものを次々に検討して、新しい与論町高等学校の生活応援資金というのをもう条例にかける準備をして、提案をしようというところまで今来ています。これは、高校に修学旅行費を保護者からの要望もありまして、2万円の支給をしていたのですが、与論の高等学校に残って頑張ってもらいたいよねという思いと、与論高校に進学している子供たちに今後将来島に帰ってきて頑張ってもらいたいという思いを込めて、生活応援資金というものを創設して、基本的には今のところの考えでは、卒業時に5万円を給付するという形に方向転換していくと。修学旅行の補助費も含めたものですので、このことを周知した後は、修学旅行への支援ということではなくて、3年後に出るときに5万円を支給するという方向でまいりたいということでの生活応援資金、いわゆる準備金に結構かかるのでというのが1点です。

その後、島に帰ってきたときに、その子供たちに支給する奨学資金をということでしたので、今仮称ですが、島持ち人材育英奨学資金返還支援制度という名前を付けて、新たに帰ってきて島に就職をしたら、その子供たちには払っている奨学資金を今後払い続ける分については、住み続けている間、返還がゼロになるまで応援しようという制度を、今一応試算をしたり金額を出したりということで、これの準備を進めているところです。そこに今回書いてありますとおり、林議員から所得額に応じて帰ってきたときに減免するつもりはないかということでしたので、どうい

子にその減免、半分ぐらいにするかとかその辺をどう折り合いをつける制度にしていくかというのが非常に返し方、親の所得でいくか、本人の就職した年収でいくかとか、そこに今検討課題が残っておりまして、財政当局とも一緒になりながら、最後の詰めをしてどちらかうまく1つに支給型ができれば、所得に応じた減免を入れるか、あるいは全くそれをしないであげる形にするか、何人程度に毎年するかというのを考えてまいりたいという方向で検討しています。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） この件に関しては、もう以前からずっと議論しているのですが、この答弁書にありますように、与論で就職したら返還すべき奨学金を与論町が全額給付する制度となっていますね。これは大変ありがたいことなのですが、これは全額こういう給付する制度というのは、財源確保及び対象者の基準や審査方法等課題があるということですが、こういったことの審査をされるのですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まず、たくさんかかります、奨学資金を4年間借りた場合、返還額というのが決まっています。大体3万円から4万円を10年間で返すようになりますので、今の試算は年間192万円あれば、1人当たり19万円程度ですから、大ざっぱには年間1年与論に帰ってきて就職しました。就職した子供たちに残りの返還を無償にしますよという制度に手を挙げてもらいますよね。そしたら、私はこういう奨学資金を借りていましたが、20万円以内ぐらいまでの間は全部無償にしますということでやると、大体今の試算では192万円を予算化すると、今年10人は1年間分を無償にしてあげられる、そしてまた次の年192万円入りますが、そういうふうにして本人がずっと島に来て、返すべき奨学資金を返し続ける間、もし向こうで5年間払ってから与論に来たら、5年間分は払いません。与論に来た残りの5年分を払うわけですから。そういうふうなシステムを今つくるのですが、最後の質問ですね、そのどうやってその子たち10人とか9人を審査していくのか。ここがちょっと難しいので、先ほどのように所得額、本人の島に就職した金額の順番に一番少ない方からやるのか、高校を出たときの親の所得を見て奨学資金なんかは決めていますから、それをもとに無償にするかとか、そこがちょっと難しいところで、今から詰めるところですよというところです。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 大変ありがたいこの制度ですので、是非こういうことも早急に実践できるように、やはりしっかりと取り組んでいただきたいと思います。また、私から要望したいことがあるのですが、来年の成人式が開催されるようです。その新成人者の方々に、是非この与論の将来この与論に帰ってきたら、こういったもの

をこういう制度があるんだという、こういう手厚い援助もあるんだということを、少しでも式辞の中につけ加えていただければ大変ありがたいと思いますが、いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 1月までに整えば入れたいと思いますが、先ほどのようなところですが、そういうあなたたちに島に帰ってきて活躍してほしいと、島の人たちは強く願っているといったメッセージは、少なくとも伝えたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） では、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次にまいりたいと思いますが、廃船のことにつきましては、以前からもう何回も質問していることなのですが、なかなか進捗していないということで、あえて今回質問をさせていただきました。しかしながら、2、3日前、あらゆる漁港、海岸をちょっと見て回ったところ、サバニの船とか、いろいろなものがある程度片付けてあります。これは恐らく環境課長がハッパをかけて、いろいろとお願いしたかもしれません。そういうことで、私は今回いろいろな方々から、廃船が景観に非常に見苦しいということで、いろいろ意見を聞いておりましてこういう質問をしたわけなのですが。課長。どのような対策を打ったのか、またどのような手立てをされていたのか、そここのところの説明をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） この問題については、たびたび御指摘をいただいております。まず真っ先に漁協にまいりまして、議会でもこういう質問が出ていますので、どうにかできないものかと再三にわたって、また要望もしながら、所有者があることなので、町が主体的に勝手に処分できるわけではございませんので、わかるものについては所有者の方に力強く働き掛けをする以外にはないと思っていますので、今後も引き続きそのように働き掛けをしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） とにかく漁業組合とかいろいろな組織があると思います。そして、いろいろな方々とのコミュニケーション、検討会も含めて、やはり早急に解決すべきことはしていただきたい。特に、グラスファイバー製の廃船は大変重要なもので、産業廃棄物というのがあって、なかなか廃棄ができないと聞いています。そこで、産業廃棄物に関しては、廃屋の撤去をしている事業がありますね、1軒60万円。そういった事業でこういった船の撤去はできないものか、充てられないものかどうか。そういうのはどうですかね、副町長、そういうことはできませんか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） この問題は、以前私税務課におりまして、非常に考えたことがございまして、500トン以下の漁船につきましては、取得価格の2分の1を固定資産税の課税標準とするとというのが原則になっています。与論の船の場合はほとんどが10トン未満なわけなのですが、それを減価償却、要するに損耗率をかけていきますと、最終的に残存価格というのがずっとありますので、その船を処分しない限りは本来ですと税金がかかるということになりますので、家屋と一緒に、建っている以上は固定資産がかかることを認識してもらえれば、この廃船についてもうまくいくのではないかと考えてきたのですが、何せ与論の漁業従事者を見てみますと、安定しない天候の中でしかも小さい漁船で操業している中では、収入も安定しないという中で、その課税というのはずっと与論町は見送られてきたんではないかと私は認識をしていますので、やはりただの産業廃棄物という処理だけでの問題ではなくて、そのようなことも含めてまた再度関係機関とも協議をしながら、どういった処分の仕方があるかということも検討をしていますので、またよろしく願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） やはり環境、景観とか、本当に著しく影響を与えていますので、できればいろいろなアイデアを生かしながら、どうしたら撤去できるかというのを考えていただきたい。是非、検討委員会も立ち上げていただきたいと思いますがいかがですか、町長。検討委員会なども立ち上げて、少しは積極的に取り組む考えはないですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘ありがとうございます。今までそういったのがなかったのかなと確認をしたのですが、まだ正式なものがないということのようですので、漁業協同組合あるいは観光行政と一緒にあって、そういうふうな協議会を立ち上げる必要があるということを改めて認識をいたしました。担当課とも相談をしながら、立ち上げてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君。

○3番（林 敏治君） 今後しっかりと取り組んでいただくように要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 3番、林敏治君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。10分間の休憩とします。3時15分から再開します。

—————○—————

休憩 午後3時05分

再開 午後３時１６分

—————○—————

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

５番、喜山康三君に発言を許します。

５番。

○５番（喜山康三君） 一般質問をいたします。

１ 百合ヶ浜の現状と対策について

（１） 島の宝である百合ヶ浜の定義をどのように捉えているか。また百合ヶ浜の生成要因についてどのように考えているか。

（２） 近年、百合ヶ浜が様変わりしている。原因調査と対策事業等を早急に講じる必要があると考えるが、見解を伺いたい。

２ 役場職員の生きがいと働きがいのある職場づくりについて

（１） 役場職員の人事管理や労務管理など職場内のさまざまな問題等について話し合う場や対応する機関、その管理責任者はどうなっているか。

また、職場内の冠婚葬祭や上司、同僚、部下及び他の関係機関や業者との職員の懇親会のあり方について一定のルール等を定める必要があると考えるが、見解を伺いたい。

（２） 役場職員は、職務以外にも集落公民館の役員や各種団体の業務、奉仕作業など地域社会の奉仕者としての役割を強く求められるほか、役場の業務に関し、勤務時間外においても住民から電話や訪問による問い合わせや相談が多く、役場職員としての負担が大きいとの声があるが、見解を伺いたい。

以上、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えをいたします。最初、百合ヶ浜の定義と生成要因についてです。

百合ヶ浜は、島内の数ある景勝地の中でも自然がつくり出した世界に誇れる島の宝であると同時に、後世に引き継がれていくべき自然遺産だと考えます。

百合ヶ浜の生成要因につきましては、長い年月をかけて四方八方からの潮流による漂砂がある一定の静域で集積し、遠浅の海域（礁池内）にできた砂州（寄りの浜）であるとの認識を持っており、町誌には「年によって出る数が違いその年の作柄を占う目安として地区民の関心を集めていた」と書かれており、その形成には台風や季節風の影響も大きく関わっていると考えています。

次に、百合ヶ浜の様変わりしている原因調査と対策についてです。

百合ヶ浜の変様につきましては、サンゴの死骸の堆積や大型台風の襲来等による潮流の変化等、さまざまな要因が考えられます。

また、百合ヶ浜は砂州であるため、年間を通して同じ位置に留まらず、絶えず形を変えながら移動を繰り返しています。

御質問の原因調査と対策事業につきましては、百合ヶ浜が奄美群島国立公園区域の海域公園地区内にあることから、環境省等関係機関と綿密に協議を行い検討してまいります。

次に、役場職員の生きがいと働きがいのある職場づくりについてです。

役場職員の人事管理及び労務管理に関する問題等については、その事案により異なると考えますが、一般的には課長会で協議を行っているところです。また、職員の健康面については、ストレスチェック制度を実施し、対策等が必要な場合は衛生委員会で対応しています。さらに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、ハラスメント対策委員会において対応することとなっています。管理責任者はいずれも町長です。

職員の懇親会のあり方については、個人的な懇親会について一定のルールを定めることは難しいものと考えていますが、関係機関や業者等との懇親会は、一定のルールを定めることは可能であると考えます。

御指摘の件につきましては、各課の業務内容において状況が異なりますので、課長会等において協議してまいりたいと存じます。

次に、役場職員の仕事分担の件です。

多くの役場職員が、集落自治公民館や学校等のPTA、スポーツ・文化活動など各分野において地域づくりの中心的役割を担い、さまざまな活動を行っています。特に、集落自治公民館においては、行政とのパイプ役として役場職員の配置を求められているところであり、行政側からも積極的な協力をお願いしているところです。

一方で、人口減少やライフスタイルの変化により、自治公民館をはじめ各種団体の会員も減少する中、役員等の担い手が不足することで、職員の中には一人で多くの団体の業務を任され、負担が増えている職員がいるということは感じています。

今後、人口減少がますます進行する中で、現在の町づくりとして展開されているさまざまな活動を維持継続することは、運営する団体等にも大きな負担が生じてくるものと考えますので、各種行事等の見直しや各種団体等の業務負担の軽減について、広く町民と意見交換をしながら改善を進めるなど、役場職員にとっても生きがいや働きがいのある職場づくりに努めてまいりたいと存じます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 一般質問する前に少し、答弁は要りませんが、先般コロナが発

生したときに、私のところにある業界の方から、わざわざ私の家まで来てお叱りを受けたのですが、私も自戒を込めて、議員と行政の方々は何を考えているんだと非常にお叱りを受けました。是非、私たち議員も含め行政の方々も、もう少し真剣にこの辺を捉えて行動する必要があるのではないかと、それを一言申し上げておきます。

それとあと1点、今、銀座通りでの排水事業がありますが、あれは私が聞くところでは12月にはもう完全に舗装も終わるという話を聞いていたのですが、昨今まだ工事も終わっていない。また雨が続いて土砂降りで店内も非常に汚れると。少しその辺の工期の、特にコロナで売上げが減っている上に、年末に入って年末商戦に入っているわけですよ。この辺について、付近の業者の方々の迷惑のこととかも考慮に入れながら、そういう公共事業のあり方もきちんと進めていただきたいと要望しておきます。

通告した質問に入ります。私はここで町長ほか商工観光課長に、もちろん皆さん方も当然ですが、一体百合ヶ浜って何でしょうかって、百合ヶ浜の定義付けについて、まず百合ヶ浜とは何ぞやということの定義をつけない限り、百合ヶ浜が危ないとか無くなったとか大変だとかいって、一体じゃあ何を指して百合ヶ浜だということになりますので、これについて副町長、百合ヶ浜とは、何をどういう状況を指して百合ヶ浜というか。商工観光課長もされていますよね、そのときに、百合ヶ浜は何を指して、どういう状況にあるのが百合ヶ浜なのか、それをちょっと教えていただけますか。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 大変難しい質問がいきなり入りましたが、百合ヶ浜というのは、もともと与論の観光によってできた言葉だと、地名だと私は認識しています。ただ、そこに出ていた砂州のことを指しているのではないかというふうに思うのですが、調書をいろいろ読んだりしていますと、その浜のできる経緯とかというのがいろいろな説があるようでございまして、一言では申し上げにくいわけなのですが、特に奄美群島の中でも珍しい現象の浜だというふうに認識をしています。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 私の小さい頃、おふくろの親父、つまりじいさんから聞いた話では、「シナヌギッキキチムイアガタルユイヌハマドー」という話を聞いたことがあります。そして、よくそこに行って、いとこと二人でサートークサビを釣りながら、歩いて向こうまで渡れたものですから、そういうふうなことで、今観光で百合の花の百合を当てていますが、「ユイガハマ」だと「シナヌユタルハマデル」というふうな話は聞いたことがございます。これが定義かどうかはわかりませんが、

そういう話です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今まさに町長が答弁されているのが、百合ヶ浜の定義付けじゃないかと。今お手元に写真をお配りしました。一番写真の上にパラソルが立っていますよね。干潮でもないのに砂浜が海面から出ていますよね。こういう状況が百合ヶ浜なのです。いわゆる海の中に、中潮だが砂丘みたいな山がこんもりと出てくると、それが7つ出てきたときにはユガフーの年だという言い伝えなのですよ。久留副町長は観光課長もされていながら、百合ヶ浜のいわれとか、そういうことを知らなかったというのは、はっきりいって私ショックなのですが、今まさに町長が言われたことも、私もおふくろが明治生まれなのですが、生きている間に一度でもいいから百合ヶ浜というものに行ってみたいと、いつも言われていたのを思い出すのですが。まず、私が今ここで論議したいのは、こういう形で出てくる浜が百合ヶ浜だと、まずこれを前提とした形で、このことについて話を進めたいと思いますので、是非御理解をください。

今話した件ですね、今の百合ヶ浜の状況は、町長が話したようなそういう状況になっているかどうか。どういう状況にあるかそのことについてはどのように考えていらっしゃるか、商工観光課長、副町長、お願いします。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 今、どういう状況が百合ヶ浜なのかというのを考えているところでございまして、今の話をちょっと聞いておりませんでした。大変申しわけございませんでした。すみません。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） あのね、観光課長がこの調子なのです。要するに、与論で一番大事なこういう百合ヶ浜が、観光の拠点であると言われている百合ヶ浜というのが、本来の百合ヶ浜というのはどういうものであったかということすら理解していないし、知っていないわけ。よくこれで商工観光課長が務まっていますね、失礼ですが。だったら、今の状況はどうなっていますか。海に行かれたことはありますか、観光協会から写真も取り寄せましたか。私は、これだけ一般質問を出しているわけですよ。どういう変化が起きているだろうかということを、あなたなりに確認していますか。それで確認されたらどういう状況になっていましたか。どうぞ。

○議長（高田豊繁君） 松村商工観光課長。

○商工観光課長（松村靖志君） 私の方では、百合ヶ浜が出ているのを見に行くというのはなかなかないのですが、そこを通るときに今日は出ているな、ああ、今日は違うところに出ているなというふうに、向こうの用事で通るときには確認しています。

話を聞いたら、また台風で沖のサンゴの近くにできているとか、中の方にできているなというのは話を聞きまして、それをお聞きして確認しましたら、確かにそうだなというふうには認識しています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） もう全然これでは論議にもならないのですよね。今の状況というのは、先ほど原議員は、もう飛行機の中から見たらとんでもないことになっていますねということで今言われたのですが、これの3番目、4番目、写真がありますよね、町長。手元にお届けした分のBが、2019年の7月に撮影された観光協会の写真。下のCが1980年頃の百合ヶ浜の写真なのです。この違いはどこに違いがあるかわかりでしょうか。そのために前もって資料をお渡ししたわけなのですが、もしこれを見て町長がお気づきの点があれば、是非一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に一言で言うことは、大きさが違うなど。昔は本当に大きく出ていたと思うのですが、これもつい5年ぐらい前ですかね、5、6年ぐらい前には、このように大きく出たこともあったなと思って、その頃、復活もしているときもあるなということを思うわけです。で、このところまた小さくなっているなと思ったりするのですが、町誌を見てみますと先ほどありましたように、その年の最初に3つ出るときには豊作だと、「ユガフーエンドウ」と。あるいは1つになっている場合は「ヤッシュアンドウ」という話を聞いたことがございまして、それをいろいろ調べてみたら、やはり町誌にそういう話が載っていて、なるほどな、昔からこうして出る数が違ったり出る大きさが違ったりするなということを思っているのですが、ついこの前の写真を見ていますと、本当に出る大きさが小さくなっているなということを思って、心配をしているところです。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長、確かに1980年代の写真の場合は浜が大きく出ているのですが、浜の大きさではないのですよ、これは潮がすごく引いているときの写真なものだからということなのですが、要するにそのBとCを比べたときに、Bの場合がリーフのところの砂がもう無くなっていますよね。わかりますか。手前に堆積しているのですよ。それで1980年代の場合は、リーフの上まで砂が行っているわけなのです、これ。そういう違いなのです。本来出るべき百合ヶ浜の場所というのは、リーフのぎりぎりかその辺の際に出ていたと。その辺に2、3個出たりとか山もりして出ていたと、そういう状況が百合ヶ浜だったのです。これができる理由としては、もちろんさまざまな論があるわけですが、やはり私が勉強している範囲では、いわゆる離岸流、浜から沖に向かって流れる潮の流れがあるわけで、その

離岸流に大きな支障を来しているのではないかと。その離岸流に大きく影響しているというのは、大金久海岸にいろいろな人工物をいろいろな形でつくった関係で、それが年数を経つことで、一気に影響は出てこないのですが、10年、20年、30年という年数で、少しずつこういう影響が出始めているのではないかと私は考えているわけなのです。その原因や犯人が誰かという話ではなくて、この際、ナ一金久とか大金久あの辺り一帯を、昔の以前の海岸線の形にかえすことによって、それが再現できるのではないかと。少なくとも人為的な、さっき沖野議員からも言われましたが、温暖化とかそういう話ではなくて、やはり人為的な影響の分は私たちの手でまた取り除くことができるから、そういう対策を講じていただくことを今後検討する必要はないかということで質問しているのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 大変難しい御質問をいただきましたが、これまで本当に島の発展を願って、歴代の為政者の方々が大金久海岸、ナ一金久海岸の方に工作物をつくったり、あるいは島民の便利を願ってこうしてやってきているわけですので、その付近のことも踏まえながら話し合いを進めていかないと、急に、じゃあこうしよう、ああしようというのはなかなか難しい問題ではないかなと思いますし、それこそ本当に、慎重に慎重にやっていかなければいけないことだなと考えています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） もちろん慎重にやることは大事ですが、これは百合ヶ浜がおかしくなっているということは、去年もある観光業者から町に指摘が入っていると思いますが、副町長いかがですか。長い間大金久海岸で営業をされている会社の社長からも、先般もそういう指摘が来ているのですが、その前にも指摘されたみたいですが、その指摘は来ているかどうかということと、その指摘に対して、町はどのようなことを考え、またどういう対策を打とうとされたのか、その辺はいかがでしょう。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 特に、葬儀場に行くときによく真正面に見えるわけなのですが、今年は台風のルートがどちらかというと島の東側を通ってきた関係で、潮流の関係もあるのかな、大分内側によってできているというのは認識をしています。以前、どのくらい前ですかね、喜山議員から百合ヶ浜の写真とかそういったのをいろいろ見せていただいて、建設課あるいは環境課にも話をしたのですが、定期的に旧暦の潮時をあわせて、その出る位置とかを記録的に残しておく必要があるのではないかと、それがまた実際に何が原因でこういうふうになっているのかというのは、

我々素人ではわかりませんので、専門家の方も入れてどういった対策がとれるかというのは、今後我々また検討していく必要があるなというふうには話をさせていただきます。これから冬場に向かって、この浜がだんだん見えなくなるわけなのですが、来年の旧暦の3月以降にまた大きな砂州が出ることを願っています。また、この周りの海、特にシーマンズ側と船倉側というように、両方分けて考えたときには、シーマンズ側はいきなり深くなっていますよね。この百合ヶ浜の左側。以前は確かに周り全体に砂が集まっていたので、遠浅という感覚があったのですが、最近是非常に海水浴をしていても、急に深くなっているところがあって、やはり変わってきているなというのは認識をしています。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 副町長も、周辺が非常に変わっているというのは認識されているわけですよね。町長、専門家じゃないとわからない、専門家じゃないとわからないと言ったって、じゃあその専門家はこれがわかるかといったらわかるわけじゃないと思うのですよ。専門家だからと言って、これに結論付けて回答できるはずがないのですよ。だから、私が申し上げたいのは、先ほどから沖野議員からも指摘されましたが、この辺の変化については、やはり地元の方々とかいろいろな方々、経験者の方々なんかの意見を徴集しながらですね、私たちなりにこういうことがあったんだと、これを徴集してやることで十分私一定の論理立てはできるのではないかと、私はそう思いますので、是非別に特段予算を使っていろいろな専門家のことを頼むわけではなくて、そういう手立てで私は十分だと思います。その理由は、私が前のいろいろ運動をしていたときに、海浜工学の教授からも手紙とかもいろいろいただいたのですが、こういう漂砂とかいわゆる海浜消失については専門家でもわかりませんよと断言しているのですよ。やはり地元にて観察している方々の意見が非常に尊重されると。だからそういうことも言われたので、ああ、なるほどなど。計算式でできる話だったら、とつくにこんな苦労はしないわけですから。そういう意味でその調査委員会でもいいから、いろいろ立ち上げて是非お進めいただきたい。それを要望しておきます。また、環境経済建設委員会でも、私は是非やっていただきたいということで提案していますので、委員会の方とも一緒に組んで、是非これをしていただければなと思いますので、それを要求しておきます。

百合ヶ浜に行ったら、以前は観光客が百合ヶ浜に行って星砂を自分の年の数だけ拾うと幸せになれるとか、そういったいろいろな話がありました。皆さん御存じですか、商工観光課長御存じですか。要するに、百合ヶ浜には星砂があったわけですよ。でも、内側には星砂はないですよ、浜には。少ないのですよ。なぜ百合ヶ浜に星砂が多いかということは、沖の波浪が沖の海底から砂を盛り上げてきているの

ですよ。だから百合ヶ浜に星砂がある理由はそこで、内側の砂が向こうに持っていくだけでは百合ヶ浜はできないんだと。恐らく、それは私の推論ですが、だから百合ヶ浜には星砂がいっぱいあるんだと。ボンベで潜るとリーフの沖の方に行くと星砂が多いのですよ、海底が。だからそういうことから星砂が多いことは、百合ヶ浜の星砂は、百合ヶ浜自身もリーフの沖の砂が上がってできあがっているんだと、その辺もいろいろ考えながら、是非百合ヶ浜がこれ以上変化しないよう、またできれば、以前の形を戻すようにみんなで知恵を出し合ってやってまいりたいと思いますので、是非町長よろしくをお願いします。いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に私たちの宝ですので、何とかして百合ヶ浜が維持できるようにみんなで力をあわせてまいりたいと思いますし、特に、先ほど星砂の話をされましたが、私は星砂につきましては、ワーチのチブをずっと歩きますと、海藻がいっぱいあってそれに生きた星砂がいっぱい付いているわけですよ。百合ヶ浜に行こう付けて、それは観光に非常にいい目玉なんだが、取りたければチブに行って海藻を取ってきてやったほうがずっと多いなと思ったりもするわけですが、本当におっしゃるように名所ですので、私たちみんなで守ってまいりたいと思います。また、おっしゃるように、本当に島民の昔の人たちの話は聞いて大事にするということはそのとおりだと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 町長はちゃんと御存じじゃないですか。チブの海藻にいっぱいそのサンゴの孔虫が生きているということをね。これをちゃんと御存じなのに、是非お願いします。

それでは、次に入りたいと思います。私はいろいろな都合で4年間議員を休憩していました。それで、4年間休憩した後、議員になってみて一番思ったのは、職員の皆さんの顔ぶれが大分変わっているなど。職員ももちろん変わっていると、4年でこうも変わるものかなと思ってびっくりしていたのですが、調べてみたら、やはり特殊な事情ですね、早期退職者とか定年退職者が非常に集中していた時期に重なっていたみたいで、ここ4年間は。また、それとやはり職員が役場の行政業務に全身込めて一生懸命頑張ることができる環境をつくるのも、議員として一番重要なことじゃないかと思って、私がユガントインしたおかげで職員に迷惑をかけて退職したのかなと思ってみたり、非常に御迷惑なことをしたのではないかなとか、いろいろ反省することしきりだったのですが。是非、特に私は人事にこういうのはもちろん素人というか、全くわからない世界の話ですので、いろいろお聞きしたいなどは思いながら、どこから聞いたらいいかわからないというそんな感じでのです

が。

まず、職員のいろいろな不満とか要望とかをどこがどう聞いて受け止めているだろうか。そのときに自分の直属の上司はともかく、その間でいろいろアドバイスをしたり、お前はこうだからとかあっちの方がいいだとか、あなたはこれが得意だからこういう仕事はどうねとか、ある意味でざっくばらんにこの職場で話し合える場があるのかと。私は、その場というのはある意味、組合じゃないかなと思っていたのですよ。こういうところで組合の話を聞いてもなんですが、組合の活動がどういうふうな形でされているかなというのも、非常に気になりまして、今言ったように、いろいろな要求や要望をするときに、ダイレクトに上司に言ったり、また上の決裁権がある方、副町長が決裁権、一番ほとんど人事は握られているみたいですので、いきなり副町長に行ったときに、思うことも考えることもある程度言うことはできないと。そういう雰囲気じゃないかと思うわけです。副町長が悪いという意味ではないですよ。上司の皆さんが、そういう場づくりをどういう形でやっているのかなと。いかがですか、総務企画課長。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 大変、ちょっと答弁に困るような内容の質問なのですが、特にいろいろな職場でのちょっとした不満とか、その辺のところで考えますと、年に1回ストレスチェックというのを実際やって、仕事に対するいろいろな不満だったり、上司に対する不満だったり、いろいろな職場環境に対することもいろいろ細かくチェックするような内容でもって対応しているところなのですが、ただ、それが直接人事異動につながるということは直接的にはないのかなと思ったりしています。あと、その自己申告というのを1年に1回異動の場面とかで取ったりはして、できるだけその方のいろいろな意見も吸い上げたいということでやってはいるのですが、それが対策につながっているとは考えにくいところではございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 私もこういう場内のことは、ほとんどもちろんわかるわけはないのですが、自己申告書というのがあって、こうして私も資料はいただいたのですが、今般早期退職者などが相当多かったことが非常に気になりまして、この辺について場内の課長、管理職の皆様方はどういうことをされているのかなと、非常に気になってこれをお聞きしたのですが、人事評価するときに、やはり自分がやったことに対する成果を正当に評価してもらって、それをまたきちんと職員にフィードバックしていて、どこが良かったのか、悪かったのか、次はこうしたほうがいいのかという意味でのそういう啓発的なものというものは、何かシステマティックにどういうものがあるのですか。総務企画課長か副町長お願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） 今、平成25、26年度ぐらいまでは勤務評価という制度がございまして、各職員をそれぞれの課長が評価をしておりました。平成27年ぐらからは、人事評価というものにこれが新たに改められまして、能力評価と業務評価という形になっています。能力評価につきましては、その職員の可能性とか仕事の効率性とかというのを見ていくわけなのですが、業務の評価については、それぞれの各課の課長さん方が事務分担をした中で、どういうふうにされているかというのを評価してございます。

ただ、実際にやってみますと、これは5段階に分けて評価をしていくわけなのですが、ポイントで点数をつけていきますと、二次審査という形で私のところに上がってくるわけなのですが、ほとんどが特別に悪い評価を受けている職員はいないというのが現状です。人数割りで本当はしなくちゃいけないんですが、段階でS、A、B、C、Dという5段階に分けて、一応ランク付けをしているのですが、Sの職員で大体職員の中から1割ぐらい、Aランクが大体約4割ぐらい、そしてBランクが3割ぐらい、Cが2割、Dが1割と大体そのように思っているのですが、ほとんどの職員がA、B、Cの中にはほとんど入っているという中で、特別に悪いという評価はなかなか出てまいりません。

それともう1点は、異動希望みたいな希望調書というのでも取らせてもらっています。ただ、内容を読みますと、どうしても今の仕事が嫌だから異動したいとかいう内容よりも、他の職場を経験してみたいというのがほとんど多いようです。中には、いろいろな技術系のところ、あるいは事務職オンリーのところ、いろいろありますが、その事務職につきましては、ある程度能力があれば理解して業務ができると思うのですが、技術系になりますとじゃあ明日からその仕事についてやりなさいというからといっても、なかなかできない部分もあって、その技術力の雇用あるいは育成というのが今非常に頭を痛めているところです。そういった中で、過去10年ぐらいある時期に行政改革の一端で、職員の採用を極端に抑えた時期もありまして、職員の年代的なバランスがなかなか取れていないというのも現状です。そういった中である程度採用年齢を引き上げて、特に技術職の場合はまた採用をしているというのも現在我々が取っている手段の1つでもあります。

退職につきましてはなのですが、他の市町村、近隣の市町村のをちょっと電話で確認をしましたところ、以前は定年退職をもって退職をする職員というのが多かったわけなのですが、近年はある程度の年数を勤務した以上は、もう今度は役場で得た知識あるいは技術をもって別の仕事にかかろうという、そのために辞めるという職員も各市町村やはり見られるようです。希望退職あるいは定年退職、それから自主

的に辞められていく職員、ほかの市町村も近年そういった者が大分出てきているので、その辺の対応が採用する人数の確定がまた難しいというのもあるようでございまして、なかなかバランス的にうまくいっていないというのが現状です。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 今、指摘されているように、近年、早期退職が多いということで、和泊町とか知名町とか瀬戸内町とかその辺に電話をかけて確認したら、和泊でもここ4、5年に1人いたかどうかという、希望退職者がですね。それも体の具合が悪いということで、退職されているみたいだけで、ある意味積極的な意味での希望退職というのは、私が調べた範囲内では確認できないと。ある意味役場業務は仕事も安定しているし、身分も安定しているから、ある意味魅力的なところもあると思うのですよ。それもあるのですが、今のいわゆる登用における年代のいびつさを、どういう形で今後解決されていくのかなと。私は、山町長のここ3年間の大きな課題はこのような感じがするのですよね。役場職員の配置と人事。また、優秀な職員をどうまたお願いをしてくるか。かなりこの辺に苦労してきちんとしてもらわないと、後々もっと大変な状態に陥るのではないかと非常に心配している一面もあったもので、今回これを取り上げたのですが、是非、前から私言っているのですが、役場職員の方はある意味この社会のエリートなのですよね。私はそう思っています。エリートはエリートらしく、誇りと自信を持って頑張ってもらいたいと。一昔前みたいに道路にマグロが寝ているみたいな時代は、とっくに過ぎましたが、ああいうことをするから町民からいろいろ言われているわけで、是非、今の課長も少しその辺はあったのではないかなと思ひながら喋っているのですが、是非、後輩にきちんとしたその辺の範を示した形でやっていただきたいと。是非、これをお願いしておきます。

それから人事評価ということは、職員については非常に関心のあることでもあるのではないかなと思って、私もいろいろ調べてみたのですが、ちょっと読み上げてみます。人事評価の目的、「人事評価は、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎となるツールであるとともに、人材育成の意義も有しています。」課長の皆さん方自身が、人事評価についてどれだけ勉強されているかなと思ったわけです。それで、これを読み上げているわけなのですが、是非、自分なんかの部下の能力を引き出すことにも、もう少し精を出していただきたいと。もちろん、部下をかわいがって能力を引き出して、頑張ってもらって悠々と退職していただきたいと。

そして続いて、「また、評価の過程における評価者と被評価者との間のコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や業務改善等にも寄与するものです。」これは、まさにそうですよね。課の中で仕事をスムーズにするためには、やはりお

互いのコミュニケーションと信頼関係がなければ成り立たないわけですので。議員の私が、こんな野暮ったいことを言うのも本当に恥ずかしい思いをして喋っているのですが、是非この辺を頭に入れて、この役場業務をきちんと与論島の役場はすごいなと言われるようにしていただきたいなと、是非お願いします。

それから続いて、「職員の人事評価は公正に行わなければならない。任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。」とあります。本当に釈迦に説法で申しわけないことを申し上げているのではないかと思います。是非町長、ここ3年間は本当に極めて重要な時期じゃないかと思いますので、この辺について町長はどのように考えていらっしゃるか、一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 職員の人事につきまして、これまでの採用のあり方について本当に時代がそういう時代だったので、やむを得ずそういうふうになったというふうに認識をしていますが、できるだけその年齢のバランスを取るために、みんなで相談をしながら何とか採用年齢を引き上げたり、あるいは普通の仕事をしている方に無理してお願いをして、経験のある人たちを役場に是非ということで、勧誘をして一般業者から恨まれたこともあります。自分たちが育てたら役場が取っていったと、そんなことも言われたりしながらですが、本当におっしゃられるように、各課で後輩を育てるということを一生懸命頑張っていらっしゃるなということを考えています。副町長から、評価したものをいただいて、各課で課長さん方が自分の職員をよく見ていらっしゃるなと。本当に教えられることがいっぱいあります。そして、その職員の指導の面では、こういうことをして伸びてほしいというような表現しかしておりません。これが悪いとかあれが悪いとかという表現をして、本当にそういう目で自分の課の職員を見ていらっしゃるんだなということを思うときに、本当にありがたく思うし嬉しく思うことです。こういうことですので、途中、希望退職をされる方もいらっしゃいますが、お話を聞くと次こういうこともしたい、あんなこともしたいということもおっしゃっていただきますので、あえてもう絶対あなたは辞めるなよと、なかなか言いづらいところもあるようでございまして、そういうことも考えながら、今後また、みんなで力をあわせて頑張っていきたいと思っています。とにかく、私になってから辞める人がいたりすると、大変残念に思っていますが、私の力の足りなさだと思っています。今後また頑張っていきたいと思っていますので、ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） 最後に私、町長とか管理職の皆さんにお願いして、質問の4番

に町長の答弁にも、いわゆる集落自治公民館においては、行政とのパイプ役として役場職員の配置を求められているところです。行政側からも積極的な協力をお願いしているところで、というのがありますね。そして戻って、2番の1のところに、職員の懇親会のあり方については、一定のルールを定めることは難しいとか、またその下にある、課長会等において協議してまいりたいと存じますとありますが、こういう物事を決めたり、コンセンサスをとるときには、やはり組合の代表を入れて、課長とやはり管理職である方と執行部側とのありますよね、そういう職員、組合があるわけですから、そういう方々とは合わせてコンセンサスをとる場を設けるということを意識して、意図的にやる必要があるのではないかと。課長会を通じて協議してまいりますとかといって、つっぱねるみたいな答弁ではなくて、やはりその上司の下で働いている方々の意見も取り入れられるような職場づくりを何とかしていただきたいと、それを是非お願いしておきます。それとさっき総務企画課長も消防のことをおっしゃっていますが、役場職員も消防団に入れるとか何とかで、十分にわかりますが、やはり役場職員のこういう業務というのは、ある程度制約しないといけないと思う。そうすると、際限がなく広がると思うのですよ。本人も断れなくなって。だから、かえってこういう公的な環境だとか経理だとか何をやっているというのは申告させて、ある程度上司でこれは見てあげないと、私は歯止めがきかなくなると思う。その辺も少し心遣いをしてやっていただきたいと。是非、その辺の働く人のことも心遣いしながら、是非すばらしい与論町役場の職員組合であり、職場をつくっていただくよう、教育長お願いしますよ。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 働き方については、本当にたくさんのことを考えなければいけない部分があると思います。先ほどからありますように、特に職員との語り合いというのが欠かせない、評価についても、人事についても、やはりそういったものが正しく受け止められて、相手に返していけるということが大事だと思いますので、当然のことながら、私たちの担当の方でも課長とそういうところを話し合いながら行きたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） これが職員のわがまを聞けとかという意味ではないというのは、もうおわかりだと思います。この職員はここに行かせて伸ばしてみたいと思ったら、また職員を説得して、納得のいかない職場にも回すという感じで、かんかんがくがくでやっていただければありがたいなと思いますので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 5番、喜山康三君の一般質問を終わります。

次は、4番、林隆壽君に発言を許します。

4番。

○4番（林 隆壽君） それでは、ただいまから一般質問をさせていただきます。

今、与論町は二度目のクラスター発生後、大分落ち着きを保ってきていますが、最新の3カ月予報では、12月気温は平年並みで師走らしい寒さになり、去年のような記録的な暖冬にはならず、空気の乾燥する日が多くなるという予想がなされています。インフルエンザだけではなく、新型コロナウイルス感染症拡大が心配されるという報道もございます。2021年の安全な正月を迎えるために、町長以下職員皆様方の町民への指導力を発揮し、早く平穏な与論町に戻れるよう祈念し、今年最後の一般質問を行います。

1 与論町ホームページの改善について

- (1) 与論町ホームページの例規集にある条例や規則、要綱等をホームページを経由しなくても、直接インターネットの検索画面から個別の条例等の名称で検索することにより閲覧できるよう改良することはできないか。
- (2) 今後、与論町ホームページの全面又は一部改善する計画はあるか。

2 新型コロナウイルス発生後の福祉対策について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、県外産科医療機関より、県外からの妊婦に対し、病院受診2週間前から現地滞在を要請されており、島外での出産予定者の滞在経費の負担が懸念されるが、対策はどうなっているか。
- (2) 新型コロナウイルスの第3波が到来していると言われ、島内では新たにクラスターが発生している現在、島外出産支援対策のみならず、各福祉対策についてどのように考えているか。

3 今後のコロナ禍における感染防止対策について

- (1) 連日、全国において、新型コロナウイルス感染症の拡大が報道されている中で、観光客やビジネス関係者、公務員の出張、スポーツ交流など、多岐にわたる人の往来に対する感染防止対策を今後どのように取り組む考えであるか。

以上、質問いたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それではお答えをいたします。

まず最初に、条例や規則、要綱等を検索する方法についてです。

与論町例規集にある条例や規則、要綱等は、データ化により与論町ホームページ上に掲載し、個別の条例等を検索できるようなシステムとなっています。直接イン

ターネットの検索画面から個別の条例等を検索する場合は、与論町ホームページの例規集とリンクして検索が可能となる仕様となっています。

御指摘の内容について、委託業者に改善の可能性について問い合わせたところ、現状ではシステムの改良は不可能であるとの回答でありました。インターネットから直接検索を可能とするためには、新たな仕様に基づくシステムを整備する必要があります。

今後、他市町村の情報について調査を行いながら対応を検討してまいります。

次に、町のホームページの全面又は一部を改善する計画はあるかということです。

与論町ホームページについては、平成27年度にデザインの改修を行い、トップ画面やタブの配置変更など利便性の向上に努めているところです。

御指摘の与論町ホームページの全面又は一部の改良計画については、軽微な内容の改良は適宜対応してまいりたいと考えますが、全面改良については、費用対効果等を含めて検討してまいりたいと存じます。

次に、島外での出産予定者の滞在経費の負担についてです。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、本町が抱える課題の1つである島外での妊婦健診や出産に大きな影響を与えていることから、7月に地方創生臨時交付金を活用した与論町島外出産支援特別対策（追加支援）事業を創設して、既存の離島地域出産支援事業並びに島外出産支援特別対策事業に上乗せする形で助成を行っています。

事業内容は、妊婦健診の場合、健診2回までを対象に最長14泊の宿泊費に対し1泊3,000円を限度に、出産前待機の場合、最長42泊の宿泊費に対し1泊3,000円を限度とし助成を行っています。

次に、島外出産支援対策のみならず、そのほかの福祉対策はどうなっているかということです。

本町における新型コロナウイルス感染症の感染者の多くは、奄美大島及び鹿児島本土の医療機関や宿泊施設に搬送され療養することとなり、退所後には帰島に係る交通費等が自己負担となることから、地方創生臨時交付金を活用して交通費助成を行っています。このほか社会福祉協議会への入浴車両購入補助やひとり親世帯への臨時特別給付金など、国の施策や町独自の事業により福祉対策を行っています。

新型コロナウイルス感染症では、多くの町民の皆様が生活や仕事等さまざまな面で影響を受けていますので、国の支援策・補正予算の状況をみながら町の支援策を検討してまいります。

次に、人の往来に対する感染予防対策についてです。

これまで、感染防止対策として、空港や港において検温及び注意喚起のチラシ配

布を行ってきたところです。引き続き水際対策を行い、感染拡大防止に努めてまいります。

町内でクラスターが発生した時点においては、役場職員の出張やさまざまな行事等について自粛を呼び掛けていますが、経済面から考えた場合、感染状況を見ながら人の往来を促すことも大事であると考えていますので、3密防止や新しい生活様式の実施などを一人一人が徹底することによって、感染拡大防止が図られるものと考えています。

特に二度にわたるクラスターの発生においては、会食による感染拡大が主な原因でありましたので、会食時における町民の感染予防に対する高い意識づけを図ることが肝要かと考えます。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。まず、再質問をさせていただきます。

まず、1の与論町ホームページの改善についてですが、私は今現在、パソコンについては必要最小限の利用を何とかかんとこなしている状況です。私のようなものでも扱いやすいシステムに改良できないかということでの質問ですが、与論町ホームページにあるコンテンツの中の例規集が、第1類の総規から第12類の雑則まで、条例・規則・要綱が651件あります。特に町民が頻繁に検索すると思われる教育については76件、厚生が202件、産業が61件で、合計339件ございます。少子高齢化の進む与論町において、これからのITの時代に老若男女、あまねく町民が使用し、個々の生活に生かし、暮らしていけるように、少しでも簡素化の努力を行うことが町民の負託に応えることではないかと考えます。是非、創意工夫を御期待申し上げます。回答では、システムを変えなければいけないということですが、お金のかかることであれば、やはりきゅうきゅうにできなければ、今、小・中・高校生はみんなパソコンを使っていますが、やはり60代以上の方々もパソコンを使っています。やはりそういう方々が70、80、90になっても使いやすいようなそういうシステムをつくるというのが、町民の負託に応えるのではないかなと思います。是非創意工夫をお願いしたいと思います。総務企画課長に所見をお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 今回のこの御質問をいただいてから、今現在例規集を第一法規のところにデータ化した形で委託をして、加除があったり、追加の条例とかがあったときは、第一法規のそういったシステムに掲載してホームページに載せているところですが、今回の御質問の内容で、個別の条例等をそのワードで検索すると、与論町のホームページを経由してリンクして、そこに入る形になっている

ようです。ホームページの例規集のつくり方としては、五十音とかその辺はありますが、今のシステム仕様としてはそこを經由していくということで、これについては改善ができるかという話をしたところですが、お金をかけたらできるかどうかということもお話をしたのですが、第一法規ではそれは不可能であるという内容でございました。

またホームページを運営している熊本の業者があるのですが、そちらにも一応、例えばそのワードで打つと類似の団体の条例が出てくるとか、そういったことができるようなのがいろいろあるのですが、そういったことができないかということを質問したところですが、それは第一法規側の問題であるということで、なかなか今後それを改善するということになりますと、業者を変えていくとか新たなシステムとかその辺が必要かと思いますが、先ほどおっしゃっていましたが高齢者にとっても使いやすいような形については、また検討してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 御説明は十分わかります。ちょっと手間をかけると検索はすぐできるというのはわかるのですが、私が果たして90になったときに、そういう面倒くさいことができるかと、その時代になったら、指一本でポンと出るようなそういう時代になると思います。やはり、そういうことを前提に今から勉強して、そういう改革を考えるというそのこれからもITの時代ですよ、スマホでも5G、6Gという時代になってきています、金がかかりますが。そういう時代になってきていますので、やはり私たちも従来どおりのことを考えずに、一歩先、二歩先を考えていくべきじゃないかなと思います。私は、明日しなさい、来年しなさいということではないですよ。そういうことで、心掛けをしていただきたいということで提案してございます。よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、与論町ホームページの改善について。全面あるいは一部改善についてなのですが、大変申しわけございませんが、私は決してあら探しをしているわけではありません。前もってお断りをしておきます。与論町公式フェイスブックがホームページにあります。この与論町公式フェイスブックには、私の検索間違いか知りませんが、2016年3月11日以降、新たにアップされておられません。写真には旧庁舎が載っており、これは何かのメッセージ性を持たせているんでしょうか。それもお聞きしてみたいと思います。せっかく新庁舎も新たに建設されており、また、現在の新型コロナウイルス感染症対策の真っ最中の現状を与論町の窮地並びに努力の経過を訴える記事や写真をアップし、与論町愛好者に訴えていくことこそ、公式フェイスブックの役割ではないかと思います。先ほども論議されま

した新しい与論献奉の形態というのもフェイスブックに載せて、こういうふうにやりますよということで与論町愛好者に訴えていく、そういうこのフェイスブックの使い方が一番いいのではないかなと私は思います。最近ちらほら与論町ホームページはあまり魅力がないというのが2、3件聞こえてきますので、このことについても、やはり検討をいただきたい。副町長に所見をお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ホームページにつきましては、以前入れたものの入れ替えができていないという部分がたくさん見受けられますので、その辺を再度また各課と検討をしていきます。我々が調べるときには、これは古いやつだからということで、どんどん新しいものばかり見ていくものですから、何も自分の中としては感じなかったのですが、そういったことも出てきますので、今後最新の情報を入れて情報提供ができるような形をつくってまいります。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 常にやはり最新の情報というのが、このシステムの一番の目的じゃないかと思います。また、古いものを見るのであれば、アーカイブの類いもあって、そこで昔の思い出の写真とかそういうのも載せていけばいいのではないかなと思います。是非、前向きの検討、御努力をお願いします。

続きまして、新型コロナウイルス発生後の福祉対策についてですが、このことについては、県外産科医の機関の要請については、大変適切に対応されていることがわかりましたので、大変安心しています。このコロナ禍の中で、町民は大変不安な毎日を送っておられることと思います。少子高齢化が進む中での人口増加対策である肝心の子宝を設ける出産について、少しでも不安を持たれてはならないと考えています。引き続き、できるだけ、できる限りの支援体制を要請し、頑張っていただきたいと思います。町民福祉課長に所見をお伺いいたします。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） この件につきましては、実際沖縄で非常に感染が広がったことにより、医療機関が非常に危惧されてどうしても事前に沖縄に来られてそこに待機の上で、ちゃんと感染していないということを保障の上で病院に来てほしいということがありまして、それで実際に利用される方々がやはり早めに行かないといけなく、それだけ結局早めに行ってそこに滞在しなければいけないということの御要望がございました。そういったことから、急ぎょ国の地方創生臨時交付金を活用いたしまして、前々からあります島外出産支援特別対策事業等にプラスする形で、それで追加をさせていただいております、こちらで予想している分が妊婦健診で大体8人ほど、またその事前待機としておよそ16人ほど予定しております。

して、その分の予算を組ませていただいています。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。是非、引き続き御努力をお願いしたいと思います。

続きまして、2番については、皆さん大変御努力をされているということで、私も承知をしています。町民が不安を抱くことのないよう、万全を期していただくよう要請をしておきたいと思います。

続きまして、質問の3、コロナ禍における経済活動に対する取り組みについてということで、現在毎日のように新型コロナウイルス感染拡大に関する報道がなされています。全国、特に東京においては、感染拡大が止まらない状況の中で、G o T oトラベルが実施されていますが、観光客だけでなく仕事関係や個人的渡航、あるいは公務員の出張、スポーツ少年団のスポーツ交流や文化交流など、多岐にわたり人の往来がこれからも予想されると思います。緊急体制については、万全の配備を怠りのないよう要請をいたします。ところで、このスポーツ少年団交流や文化交流について、町岡教育長にその対策をお聞きしたいと思います。それから、来年の成人式の対応についても、ついでにお聞きしたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） まずスポーツ交流等についてお答えいたします。

現時点ではスポーツ交流については、外からの交流については一切ほとんど計画をしていない、あるいは例えばヨロン・おきなわ音楽交流祭というのが、12月末日にあるのですが、これについても早めの検討をして、今島民が非常に心配をしていますので、向こうは来てもいいという表現でしたが、今年は見送りまして、来年行いましょうということで、遠慮をいただいているところです。

交流等のそういうものについては、3月には例年のとおり、ちびっこ探検隊ですね、そういったものは予定どおり現時点では行うように考えています。それまで落ち着いておれば、そのあたりのことを含めて、またほかから来る申出もありますので、3月の状況については継続的にゼロであれば進めていく。もちろん感染対策を向こうから来られるときも、くどいのですが体調管理、検温を済ませて、そういう習慣化をして入ってもらう。また、与論においてもきちんと対策をしてお互いに迎えるということを十分に配慮しながら行っていくという形で交流をしてみたい。その前に島にいる子供たちのスポーツ関係の部活動、少年団の活動がきちんとやれているという状態を続けていくことが、実際に安心感を与えますので、そういう広がりも順次高めてまいりたいと思います。

成人式の対応につきましては、生涯学習課長よりお答えさせていただきます。

○議長（高田豊繁君） 朝岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝岡芳正君） 成人式についてお答えします。

成人式は、今のところ例年どおり1月2日に開催する予定です。ただ、条件として、12月5日以降町内で1人でも発生した場合は中止をしようということで、実行委員会で話し合いをしています。ただ、開催するに当たりましては、当然感染予防ということでマスク着用で、体調の悪い方は自粛していただくということをやっていますが、まず参加者に案内していますのが、12月に入りましたら、なるべく人混みの中に行くのは避けてくださいとか、そういう感じの感染をしないような行動をとってくださいというお願いをしながら、案内文を送っています。あと来賓の自粛、来賓の人数を削減しまして、かなり少ない来賓の方とか参加者は家庭から2人までという感じで案内をしているところですので、今後また発生をしたら、中止になりますので、そのときはまた連絡をさせていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 是非、怠りのないよう、万全を期していただきたいと思います。が、来年の成人式の来賓については、島内来賓、島外来賓がおられますか。

○議長（高田豊繁君） 朝岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（朝岡芳正君） 今回に関しましては、島内だけの案内にしています。

あと講師とかは案内しない、島外から呼ばないという形でやっています。以上です。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） ありがとうございます。是非、そのようにまた頑張っていただきたいと思います。

最後になりますが、今、与論町が直面している近年類のない困難に対し、与論町長として冒頭に申しましたように、以下職員の皆様方の町民への指導力を発揮し、困難を乗り越え、早く平穏な与論町に戻れるよう御努力をいただきますよう御期待申し上げ、町長の御決意を聞いて、私の一般質問を終わります。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。本当に本町のクラスターが発生したときに、いろいろな要因が取り沙汰されまして、そしてどういう原因でどうなったのかということもよくわからないうちに、第2弾が発生したというふうなことで、本当に最初の頃はみんな気の毒だという顔で見ていましたが、2回目はあきれたような顔をされて、同じような会にもなかなか行けなくなったということです。ただ、ありがたいことには、中ではいろいろあったようですが、表面的にコロナにかかった人たちを除外したり、いろいろなSNSで発信していろいろと邪魔をしたりということがなかった、中ではあったかもしれませんが、表面化しなかったということ

は、本当に与論町民のよさだなというふうなことをつくづく思っていて感謝をしています。みんなでこれは当たり前のことなのですが、誰もかかりたくてかかるわけじゃないし、また発生したくてするわけでもないわけですので、みんなで反省を踏まえながら力をあわせていけばありがたいなと思います。ですから、経済活動についても極端にいろいろなことがあります。何で島を閉めないんだというふうなことを言われる人もいらっしゃいますし、また、本当に苦しんだよということを訴えてこられる方もいらっしゃいます。役場に対していろいろな御意見もいただきながら、また取捨選択しながら、みんなで相談をしながら二度と三度とこういうことがないように、皆で頑張っていければと思います。とにかく、入ってくることはまたあるかもしれませんが、クラスターにならないようにみんなで気をつけていけばありがたいなと思います。また皆さん方の御指導もよろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君。

○4番（林 隆壽君） 町長以下皆様方大変なる御努力、そして町民の御努力に敬意を表し、これからの頑張りに御期待申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 4番、林隆壽君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） お諮りします。

本日の会議は、本来一般質問予定者は、あと3人の予定でございましたが、定刻までに終了する見込みがつかないことから、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次は、明日12月8日本会議（一般質問）です。午前9時まで御参集願います。

本日は、これで延会します。

—————○—————

延会 午後4時41分

# 令和 2 年第 4 回与論町議会定例会

第 2 日

令和 2 年 1 2 月 8 日

**令和２年第４回与論町議会定例会会議録**  
**令和２年１２月８日（火曜日）午前９時００分開議**

1 議事日程（第２号）

開会の宣告

第１ 一般質問

2 出席議員（１０人）

|               |                |
|---------------|----------------|
| 1 番 南 有 隆 君   | 2 番 原 栄 徳 君    |
| 3 番 林 敏 治 君   | 4 番 林 隆 壽 君    |
| 5 番 喜 山 康 三 君 | 6 番 福 地 元一郎 君  |
| 7 番 大 田 英 勝 君 | 8 番 野 口 靖 夫 君  |
| 9 番 沖 野 一 雄 君 | 10 番 高 田 豊 繁 君 |

3 欠席議員（０人） 欠員（０人）

4 地方自治法第１２１条による出席者（１８人）

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 町 長 山 元 宗 君          | 副 町 長 久 留 満 博 君       |
| 教 育 長 町 岡 光 弘 君      | 総務企画課長 沖 島 範 幸 君      |
| 会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君 | 税 務 課 長 武 東 真奈美 君     |
| 町民福祉課長 田 畑 文 成 君     | 環 境 課 長 白 尾 与志一 君     |
| 農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君  | 産業振興課長 山 下 哲 博 君      |
| 商工観光課長 松 村 靖 志 君     | 建 設 課 長 町 本 和 義 君     |
| 教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君  | 教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君 |
| 水 道 課 長 仁 禮 和 男 君    | 与論こども園長 富士川 智恵美 君     |
| 茶花こども園長 富 千加代 君      | 那間こども園長 龍 野 勝 志 君     |

5 議会事務局職員出席者（２人）

|                   |               |
|-------------------|---------------|
| 事 務 局 長 川 上 嘉 久 君 | 書 記 池 田 レ ミ 君 |
|-------------------|---------------|

開議 午前9時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（高田豊繁君） 日程第1、昨日に引き続きまして一般質問を行います。

7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） おはようございます。めったにない一般質問2日目となりました。よろしくお願いいたします。それでは、令和2年第4回定例会に当たり、先に通告した件について質問をさせていただきます。

##### 1 少子化対策について

- (1) 国は少子化対策の一環として、新婚世帯の家賃や敷金・礼金、引っ越し代など新生活にかかる費用について、来年度から60万円を上限に補助する方針を固めた。これは、現行の助成額を倍増し、対象年齢や年収条件も緩和し、経済的理由で結婚を諦めることがないように結婚を後押しすることが狙いだという。しかし、事業を導入しているのは全国でも281自治体、県内で7自治体、郡内でも瀬戸内町だけと導入が進んでいない。自治体負担が半額と大きいのが要因で、来年度からは補助額を3分の2に引き上げるという。

については、この機会に本町も結婚新生活支援事業を導入し、若者の結婚を後押しし少子化対策を推進する考えはないか。

##### 2 新過疎法について

- (1) 今年度末で過疎法の期限が切れることに伴い、自民党において議員立法による新法が検討されており、要件見直しで鹿児島県の十数市町村が指定から外れたり対象地域が縮小したりする可能性があることがわかった。指定除外となると、返済額の7割が交付税措置される過疎対策事業債が発行できなくなるため、自治体運営に大きな影響が出ると危惧されている。そこで、本町が指定から外れる十数市町村に入る可能性はないのか見通しを伺いたい。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） おはようございます。2日目ということで張り切っています。よろしくお願いいたします。

それでは、新婚新生活事業の導入についてです。

補助率3分の2へのかさ上げについては、非常に魅力的な事業ではありますが、都道府県が主導するモデル事業に参加し、審査の上、採択されなければならない条件付きの事業であることからハードルが高いと思われます。

ただし、補助率2分の1で従来から行われている限度額60万円の補助事業については、今後、事業効果と財源的な課題を考慮しながら検討してまいります。

次に、本町が過疎法の指定から外れる可能性はないかという御質問です。

令和3年3月末の現行過疎法の期限を見据え、令和2年3月27日に自由民主党過疎対策特別委員会から、今後の過疎対策の方向性（素案）が出され、新法の方向性が示されたところであり、過疎指定地域要件が見直されることが検討されているところです。特に、過疎地域の指定要件として、現行過疎法と同様に「人口要件」、「財政要件」としてありますが、「人口要件」のうち、人口減少率の基準年の見直しを検討されているようです。

この素案内容に基づき試算したところ、本町が指定対象地域から除外されることはないと考えています。

本町は、平成22年度に過疎地域の指定を受け、これまで過疎債の適用により各種施策を推進し、大きな成果を上げてきたところであり、今後の本町の振興発展において大変重要な案件であると考えていますので、引き続き過疎法の指定地域として指定されるよう関係機関とも連携して対応してまいります。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 先ほど申し上げましたとおり、この新婚新生活支援事業を導入している自治体は281自治体と伸び悩んでいます。この原因はどこにあるとお考えか伺います。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） 私もそこがちょっと具体的にはわからない部分がありますが、この事業そのものの周知がちょっとできていなかったのか、私自身も把握しきれていなかった部分があるのですが、ただ、またそれによって結婚件数が増えるとか、そういった効果があるのかどうなのかということについてもあつたりしまして、ただ、確かにおっしゃるとおり、大島郡では瀬戸内町だけとなっておりまして、鹿児島県ではちょっと少ないようですが、ただ、その3分の2のかさ上げについてちょっと見てみましたところ、それについては、モデル事業として県が主体となって都道府県が中心となって、実施市区町村が広がる取り組み、及び将来計画を提案後審査の上採択という形で、結構近隣町村との連携であつたり、県の中心的なそういったモデル事業でないとなつて採択されない部分があるみたいで、この3分の2については、ちょっと難しいのかなというふうに考えています。ただ、本来の2分の

1につきましては、今は34歳以下なのですが、来年からは39歳以下、そして世帯所得についても340万円未満だったのが400万円未満が対象になって、一世帯当たり60万円。与論の場合大体15件から20件ぐらいの年間結婚件数があるとみて、予算的にみると900万円から1200万円の予算、そのうち2分の1、町で450万円から600万円の負担という形になるかと思うのですが、そういった財政的なこととか事業効果とか、そういったことも含めて検討しなければいけないのかなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 先ほどの答弁では、来年度からの補助率アップや条件緩和をした事業、いわゆるモデル事業と言われているものなのですが、都道府県が主導するモデル事業に参加して、その後また審査をした上で採択されるという、そういうハードルがあるという答弁だったのですが、私はまた今までなかなか281自治体と導入が進んでいなくて、それをもうちょっと色付け、上乘せしてやればもっと事業導入する自治体が出てくるんじゃないかということで、導入のハードルはむしろ低くして、魅力あるものにしてやっているのかなと思ったのですが、そういうまた事情があるようで、ちょっと検討の余地があるわけなのですが、その補助率2分の1で従来から行われているのが、60万円に額をアップするということになっているのですか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） その従来の2分の1の補助率については、一世帯当たり60万円の限度額について住宅取得費用であったり、住宅賃借費用であったり引っ越し費用、そういったものに該当するわけなのですが、そちらについては別に審査もございませんので、それは参加は可能だと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） そのモデル事業というのは、どういう形の事業なんでしょうか。もうちょっと詳しくそのモデル事業についても説明いただけますか。

○議長（高田豊繁君） 田畑町民福祉課長。

○町民福祉課長（田畑文成君） この新規の都道府県が主導するモデル事業というのは、自治体間連携ということで、各隣県の自治体間との連携を行いながら、モデル的になるような、いわば家事・育児参画促進講座等、結婚・妊娠・出産・子育てにあたたかい社会づくり、気運の醸成に位置する取り組みへの参加、そういった新しいいろいろな取り組みについて、そういった県とも近隣市町村とも連携しながら、少子化に向けての取り組み、モデルとなるような事業、そういったものを重点的に行っていくということが必要でありまして、それに対して協議会を立ち上げるとか、また

いろいろな将来計画をつくるとか、そういったことが必要になってくるのかなと思っておりまして、すぐすぐなかなかできることではないのかなと思っています。

それで、ちょっとハードルが高いのではないかというふうにお答えしたところです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ちなみに、結婚新生活支援事業に関連した民間調査によりますと、2016年から始まったこの結婚新生活支援事業の認知度については、「ニュースで最近知った」が34.8%、「前から知っていた」が4.4%、「知らない」が60.8%となっています。また、「居住する市町村が結婚新生活支援事業を行っているか」という問いに対しましては、「行っていると知っている」が2.8%、「行っていないと知っている」が7.5%、「わからない」が89.7%となっており、事業に対する認知度がかなり低くなっているという結果が出ています。事業導入自治体が全国自治体の15%程度と低いこともあり、これは無理からぬことだと思われま。

また、結婚願望については、男女とも「結婚願望はあるが不安がある」というのが最も多く、男性が42%、女性も39.2%となっており、単に願望があると答えた人よりも、男性で10.9%、女性でも5.5%高くなっています。また、「結婚願望を阻害する要因は何か」との問いには、男性では、「金銭的な理由」が45.3%、そして次に「出会いへの不安」が22.7%となっており、女性では、「出会いへの不安」が31.8%で、「金銭的な理由」の19.7%よりも多くなっています。いずれにしても、男女とも金銭的理由が大きな結婚に対する阻害の要因というような調査結果が出ています。したがって、金銭的な理由で結婚をためらうことがないように、こういった事業を導入していただいて、少なくともそういった経費の面で結婚を躊躇することがないように、後押ししていく必要があると思うのですが、町長いかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） この事業としましては、新居をつくる場合とかあるいは新居の家賃とか引っ越し資金とかいうふうな新婚生活にかかる最初のスタートにおいての補助が、費用の負担がかかる場合に、我々が補助していくということになると思いますが、言われるように、本当に結婚が金銭的なことでできないということにならないように、その点については、今後もこの補助事業についてまた検討してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） ありがとうございます。また、先ほどの調査の続きですが、「結婚新生活支援事業があると結婚に前向きになるか」という問いに対しましては、

「結婚願望がある人は前向きになると思う」が60.9%、「結婚願望がない人さえ前向きになると思う」が9.3%、そして「結婚に不安がある人も前向きになると思う」が46.2%となっており、この事業の導入は確実に結婚への一定の効果が期待されると思います。現在、合計特殊出生率が1.3人とか1.4人台になっているのですが、結婚すれば大体2人以上の子供が生まれていると思われます。ですから、結婚を後押しして、そういう事業で応援すれば、少子化対策にも必ずつながると思いますので、ひとつそのように積極的に導入を図っていただきたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。新過疎法についてですが、まずは、本町が指定地域、指定対象地域から除外されるおそれがないということで、先ほどの答弁で大変安心いたしました。龍郷町が指定から外れるおそれがあると、名前も出ているようですが、ほかにも郡内で危ない市町村とかの情報がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

郡内だけに絞って報告いたしますと、今回、基準年の見直しということで、昭和50年から直近の平成27年までの人口の減少率、その50年を基準年。もう一つは昭和55年から平成27年までの人口減少率の2つの案が出てございます。そういったところで、その基準年を昭和50年とした場合は、郡内では龍郷町、和泊町、知名町が外れるということになっているようです。それから昭和55年を基準年とした場合は、同じくこちらも龍郷町、和泊町、知名町。基準年を昭和50年とした場合の考え方とその率を変えた場合という、4パターンの試算が出されていまして、ちょっとわかりづらくなりますが、この4パターンを全部含めると、龍郷町、和泊町、知名町がそれぞれのパターンで違ってくるのですが、除外される形になっているようです。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 鹿児島県では、合併特例で旧市町村単位の一部過疎の6市を含め、現在43自治体中41自治体が過疎地域に指定されています。これは、全自治体が過疎地域に指定されている島根県に次いで、全国でも2番目に高い割合となっています。そこで、仮にですが本町が指定から外れて過疎対策事業債が発行できなくなったとしたら、具体的にはどのような影響が出るかが考えられるか伺います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） 本町は、平成22年からこの過疎法のさまざまな適用を受けまして、特に大型事業というのをやってきています。特にまた過疎債の枠は辺地債よりも大きいということで、そのウエイトがかなり大きな起債となっています。

す。

ちょっと心配な点としましては、与論町の昭和50年、昭和55年の人口が、昭和50年の場合が6,971人、それから昭和55年が7,320人で、この7,000人近くから現在平成27年が5,186人ですので、約2,000人が国勢調査で落ちてきていると。この基準年が直近にずれ組んでくることで、あまり人口が変わらないとなった場合は、過疎法の対象外になる可能性としては、今後高いのかなと考えています。

そういったところで、これまで大型事業が、今回のし尿の関係もそういった事業ですし、また辺地債には適用できない事業で過疎債が特に大きなウエイトを占めているわけですが、そしてその交付税措置も7割の措置がされるということになりますので、大変町にとっても有利な起債となっているわけですが、これがもし今後対象外から外れることになると、かなり財政的なダメージというのは、大きいことになるかなと考えています。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） 自民党内の過疎対策特別委員会の中で、今回の過疎法の改定では今説明があったように、人口減少の起点となる基準年をいわゆる人口流出のピークだった1960年から、人口流出が一旦終息した1975年か、その過疎地域の人口減少が最少だった1980年、その75年か、80年かに基準年を設定するという案が出ているようですが、この基準年が変更されることにより、ただいまありましたとおり、過疎地域に入れるかは入れないか、そういうことで全国が揺れているわけです。

ちなみにお隣の沖縄県では41自治体のうち、現在は18自治体が過疎地域となっているようですが、新法に移行すると18自治体の対象自治体の半数以上が過疎地域の指定から外されるとの懸念が広がっているようです。そういったことで、玉城知事も河野沖縄担当大臣や自民党の国会議員等に、新たな過疎法でも、引き続き県内の自治体が財政支援を受けられるよう要請しているようです。また、先月オンラインで行われた全国知事会議で、福岡県の小川知事が脆弱な財政力や炭坑閉鎖による人口減少で、疲弊を克服できておらず、過疎対策の継続は不可欠であると、指定から外れても必要な額の過疎債と十分な措置をお願いしたいと要望をしています。本県の塩田知事も、鹿児島県は離島が多く9割超が過疎市町村である。これ以上人が減ると消滅したり、無人島になる島もあるということで、わずかな人口変動で過疎地域指定に影響するため、離島の取り扱いには特に配慮をしてほしいと要望をしたところだと聞いています。また、ほかにも自民党の北海道連では、直接自民党の二階幹事長に激変緩和措置等を要望したということで、全国でも過疎法改定に

対する懸念が広がっています。

今回本町は、過疎地域の指定に外れるおそれはないということで安心をしたところですが、先ほど聞いたとおり、龍郷町ですとか、知名町、和泊町、そういったひょっとしたら外れるかもしれないという市町村もあるわけですので、そういった市町村とも連携して、対象地域が少なくなるよう基準年設定への配慮とか、効果的な激変緩和措置の構築等に向けて、一緒になって国に要望していくことが肝要かと思います。私たちは対象外だから関係ございませんではなくて、一緒になってまた周りの市町村と連携して、そういったことで要望をしていくことが、また将来にもつながると思いますので、そのようにしたいと思うわけなのですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 御指摘いただいたとおりでございまして、基準年の昭和50年とか55年のときの人口がおかげさまで多かったものですから、その後の減少が非常に差があったということで、今のところ過疎債の適用外になる可能性はないと考えられているわけですが、奄美群島そのものが本当にもう過疎になっているということです。我々も自分たちだけが良ければいいというのではなくて、群島全体で力をあわせながらこの過疎債の適用、それから新しいまたその過疎は外れたとしても、過疎債が適用できるように全部で力をあわせて一緒に運動してまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君。

○7番（大田英勝君） そのようにスクラムを組んで進めていただきたいと思います。ひょっとしたら明日は我が身かもしれませんし、そうでないときの今こそ協力をして、連携を強めてやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（高田豊繁君） 7番、大田英勝君の一般質問を終わります。

次は、6番、福地元一郎君に発言を許します。

6番。

○6番（福地元一郎君） おはようございます。久しぶりの一般質問で緊張していますが、令和2年第4回定例会において、先般通告した一般質問を行います。

1 インターネット環境について

(1) 空港、港の待合所にWi-Fiのフリースポットを設けて、観光客や島民が利用できるよう対策を講じる必要があると痛感するが、町長はこれを推進する考えはないか。

(2) 新型コロナ対策として、オンライン会議等を推進していく必要があると

痛感するが、町長は、これを推進する考えはないか。

2 共同墓地（納骨堂）について

- (1) 議会では、6月定例会において共同墓地（納骨堂）の必要性和整備計画策定に当たっての留意点、基本的な方向性について提言を行ったが、町長は、これを推進する考えはないか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） それでは、お答え申し上げます。

まず最初に、空港、港の待合所に無線LAN、Wi-Fiのフリースポットを設ける考えはということですが、本町では、withコロナ社会に対応した新たな観光スタイルへの転換を図るため、ワーケーションや長期滞在などを積極的に推進していく予定です。しかしながら、現在、町内においてはそのために必要なWi-Fi等の通信環境が十分に整備されていないことから、今年度の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用して、空港や港をはじめとした島内5カ所程度にWi-Fiのフリースポットの整備を予定しています。

また、来島者等がテレワークやオンライン会議などを行える宿泊施設やワーキングスペース等の確保・充実を図るため、町内の商工観光事業者等が実施するWi-Fi整備に対しても一部助成を実施するなど、通信環境の整備に努めてまいります。

次に、オンライン会議等を推進する考えはということですが、新型コロナウイルス感染症や働き方改革を背景に、全国的にオンライン会議等が一層推進されていくと考えます。現在、役場内においても鹿児島県主催の各種会議のほか、関係機関を結ぶ情報共有やミーティングなど、オンライン会議が少しずつ進められているところです。

ICTの急速な進展とあいまって、今後も遠距離でのオンライン会議が本町においても必要不可欠であると考えていますので、庁内ネットワーク環境の整備を図り、効率的な業務運営に対応してまいりたいと思っています。

次に、共同墓地（納骨堂）についてです。

共同墓地の必要性につきましては十分認識しており、議会からの提言を受け将来的に整備計画を行うことを視野に入れています。

しかしながら、優先すべき事業が目白押しとなっていることから、今後の財源運営も考慮しながら共同墓地整備検討委員会（仮称）を組織して検討してまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） それでは再質問を行います。

W i - F i のフリースポットの件ですが、私は、今から5年前の平成27年第1回定例会において、今回と同じような質問をしました。当時の南町長は、次のように答弁されました。「光ファイバー網を活用したW i - F i フリースポットの設置につきましては、高度情報化の流れの中で、来島される観光客や町民の利便性向上、あるいは災害時等の通信環境の確保などの観点から、時宜を得た重要な御提案であると考えます。フリースポットの導入経費やランニングコストの低減にも配慮しながら、不特定多数の皆様が利用する空港や港の待機所、図書館などでの敷設に向けて、早目に検討を始めたいと思います。」と答弁されました。しかし、なかなか実現されませんでした。

その後、平成30年の第3回定例会で、林敏治議員が同じ内容の質問をしています。それに対して、山町長は、「観光客や島民の利便性を考えたときに、やはり集まるところ、今御指摘の空港とか港の待合所とかいう本当に必要なところだと考えます。今携帯が非常に普及しておりまして、携帯を使っていろいろな通信も考えてされているようですので、この付近とかの絡みも考えながら、どれくらいの利用者があるのかということも考えながら、できるだけ設置の方向で考えてまいりたいと思います。」と答弁されています。

林議員が質問してから2年。私が最初に一般質問に出してから足かけ6年、ようやくここにおいて実現する運びになったわけです。安心すると同時に先ほどの答弁だと、5カ所というだけのことですが、これではフリースポットが全然足りません。これからも各集落の自治公民館や図書館、サッカーグラウンドの管理棟など、フリースポットを増やしていく必要があると思います。

そこで、町長に伺います。今後もフリースポットを増やしていく考えはあるかどうか。町長、お答えください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。今予定しています空港・港等の島内の5カ所の活用状況を見ながら、また家庭でのW i - F i の普及等も考えながら、検討しいかなければいけないと思います。何しろ予算を伴う事業ですので、そういう必要性を考えながら、またみんなで検討していく必要はあるなと考えています。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 是非、増設に向けて頑張っていただきたいと思います。それから、今度、小中学校の全生徒にタブレット端末を配布するということですが、話では学校だけではなくて、家庭にも持ち帰ってもらい、予習・復習などの学習に利用してもらうとのことですが、ここで問題になってくるのが、家庭にインターネット環境がない児童をどう救済するかということです。現在、与論町における光回線

の加入世帯は800世帯余りで、全世帯の約30%程度の加入率です。当然、生徒の中にはインターネット環境がない、Wi-Fiが設置できない家庭もありますが、そういった中で、特に経済的な理由でインターネットが導入できない家庭をどうされるのか、教育長にお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。そこは、私どもも大きな課題の1つです。今、いくつか検討はしているのですが、いわゆる端的に言いますと、ポケットWi-Fiの簡単なルーターを整備するという方法もありますが、私的な部分と公的な部分をいかに分けるかという問題も残されます。それから、前回の調査で全員は答えていないので明確な数字ではないですが、15件ぐらいの家庭が使われていないというのがありました。そういうところに貸出しをしたときに使えないのではということで、今やれるのは、それを学校内での活用の方法はないのかという、いわゆる家庭に持ち帰ってはできないが、学校ではできないのかとかいうようなことを総合的に考えてまいりたいというところで、現在課題として抱えているところです。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） このことも早急に解決しなければ、配布はもう来年と決まっているわけですね。決まって配布された後に、そういった問題が起きた場合には、もう本当に例えばタブレット端末が車だとすると、インターネット環境というのは道路に当たるわけですよ。いくら車を買って与えても、道路がなければ走ることはできない。そしたら学校でタブレット端末を配布しても、家でそういうのがなければ、もちろんインターネットを使わないような使い方はあるかもしれませんが、そうではなくてやはりネットにつないですることが全くできないわけで、となると、経済的な理由で学習において不公平だとか、差別というのが生まれてくる可能性がありますので、そういったところを特に配慮して、早めに進めていただきたいと思います。ですが、どうですか。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） ありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、課題なのですが、さまざまな方法の中を模索はしてまいります。具体的に言いますと、テザリングという簡易なもので、最低限の活用の時間ができる方法もございます。いわゆる携帯を持っている中にテザリングという月300円ぐらいか400円ぐらいを負担すればある一定時間利用できます。それから全ての家庭での宅習が、必ずWi-Fiで端末を持たないとできないということでもないところも検討してまいりたい。それがどうしてもネットを通じてやる調べ学習を全員に課した場合、家庭でそ

れをやれというのは、宅習の与え方として当分控えていかないといけないということの学習環境の内容も考えていかなければいけませんので、最終的には全員が利用できる方向に進めたいとは思っていますが、それを公的に全て整備するかどうかは確かに早めに検討をして、何らかの措置はとりたいと思っています。いずれにしても、どうしてもという部分は当分、そうなれば学校でという時間もとって、ネットで調べるものは学校でやる、今議員から御指摘があったように、録画したり、まとめたり、再構成したり、自分の意見を変えたりする部分を家庭でやるとかという学習の形態をもまた考慮していかなければいけない。非常に難しいところですが、その辺もまた総合的に判断をして考えてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 今、答弁の中でテザリングの方法もあるとありましたが、テザリングをするにしても、やはりLTEにつながらないといけない、そこにはまた料金が発生しますから、結局また経済的な負担になるわけで、そういったところも考慮に入れて、是非、今後もまた早めに進めるようにお願いいたします。

フリースポットの増設については、これから状況を見ながら、また何度も何度も一般質問で取り上げてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に進みます。次はオンライン会議の推進についてですが、先ほど町長は推進していく方向という答弁をいただきました。オンライン会議等を推進していくには、まさに今がチャンスだと思います。私の経験を申し上げますと、会議で鹿児島に出張したときに、会議の時間が県本土の都合にあわせるものですから、どうしても午後の2時とか3時に設定されるわけです。それはやはり本土のメンバーがどうしても車で帰る時間までを考慮に入れてのことだと思いますが、となると、与論からだとうち発しては、会議に間に合わない。どうしても前日に鹿児島入りをして宿泊することになるわけです。そして、会議に出て1時間か2時間で会議は終わるのですが、その日は帰りの飛行機がないから、また宿泊しなければいけない。ということで、たった1時間か2時間の会議のために2泊3日を要するわけです。それには経費と時間がほかの地域よりも余計にかかるわけですよね。そのようなことから、私も何度かオンラインでできないかということをいろいろ言ってみたのですが、やはり本土の皆さんにとっては今のままがいいと。全然取り上げてもらえませんでした。しかし、最近は新型コロナウイルス感染症の発生で、会議のやり方も変わってきました。総会を開かずに書類を送って書面議決とか書面決裁などが増えてきました。今月5日の南海日日新聞には、奄美大島で4日、初めてのWeb会議を開いたとありました。また、先月25日のニュースでは、政府がビデオ会議システムZoomによる国会議員のやり取りを解禁したとありました。このZoomというのは

セキュリティに問題があるといつて、今まで敬遠されていた経緯がありますが、それが改善されて、もう国会でも使つていいよということになったわけです。町長の答弁にもありましたように、今、全国的にオンライン会議を開く環境が整つてきています。与論にとっては、今が本当にそのコロナによるピンチをチャンスに変えるいいタイミングだと思います。町長にお願いしたいことは、是非、島外における会議を、まずは1つでもいいですから、オンライン会議に変えるよう提言して実現をしていってほしいと思いますが、町長いかがですか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。まずは、全国の町村長会議が、YouTubeでオンライン会議をしたところですよ。私たち与論の場合には、今度のクラスターが発生したということで、なかなか出席できずに言われたように書類の決裁とかありましたが、そういうことで、オンライン会議を何回か使つて会議をすることができました。特にありがたかったのが保健センターを基地にして、今度のコロナ対策の本部で、Zoom会議で県やら徳之島保健所やらいろいろなところを結んで、話し合いができたということは大変良かったなと思っています。今後もおっしゃられるように、私も2時間3時間の会議で2泊3日というのは、本当に今までつらい財政の中で、そういう出張旅費をもらっていくというのは、本当に大変だなと思っているところでしたので、この災いを転じて福となすと言うのでしょうか、コロナの会議をもってそういうふうなところが進んでいけばいいなと思いますので、今後また提案をしてまいりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） 最近は本当に、船の抜港も増えてきたし、飛行機も欠航が多くなってしまつて、本当に行かなければならない会議にまでも行けない状況が続いていますので、是非、こういったこともオンライン会議を開く1つの理由にもなりますので、これからもまたオンライン会議が鹿児島県全体に広がるように、是非それを推進していただきたいと思います。この件につきましても、またいろいろ今後状況を見ながら取り上げてまいりたいと思います。

次へ進みます。最後になりますが、共同墓地（納骨堂）整備の必要性については、平成29年6月定例会で川村議員が質問されています。また、令和元年6月定例会で、沖野議員が「お墓の管理運営等にかかる現状と課題についてどう認識し、具体的対策をどのように講じていく考えであるか」と質問したのに対し、山町長は、「近年コミュニティー力の低下により、地域協力体制の継続維持の難しさから、墓地管理組合の体制整備が難しい状況にあります。しかしながら、これは地域住民全

体の問題であり、放置できないものと考え、今後、管理組合の組織体制のあり方を模索してまいりたいと考えています。」と答弁されています。このようなことを受けて議会では、令和元年9月定例会において、林隆壽議員を委員長とする共同墓地調査検討特別委員会を設置し、以後8回に及ぶ委員会を開催し、集約した意見を先の6月定例会で、町議会からの意見として町長に申し入れたのは御承知のとおりですが、申し入れをしたときに、町長は設置に向けて前向きな発言をされました。しかしながら、先ほどの答弁では、「共同墓地の必要性については十分認識しており、議会からの提言を受け、将来的に整備計画を視野に入れています。」と一旦肯定をしておいて、続いて、「しかしながら、優先すべき事業が目白押しとなっていることから、今後の財源運営も考慮しながら共同墓地整備検討委員会を組織して検討していく。」としていて、問題を先送りしているわけですね。この文章だけでは、町長は、これから果たしてやるのかやらないのか、わからない状況です。町長の2期目の任期は、あと3年足らずです。その間に建設に至るまでの道筋を語っていたきたいと考えていますが、町長はどのような考えかお伺いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 本当に言われるとおり、一応その納骨堂の場所とか規模とか、あるいは管理費用の体制とかということを場内で検討してまいりました。その前に必要性について墓の調査をしたわけですが、それをもとにして議会の方々が研修をしていらっしゃると思いますので、その研修の結果をまた一緒に学習をしながら本当に進めていかなければならないなと思っているところです。ただ、場所をどこにするかというところで、また場所の管理組合と、あるいは墓地の責任者等と話を詰めていかなければならないということもありますので、皆様方のお力をいただきながら進めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） いや、私が聞きたいのは、この町長の答弁にあります、共同墓地整備検討委員会を組織するとありますが、それを2期目のあと3年足らずの間に設置するのかしないのか、そこだけお答えください。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） 早急に設置してまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君。

○6番（福地元一郎君） ありがとうございます。今の答弁を聞いて安心いたしました。この件についても、また状況を見ながら実現するまで、何度でもしつこく一般質問に出してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

現在は、コロナ禍の中で大変な時期ですが、こういったときこそ町長以下全職員、

それとまた議会が一丸となって危機に立ち向かっていかなければならないと思っています。今後の執行部の皆さんの頑張りに期待を申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（高田豊繁君） 6番、福地元一郎君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。10時10分から始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時12分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、原栄徳君に発言を許します。

2番。

○2番（原 栄徳君） おはようございます。第4回定例会の最後の質問になりますが、よろしくお願いいたします。

その前に私事ですが、このたびのコロナ感染、またクラスター発生に関して、関係者、地域の皆様方に心からおわびを申し上げたいと思います。今後、社を挙げて感染対策に努めてまいりますので、よろしくお願いいたしますと思います。それでは、早速質問に入ります。

#### 1 与論港第二供利港（仮称）の新設について

- (1) 現在、県は茶花港の段差解消と作業船の作業向上に向けた凹凸部分の改良工事のための調査を実施し整備を行う計画と聞いている。現在の茶花港、供利港に少々手を加えたとしても抜港問題の解決にはならないと考えているが、両港が利用できないときの臨時港として供利漁港を活用した新しい港（第二供利港）の新設について県に強く要請する考えはないか。

#### 2 与論空港滑走路延長について

- (1) 以前県より与論空港拡張計画に係る基本調査実施について地元説明会を行っているが、計画案への理解が得られず、断念に至っている。20数年経った今日地元の環境も変わりつつある中、航空環境も変わり新機種の航空機が就航しているが、安全上の理由から欠航が多い問題も生じている。島民の生活路線であり、主要産業である観光業への影響を考えると早期の滑走路延長が必要であると痛感するが、真剣に与論空港滑走路延長に向けて行動する考えはないか。

#### 3 水質調査について

- (1) 島の畜産業における肉用牛の飼養頭数の増加や、サトウキビ栽培、園芸作物、牧草地に大量に使用され続ける化学肥料等の影響による水質汚染が懸念されている。早期対策を行うために、井戸や水源地、コイン式給水所、ため池、湧き水、干潮時に海岸へ流れ出る水などの水質調査を実施する考えはないか。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） お答えいたします。

まずは、与論港第二供利港の新設についてです。

与論港につきましては、風や波浪等の状況によって、供利地区、茶花地区と使い分けられていますが、特に東方向からの強風時には両港とも利用できない場合があります。

御指摘にあります第二供利港の新設については、選択肢の1つと考えられますが、地形及び環境への影響や整備費用等、さまざまな要件を解消する必要があると考えています。

これを踏まえつつも町としましては、現在計画中の茶花港の問題解消策も喫緊に必要な対策であると考えていますので、引き続き総合的な観点から調査・研究を進めていただけるよう県にお願いしているところですが、またお願いを続けてまいりたいと思います。

次に、与論空港滑走路延長についてです。

先般、本町の航空路に使用されている航空機ATR42が他空港において、着陸後にプロペラが滑走路に接触するインシデントが発生したことにより、安全上の観点から運航会社における横風に対する制限が変更され、これにより他空港及び与論空港での欠航が増加しています。

与論空港は御存じのとおり1,200メートル級の滑走路であり、夏場は気温・気圧の影響を受けることから、鹿児島便については重量制限が課せられ搭乗人数を制限して運航しています。また、冬場は北方向からの風が多く、特に北東の風が強い場合には、今後、欠航が頻発することが予想されます。

滑走路拡張については、過去にも地元説明会を開催した経緯がありますが、関係者全員の拡張計画への理解が得られず今日に至っています。御指摘のとおり航空路は島民の生活路線であり、安心安全な運航のためにも滑走路の拡張整備は必要不可欠であると考えています。まずは、地元関係者全員の理解と同意を得ることが前提であると思っていますので、滑走路拡張に関する計画につきましては、地元説明会等により合意形成を図った上で、関係機関との協議を進めてまいりたいと思います。

次に、水質調査についてです。

水質調査につきましては、これまでに、ため池3カ所、水道水源地11カ所において年1回39項目の水質検査を行っています。浄水につきましては、毎月11項目の水質検査と年4回26項目の水質検査を行っています。

また、農業に使用される資材が沿海に及ぼす影響につきましては、環境省サンゴ礁生態系保全行動計画のモデル地域として行われている調査の報告によりますと、地下水由来の窒素については1987年をピークにして減少傾向にあること、リンや有機物は赤土と一緒に表流水として海へ流出しているという実態がわかってきています。本調査では、特に窒素化合物は未だ局所的に珊瑚に影響を及ぼす濃度であると推察されており、今後とも注視していく必要があります。

引き続き、農産品目ごとの栽培指針に基づいた農薬の使用、化学肥料の適正施用を推進し、家畜から排出される糞尿についても、堆肥舎の整備やラブセンターの敷料活用等により環境負荷の軽減に努めるとともに、総合的な環境保全を進めるために必要な、各水質のモニタリングと評価ができる態勢の構築について、各関係機関と検討を進めてまいりたいと思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 御答弁ありがとうございました。答弁に基づいて、順次追加質問をさせていただきます。

まず、与論港の問題について。皆さん御存じのとおり、本当にこの抜港の回数が多い、これはむちゃくちゃにひどいぐらい多いです。本当にこの島に住んでいて、なぜこんなに他の島々と比べて非常に抜港が多いのか。町長、なぜ多いのかちょっと簡単にお答えください。一言でいいです。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） まず供利地区と茶花地区の両方の港とも高低差が少ない、その間に山がないということと、周りを隆起サンゴで囲まれているということで、そこにしか港ができなかったということだと思いましたが、それによって島が平坦であり、非常に風が強いときには、接岸はできるが離岸ができないというふうなことで、抜港が非常に多いというふうにお話を伺っていますが、結局は茶花の場合でも周りを何とか掘削していく必要があるかと思いますが、環境の面からいろいろと問題もあるということで、調査を進めていく必要があるなと思っています。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。大した返事にはなっていないように思います。これは、みんなが日頃思っているようなことであって、解決策には1つもない。とにかく今の港をいくら手を加えても、自然には勝てないのですよ。今町長がおっしゃったように、風の問題、いろいろ波浪の問題、そういうものを総合

的にあわせてみて、まず不可能です。だから抜港も多い。それ以上に船舶会社も安全を重視していくわけです。ちょっとした理由で条件を付けて。条件を付けた場合には鹿児島からの生鮮食料品は乗せないということで、非常に経済的にも負担をかけられるというのか、地元も非常に困っています。そういうことで、今の現状の港に茶花港であれ、供利港であれ、いくら手を加えても同じようなことしか起こりません。加えたとしても、相当額の費用が必要になってくると思っています。それよりは今言う、僕が主張している供利の漁港に新しい港を新設したほうが、手っ取り早い解決策になるのではないかと思います。本当に抜港するというこの問題、これは、地元ずっと住み続けて移動をしない人にとっては、そんなに何ら問題はないのではないかと思います。でも、経済に関わっている人そしてまた子供を育てている方々、いろいろ生活に必要であると、島を出ると。出産・育児もそうです、病気もそうです、仕事もそうです。全てこの港、空港の問題は後にしますが、港の問題というのは物資を運んでくるわけです。そしてまた物資を持ち出すわけです。それによって経済が回っているわけですので、人が動くその拠点としての基本的な社会整備資本がなっていないということです。是非命がけで改革をしていって、この島の発展のためにやっていただきたい。教育長に一言、先般修学旅行の件がありましたよね。一言でいいです、子供たちが目の前に夢をワクワクしながらかばんを持って二晩、三晩前から想像しながら荷物を詰めて、さあ行くぞと港に準備して乗れると思ってきて、目の前で船が抜港した。そのときの気持ちを一言でいいです、ちょっとお答えください。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） 本当に残念でしょうがない、どこにぶつけていいかわからない感情でしたですね。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。やはり、港のこととか本当に残念だったということで終わったのか。やはり本当にいい港があれば船が着けるような施設があれば、これは解決できるのになと、そこまで思ったのか、もう一言。

○議長（高田豊繁君） 町岡教育長。

○教育長（町岡光弘君） かねがね潜水艦があつて、浮上して下りていくようなのがあればなと子供の頃も思っていましたので、そういう港があつて浮上して台風が来ても下を潜っていった、向こうの那覇の港にまた浮上するというのがあればなというのが、子供の頃からの夢でした。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございます。潜水艦は無理でしょうが、港をつく

るのは可能だと思いますので、是非御協力いただきたいと思います。

そういうことで、とにかく私は立長という地元で、重要な公共施設を全て預かっています。そのたびにいろいろな議論があったり、今回の新しくできるし尿処理施設もそう、やはり住民の同意を得て、誰も嫌ですよ。排泄物を持ってきてそこに放り込むという、いくらいいい環境で、いくらいいい施設をつくって、きれいにすると書いても限界があるわけですよ。精神的にもあまりよくない、環境的にもよくない。でも、そういうのも受け入れて町民のためにやはり了解をして、町民福祉の向上のために頑張るということで了解を得ながら進めてきているわけです。今度の港の件も、僕は命がけで取り組んでまいりたいと思っています。僕もあと何年生きるかわかりません。あの世には持っていけませんので。地域の同意も得ながら、協力をしながら、必ず実現していく方向でやってまいりたいと思っています。是非、行政の皆さんもあるだけの力を出し切っていただいて、陳情から始まり、計画から始まり、調査から始まり、さまざまなことが時間はかかると思いますよ。でも始めないと完成しないわけだから。まあ、見てみると、もうすぐ退職する方々もいっぱいいますが、そんなに命がけでやらんでもいいではないかという方もいらっしゃるかもしれない、いないとは思いますが。全部で力をあわせてやっていけば、必ずできる問題なのですよ。大した金じゃないですよ、栈橋1つつくるぐらいは。と、僕は思っています。前回も言いましたけれど、僕は無駄とは言いません。奄美にはアリの巣みたいにトンネルを掘り散らかして、経済の発展のためだと言うんだけど、地元に行って聞いてみると、人口は全て流出する、仕事も名瀬の市内でする、そして夕方帰ってくる。ショッピングも大型ショッピングセンターに行ってショッピングをする、そしてまた帰ってくる。寝るのとはごみを落とすのと、居心地がちょっといいかなと、うるさくないかなというぐらいのレベルで、だんだんその地域というのは過疎化していく。そのためにトンネルを掘りつくしていますよ。その1つでもいいから島に持ってくれば、簡単に港ぐらいできますよ。港をつくるのはそんなに技術は要らないのです、コンクリート業者にも出せばすぐできるのですよ。だから、島の方々が、島が本当に命がけでつくってくださいと要求するその意思、要求力、そういったのに僕はかかってくると思います。我々がお金を出すわけじゃない。税金は一部出るかもしれないけれど、直接目の前からお金が出るわけじゃないので、お願いをして頭を下げて、許可さえもらえばできるわけですので、是非、皆さんのいい知恵を発揮していただいて、必ずつくるんだという完成するんだということを夢見て頑張ろうじゃありませんか。僕は地元だから命がけでやりますよ。反対もいっぱいあるでしょう、私利私欲もあるでしょう、いろいろなこともあるでしょう、嫌だという人もいる、俺には関係ないと言う人もいる。しかし、これから島を本当に豊

かな島にするためには、人の出入りというのが大事であり、さっき福地議員がおっしゃいましたね、インターネットの整備、それも非常に大事。それはソフト面の整備であって、今度はハード面のこういう港や空港というのは、人が本当に移動するために電波が移動するのはしないでいいが、人が移動するのはもう離島だから船か飛行機しかないのです。車が空を飛ぶ時代は僕らはもう生きていませんのでね。だからそういう社会資本整備が一番ではないかと思います。是非、僕もここの議員10人は全部協力すると思いますよ、反対者はいないと思いますので。是非協力をして実現の方向に持って行ってほしいと思っています。

その問題でちょっと、何で島がこんなに遅れているかというのをちょっと調べてみました。南西諸島、島のこの人口割だとか経済状況だとか、島のレベルとかそういう環境のレベルの島々の港湾、港の関係、抜港率がどういう具合なのかというのを調べてみましたが、沖縄本島、南西諸島、与論からいうと沖永良部、徳之島、あとはもう甑島々、その辺までの調査をちょっとしてみました。してみても非常にびっくりしましたね。接岸率が最低だという。このお隣の久米島でも96%ぐらいあります。沖縄の最南端の波照間島でも90%に近い。それは台風があるからそれぐらいにはなと思います。でも自然の季節風だとかそういった問題では、ほとんど抜港はしていないと。島の場合は島の季節風、台風以外ね、台風はしょうがない。季節風でほとんど抜港していると。この抜港率というのは毎年増えているのですよね。何でこんな同じ港で同じ場所にあるのに、何でこんなに毎年毎年増え続けるのかというと、やはり安全の問題ですよ。船長の判断の問題ですね。船長が駄目だと言えば駄目、船長でも船をぶついたりするとやはり自分の身にかかるから、やはり適当に条件付きで、出る前から条件を付けるわけですよ。文句を言われぬように。何で着くと言って着かなかったかという人がいるからね、今は。だから条件付きになると、さっきも言ったように物資も条件付きになると。そういうことで非常に抜港率が高い。島も年々去年より今年は増えています。件数は後で建設課長から言っていただければわかると思いますが、茶花港は、4月1日から9月27日の半年ですね、そんなに季節風がない4月から始まって、ちょっと台風が来るかなというぐらいの9月27日まで半年間、茶花港を利用したのが8回、供利港は428回、今、茶花港の改修工事をすれば、少し抜港対策になるかなという訳のわからない調査を始めているようですが。8回ですよ、茶花港に着くのは半年で。この後がまた大事です。10月に入ってからがもう季節風がしょっちゅう吹き上げるのです。回数もどんどん増える。茶花港にはなお接岸できない、供利港も接岸できない。安全面でいうとまた接岸できない。どんどん増えるわけですよ。増えているわけですよ、町長増えていますよね、毎年。まだ増えるのですよ。そういう状況で茶花港

に今改修工事が入っている、これは必要でしょう。物資や油を運ぶためのタンカーだとか、与論ガスのプロパンを運ぶタンカーだとか、あとは砂利の積み下ろしかな。それぐらいの商業用の船が不定期ですよ、あれは。必ず明日着かなければいけない、今日着かなければいけないということはない。不定期の船が利用しているのが、今の茶花港。それを改修しようという。行っておわかりのように段差がある、大体7、80センチぐらい。旧岸壁の段差と新しくつくった段差が、今80センチかそのぐらい。詳しいことは後で建設課長がおっしゃるかもしれません。それを上にセメントを打つだけです。それはもう決まっています。あとはそこに凹凸の部分があって、まっすぐになっていないですよ、釣りに行く人はよくわかると思います。旧岸壁と新しい岸壁がくの字みたいになって、出っぱり部分が20メートルぐらい凹凸があるのですよ。そこをまっすぐにする方向で考えているようです。詳しくはわかりません。その調査をするということらしいです。それも調査だから僕も詳しいことはわからない。そこをいくら改善しても半年に8回しか着かないところですよ。しゅんせつしたとしても風があれば船は入らないわけです。入れないのですよ。改善することは非常にいいことです。良くなることはいいこと。でも解決策には全くならないということなのです。新しく角度の違う港を新設するしかないわけですよ。潜水艦は持ってこれません。だから、港を角度を変えて、今供利港もちょうど東風、南東の風が当たるような方向、茶花港も同じ方向なのです。だからそれと角度を変えて、供利港が駄目なら、さっと近いわけだから、ぱあっと荷物をすぐ移動できる、待合所もつくらなくていい、あそこを利用して移動するだけ、沖永良部の伊延港みたいにね、ぱあっと移動できる。そういう環境にあるわけですので、是非そういう方向で真剣に進めていただきたい。そういうことでお願いを申し上げます。

それで、あと参考にこの南西諸島、沖縄の島々15カ所を調べていただきました。そこでさっきも言ったように、伊平屋島でさえ就航率は90%以上です。その10%というのは多分台風でしょう。台風の影響でもいろいろあると思いますが、あと伊江島だったり多良間島とか慶良間島、その辺の島々でさえ就航率は96.8%。本当に台風以外はほとんど接岸しているということなのです。台風だったら諦めはつきますよ、それはしょうがない。前もって台風はわかるわけだから、来そうだという。来そうだというのには準備ができるわけですよ。でもこの季節風というのはあつという間に来るわけね。今日は天気でも明日は吹き荒れる。だから準備ができないわけ。いつも経済的にも人が移動するにも大変なのです。

ちょうどいい具合ぐらいに僕は前回も言いましたが、塩田知事が第3回の県議会定例会でも質問に対して、非常にいい回答をしています。この塩田知事がいつも

おっしゃることは、格差を無くすというね、条件が不利なところをできるだけ不利にならないような環境にしていくということを、これはハード面だけではなくて、ソフト面も全ていろいろな環境面においても、そういうことを全ておっしゃっています。そしてここにちょっと抜粋して読んでみますが、これは一般質問に答えた会議録にある文章ですので間違いはないです。離島というのは、鹿児島の本当に宝であるということを非常に訴えています。その離島を大事にするんだと、生活環境、交通基盤、産業基盤、社会資本の整備、これを条件が不利にならないように、本土とね。それに近づけていくんだということを毎回のようにおっしゃっています。多分前回、最初に徳之島を訪問したときにも、このようなことをおっしゃっていたということを聞いていますので、それぐらい離島に対しては、非常に意欲を示されているというのが全ての答弁に表れていますので、是非、本当につくってほしいんだということを、泣き寝入りしながらお願いをしていくというぐらいのレベルでお願いをしてもらいたい。後押しは、私たちがやりますよ。地元だからね、僕もあんまり先は長生きはしないでしょうから、生きている間一生懸命頑張りますよ。だから是非、副町長ちょっと真剣にお互いに考えましょうよ。お互いあまり先はないんだから、やはり後世のために、子や孫のために、一番かわいい孫が沖縄にいるでしょうが。しょっちゅう知らんふりして会いに行くのを僕はよく知っているのですよ。ついでに、大きな声では言えませんが、出張のついでに会いに行っていますので、その辺はよく皆さんも御存じだと思います。是非、子や孫のために港をつくりましょうよ。よろしくお願いします。港の件は終わります。

あと、飛行場の問題ですね。これもまたうちの地元にあるものだから、僕は本当にあまり声を出したくないのです。誰も嫌なところに嫌な仕事、嫌な方面には汚いところを、誰も思いはあっても声は出さないものなのです。やはりみんないい人になりたいから、よか人、あれはよか人やけて、何も言わなかったらよか人になるのですよ。何も言わずに何もしないんだから、本当にいい人なのか。僕もいい人にはなりたい。でも本当に現状としてそういうわけにはいかない。先日も何日か飛行機の欠航、僕もよく年に何十回か飛行機に乗るのですが、本当に欠航が多すぎて大変なのです。その一番の問題、さっき町長の答弁にはあったのですが、この滑走路が1,200メートルという非常に短いということで、国土交通省からいろいろ指摘もあり、改善をなさいということを言われているという話を聞きました。建設課長、その辺のことを詳しくというか今の飛行場の現状、運航がなかなかできないような現状、そういった現状を少しお話ししていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君）　ありがとうございます。

ただいまの与論空港に関しましては、欠航が相次いでいるということですが、この件に関しましては、去る１０月２３日に喜界島空港で、鹿児島－喜界便がＡＴＲ４２－６００Ｓという４８人乗りですが、横風の影響を受けたようで、それが滑走路においてプロペラが接触する事案が発生しました。これを受けて運航管理会社の横風に対する社内規定が従来より厳しくなり、欠航便が増加しているというのが現状です。これまで、与論－鹿児島便の就航については、そのＡＴＲ７２、７２人乗りですが、その横風の制限が「平均風速２０ノット」から「最大風速２０ノット」へ変更され横風制限値が厳しくなりまして、これをメートルに換算しますと、風速１０．２９メートル以上吹くと運航に影響を与えるということで、欠航になるという確率が多くなるということです。奄美便に関しましては、ＡＴＲ４２－６００は４８人乗りですが、これについては横風が２５ノット、風速で１２．８６メートル、雨天時にはこれにつきましては、ＡＴＲ７２と一緒に２０ノットの制限がかかるということです。このため、先月１１月につきましては、欠航が強風のために７回ほどとなっています。日にちに関しましては１１月の３、４、５、８、９、１１、３０日と、今月に入っても１日、２日、４日、５日、６日と５回も鹿児島便の欠航が相次いでおりまして、今後冬場における北風の強さが増すと欠航が多発するおそれが生じておりまして、今、原議員がおっしゃるとおり、空港については島民の生活路線でもございますし、また業務や旅行そして観光についても影響が及びまして、深刻な状況にあると懸念しているところです。

御存じのとおり、与論空港は１，２００メートル級ということで、滑走路が短いこと、また与論－鹿児島間につきましては、ほかの路線よりは飛行距離が長いということで、燃料の積載量が多いこともありまして、６月から９月の夏場にかけて、気温・気圧が上昇するという関係がございまして、搭乗人数の制限や貨物等の搭載等の制限を図りながら、運航している現状です。

このような感じで、またいろいろな規模等がありますので、安心して安全で利用できる空港の整備については重要であると私個人としても認識しているところです。いろいろ空港につきましては、滑走路のオーバーランとかいろいろ事故があるということで、国からも与論空港につきましては、滑走路のオーバーラン、滑走路の安全区域帯というのがございまして、これが４０メートルほどしか両脇にございません。それを最低でも９０メートル以上の延ばしなさいというのが通知されているわけございまして、与論空港も両脇に５０、５０、最低でも延伸しなければならないということがありまして、９０メートル、約１００メートルほど拡張しないといけないということがございます。今後もこのことも含めまして、拡張に関しまして

は、いろいろと調査・研究しながら地元の関係者の方々と、同意を図りながら説明しながら進んでまいりたいと思っていますところですが、先ほどおっしゃられたとおり、滑走路の延伸については過去にも地域住民の全員の方々の同意や確保といった、理解が得られなかったことも事実ですので、騒音など環境問題や用地の確保といったさまざまな要件を解消しながら、１００％の同意がなければ県としてもテーブルの上で協議に乗ってくれないのではないかと、今考えているところです。

また一方では、今離着陸の際、滑走路が短くてすむ性能が優れた飛行機も開発されつつあります。ネットにも載っていますが、現在運航しているフランス製のＡＴＲ４２－６００の改良型がありまして、これがＳｈｏｒｔ　Ｔａｋｅ－Ｏｆｆ　ａｎｄ　Ｌａｎｄｉｎｇという６００Ｓというのが、８００メートル級の滑走路でも離着陸ができるというのを売りに出して、今開発をして売り込みにかけているというようなネットでも載っておりまして、そういうことも考えますと、今後の延伸計画も含めながら、そういう最新機種を含めまして、横風や搭乗人数の制限があまりかからない機種で運航を行い、便数を増やすこともまた利便性の向上につながるのではないかとということがありますので、いろいろさまざまな観点から、関係機関と調査を行いながら今後とも協議を進めてまいりたいと考えています。

○議長（高田豊繁君）　２番、原栄徳君。

○２番（原　栄徳君）　ありがとうございます。いろいろ御説明がありましたが、あまり述べすぎてよくわかりませんでした。１，２００メートルという滑走路は、日本で喜界島と与論しかない、今２カ所しかないということですよね。ということで、今機種の新しい開発が進んでいるという話がありましたが、それはあくまでも進んでいるということであって、各航空会社がそれを導入するかしないかは、また問題なのです。必ずそれが来てくれるということはない。要は受け入れる側が、それ相当の準備をするということが必要なのです。やはり時代にあった、この喜界島と与論島だけ１，２００メートル、だんだんパイロットも自信が無くなってきますよ。私、あそこ危ないから行きません。鹿児島空港とか大きな誘導設備のある飛行場だと、それはコンピューターでうまく誘導をしてくれるでしょう。でも、この離島プロペラ機というのは、有視界飛行なのです。自分で見て判断して下りる。パイロットが自分の判断で着陸するか決める、そういうことなのです、自分の目で見て。だから、大雨が降ったら駄目、ちょっと危ないと思ったパイロットはグルグル回ったふりをして帰る。回らずにもう駄目だと帰るパイロットもいます。有視界飛行なものだから非常に危険を感じるわけです。だから、今の季節風、横風、ちょっとあおられたり、今言うように雨天となれば、それは大問題。誰も嫌ですよ。そこに２、３０人乗っていても、大臣が乗っていたら着くだろうが、僕らみたいな平民

が乗っていたらすぐ帰りますよ。だから、やはりそれ相当必要な飛行場の準備をするということが、これからの島の発展にも大きくつながるわけですよ。当時の町長、首長は、命がけで飛行場、港湾、港、漁港を整備したということを、非常にいろいろな話を聞きます。本当に大変なのですよ。はいと言うまで、トートゥビーしてその家から帰りませんでしたという人も、結構僕は話を立長で聞きます。それぐらいしたのですよって。しまいには、あまりにもかわいそうだから、はいと言いましたと。毎日来るわけだから。うちの人も困る、夕方来てもらったら困るから、うちの人も居留守を使うために友だちの家で待っていたとかね。そういうこともよく聞きました。でもやはり、みんなで協力をして解決をしていかなければ、僕はまたそこも地元なのですよ。すぐ目の前。小さい頃からいろいろなすったもんだ、飛行場反対、もう身に染みて感じています。職員の皆さんの先輩である名前を言っちゃ、別に悪いことではないからいいと思いますが、ハヤシノブユキさん、今の建設課か耕地課かどこかにいらっしゃるときに、夏のくそ暑いのに、ハヤシノブユキさんしかブルドーザーの免許を持っていないものだから、役場職員でもありながら毎日のようにあそこは岩盤だらけだから、今みたいにバックホーがあつてブレーカーがあつて、ぼんぼんぼんとやれば座っていて、石の解体はスムーズにできるはずなのですが、後ろに爪を1つディッパーを付けて、それで引っかいて石をまっすぐに平らにしていたという。僕は実際それを見ています。それで、うちの親父が友だちだったものだから、お茶を持っていくと、「アーイーチャーヤナイユン、ビールムチクー」と言つて、「アーイーチャーヤナユンドゥ」と、それぐらいの苦勞をしながら、土地を整地して、そしてまたそのときの首長は、命がけでお願いをして回った。今、そのようにしなさいと言っているわけではないですよ、町長。今はそうしなくても、できる可能性はあるのです。いろいろ条件を提示していくなり、当時よりは僕はスムーズにいくんではないかという気ではありますので、是非、僕はこの面はまた絶対全面的に協力いたします。後ろに座っている議員の方々も絶対反対はしないと思います。昔は反対したかもしれないが、その辺は反対はしないと思うので、是非協力をして、前向きではなくてつくるんだという方向で、建設する方向で、検討じゃないですよ、方向で進めていこうではないかと僕は思っていますので、是非その方向で要請も進めていっていただきたい。僕はね、今が絶対チャンスだと思うのですよ、何事も。そういうことで、これも後世のために、僕らの時代はどうかかわらんが、早ければできるかもしれない。進めていこうじゃないですか、皆さん。よろしくお願いします。

最後に、その決意を町長、副町長、総務企画課長まで、ちょっと一言。

○議長（高田豊繁君）　町長。

○町長（山 元宗君） 力強い後押しをいただきまして、本当にありがたいと思います。空港の滑走路の延長については、本当に普段からどうしても延ばさなければならぬということですし、また県からもそういう要望が来ていますので、地元の方々とひざを交えて話し合いをしてまいりたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございました。さすが立長原議員だけあって、立長という地名をずっと僕は考えていたのですが、全ての立地条件が長けている土地なんだなというのを考えて座っておりまして、与論の全てのインフラがあつた地区に集中しているというのも、地区の皆さん方のあたたかい御理解のもとに、このような政策を進めてまいりました。また特に今問題に出ています、港と空港の問題につきましては、島が生きていくための最も大切な物資関係の運送は、何と言っても船ですので、この抜港問題はここ数年これまでも建設課を中心に、あるいは議会の皆さん方を中心に、県にも要望をしたり陳情をしたり、いろいろと活動をしておりますので、今後も進めてまいりたいと思います。

この空港の問題につきましても、県あるいは航空会社がこの機種が良かれと思って設定をした機種が、実は適していなかったという結論も出ているのではないかと思いますので、その辺も含めて是非また協議をしてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） この問題については、空港の延長、滑走路の問題もありますが、これを変えるためには、長い期間が必要だ考えます。今現在起こっていることを解決するためには、やはりいろいろな手立てが必要かと思っています。例えば、機種の変更の依頼といいますか、なかなか難しいとは思いますが、そういったこと。それから代替え案として奄美を経由するとか、料金を軽減するとかそういった形で、それもまた大事なことではないかというふうに考えますので、命がけということまでは行けそうにないですが、頑張つてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） ありがとうございました。その代替案も同時に考えながら、やはり進行していく必要があるのではないかと考えていますので、是非いい案を出していただいて、協力しながら確実に建設をするんだという方向で進めていただきたいと思います。

あと11分ぐらいになりましたので、今度は水の問題。これはあまり表舞台に出るような問題ではないのですが、やはり人が生きていくために一番必要ではないかと。特にこの小さな島、特に与論、僕はそう思います。土地が広いところは何とかなるのですよ、川があつたり、雨水があつたり、山があつたりすると。この島の場合

合は降った水が全てを賄っていくわけですので。その水をためる、水を受け入れる、この島自体がスポンジみたいに貯水タンクになっていると思うのです。どこかはるか遠い山のあるところから雪解け水が流れてきて、下流の河口の町に流れてきてそれを利用するということはまず不可能なのです。降った雨をためておいて、それを利用しているわけです。

そこで、今淡水化プラントができて、島の水も以前よりはかなりよくなってきています。しかし、その淡水化プラントにも、僕は限界がそろそろくるんじゃないかと。また新しい設備投資をして、大掛かりなことをしていくということに必ずなってくると思っています。その面もあわせて、後で水道課長にちょっと答弁をお願いするのですが。

今、その水自体汚染しているという原因は、いろいろここに質問に挙げたように、牛が非常に人口の割合からすると、牛が多いということ。牛の一日の糞尿の排泄量が大体27、8キロ。そのうちのし尿が平均7キロ、7リットルぐらいです。それを毎日五千数十頭が排出しているわけですよ。その処理をする施設もないわけです。ということは、雨が降れば全部とは言いませんが、ほとんどが地下に浸透していくわけです。それと、今サトウキビの肥料だとか園芸作物の肥料に含まれる窒素リン酸カリ、そういったものが毎年相当量島に投入というか撒かれているわけですよ。それは全て植物が100%吸うわけではありません。植物はほんの一部しか吸いません。残りは全て雨水によって地下に浸透していくわけです。地下はどうするかというとそれをためる、または海に流す。そういったサイクルで、島の今の水利用というのはなっているんじゃないかと思っています。

そこで、例えば島にはいろいろ水源地があったり、毎年ここで年に1回39項目11カ所、毎月11項目、年に4回26項目の水質検査をしていると、これは水道課の検査だと思いますが、その検査をしたときの原水の数値とかどれぐらいあるのか、そういったのも全部公表しなさいということではないんだが、毎年、僕は変化をしてきていると思います。良くはなっていないと思いますよ。正直に公表するとどんどん悪くなってきて、そういったことで特定の場所、検査をするときは、例えば受益者がいいような調査をしたり、研究をしたり、取水をしたり、それで大体やるものなのです。自分たちが都合の悪いようなことは調査しない。だって物をつくりたいときは、そのつくりたいのにあわせるような調査をしていくわけなのですが、港もそう。つくるためにやったがために、結果的にああいう状態になっているわけなのです。ものをつくりたいために調査をして、そのためにつくるという形でやっているものだから、結果的にああいう状況に陥ると。だからこの水質の問題も、毎年同じ場所で同じ方法でやっても同じ結果しか出ないのです。自分たちの

都合のいい場所しか取水していないと思います。だから、いろいろ農業用のコイン式の給水施設もあります。そういったところも、それは金は掛かりませんよ、水を取って検査機関に送って検査をしてもらうぐらい。今からボーリングをして水を取って、そこを調べなさいということじゃない。現在ある島の井戸だとか、そういった箇所を本当に一度は真剣にまじめに調査をしていただきたい。その結果次第でよければ問題はない。ちょっと悪ければ改善する、ちょっと危ないなと思ったらそれについて対応していくということをしないと、この水というのは一番大事なものです。今皆さん水はみんな買って置いてある。あっちにもこっちにも水はある。若い人、子育ての人、一番大事な人は、水道水は飲まないのですよ。いくらきれいにしても洗濯、水回り、トイレ、風呂、それぐらいしか水道はほとんど利用していない。ほとんど水は買って飲んでいると思いますよ、皆さん買って飲んでいるでしょう。特に子育てでミルクをつくらなければいけない、大事な場面においては特に購入した安全な水を飲んでいると思います。水を買うために、相当お金を出していると思います。水道課に払う金より払っているんじゃないの、水を買う量は。だから、とにかく水というのは本当に大事なのですよ。この小さい島は、1回汚染してしまえば取り返しがつかない状態になります。昨日も喜山議員の質問に、町長もお答えしておりましたが、1日に干満が2回来るわけですよ。24時間の間に満潮が2回、干潮が2回。その干潮時にあわせて、島の水というのは全部海に排出されるわけですよ。その証拠に、海岸沿いの砂浜に行けば、僕らが小さい頃はもう水が近くにないから、あさればちょっと塩っ辛い、飲む分には上から流れてきていた、そういう場所が結構あったのですよ。今はもういろいろ公共工事で塞いでしまって、よそから流れ出ていると思っています。でも必ず降った雨は余ったら、浸透圧や圧力でとにかく沈下で海に干潮時に必ず流れていきます。それを1日に2回繰り返しているわけだから、相当量海に流れている。そのおかげで言うように窒素分が多かったりね、ちょっとした窒素分は藻にはいいですよ。ちょっとしたのは、0.000。でもちょっと多くなるとみんな害なのです。それと動物、植物にはあれだが、今言うように魚だとか動物にはもうまるっきり害しかないのですよ、窒素は。だからそういうのが1日干満の2回の繰り返しの間で行われているものだから、海の今の環境も悪くなっていると思います。

もうあと2分しかないので、その水の調査の問題を是非やっていただきたい。一気にするのは大変でしょうが、順を追ってできるだけ調査をしてほしいということです。その解答だけでいいです、よろしくお願いします。

○議長（高田豊繁君） 仁禮水道課長。

○水道課長（仁禮和男君） 今、御指摘いただいたとおり、水道の水源につきましては、

原水調査 11カ所、今使われていない箇所、昔使っていた立長水源と那間水源もあわせ 11カ所やっていますが、ほかの池とかため池そこら辺は、産業振興課とも相談しながら、その水質の検査をできるか考えてまいりたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） ただいまの御指摘本当にありがとうございます。農業用水として今ため池が 24カ所、コイン給水所が 24カ所ございますが、ため池については以前ちょっと調査をした経過がございます。コイン給水所については、これまで調査をしていなかったみたいですので、1カ所 3万 2000円ぐらいという見積りもちょっといただいて、これでしたらちょっと少しずつやっていかないといけないなと今痛感しているところですので、改めて事業計画を立てながら、地区も割り当てをしながら、随時進めていくことにしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 本当にありがとうございました。水というのは、本当に人の命ですので、水がとにかく汚染されているとそういう情報が1つでも漏れたら、今ネット社会で漏れたら、もうお客様は来ませんよ。そこには人は移動してきませんよ。だからそういうことですので、是非、そんなに問題ではないかというような感覚で対応せずに、大事ですので、是非水の問題よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 次は、12月11日本会議ですが、日程の都合により、特に午後3時に繰り下げて開くことにします。

定刻までに御参集をお願いいたします。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午前11時12分

# 令和 2 年第 4 回与論町議会定例会

第 3 日

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

**令和 2 年第 4 回与論町議会定例会会議録**  
**令和 2 年 1 2 月 1 1 日（金曜日）午後 3 時 0 0 分開議**

1 議事日程（第 3 号）

開議の宣告

第 1 議案第 6 8 号 与論町し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事に係る建設工事請負契約の締結について

第 2 議案第 6 9 号 社会資本整備総合交付金事業 町道供利茶花線改良舗装工事 1－1 工区（繰）に係る建設工事請負変更契約の締結について

第 3 議員派遣の件

第 4 閉会中の継続審査・調査について

総務厚生文教常任委員会、環境経済建設常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会

2 出席議員（10 人）

|               |                |
|---------------|----------------|
| 1 番 南 有 隆 君   | 2 番 原 栄 徳 君    |
| 3 番 林 敏 治 君   | 4 番 林 隆 壽 君    |
| 5 番 喜 山 康 三 君 | 6 番 福 地 元一郎 君  |
| 7 番 大 田 英 勝 君 | 8 番 野 口 靖 夫 君  |
| 9 番 沖 野 一 雄 君 | 10 番 高 田 豊 繁 君 |

3 欠席議員（0 人） 欠員（0 人）

4 地方自治法第 1 2 1 条による出席者（18 人）

|                      |                       |
|----------------------|-----------------------|
| 町 長 山 元 宗 君          | 副 町 長 久 留 満 博 君       |
| 教 育 長 町 岡 光 弘 君      | 総務企画課長 沖 島 範 幸 君      |
| 会計管理者兼会計課長 大 角 周 治 君 | 税 務 課 長 武 東 真奈美 君     |
| 町民福祉課長 田 畑 文 成 君     | 環 境 課 長 白 尾 与志一 君     |
| 農業委員会事務局長 久 野 泰 司 君  | 産業振興課長 山 下 哲 博 君      |
| 商工観光課長 松 村 靖 志 君     | 建 設 課 長 町 本 和 義 君     |
| 教育委員会事務局長 田 畑 博 徳 君  | 教育委員会生涯学習課長 朝 岡 芳 正 君 |
| 水 道 課 長 仁 禮 和 男 君    | 与論こども園長 富士川 智恵美 君     |
| 茶花こども園長 富 千加代 君      | 那間こども園長 龍 野 勝 志 君     |

5 議会事務局職員出席者（2人）

事務局 長 川 上 嘉 久 君 書

記 池 田 レ ミ 君

開議 午後3時00分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第68号 与論町し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事に係る建設工事  
請負契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第1、議案第68号「与論町し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事に係る建設工事請負契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第68号、与論町し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事に係る建設工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

与論町し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事について、公募型プロポーザル方式により、クボタ環境サービス株式会社九州支店、九州支店長西村明博と建設工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、喜山康三君。

○5番（喜山康三君） この事業にどうのこうのというわけではありませんので、先の一般質問の中でも、また教育長の話の中でも、今後学校給食センターとかこども園の統合問題、それから今の旧庁舎の撤去とともに再開発事業、それから旧清掃センターの撤去、それからNTTのIRUの契約問題がどうなるかわかりませんが、かなり投資を必要とするような事業が目白押しのような感触なのですが、また、コロナによる収収減によって、いわゆる特別交付税とかその辺にも今後大きな影響が出てくるのではないかと、財政運営についても、少しこの事業のあり方にも緊急性とか、あるいはその規模とかを十分に精査するとか、その辺を検討する必要があるのではないかと。それについて来年の予算編成に当たって、今から不特定要素で財政にも大きな負担がかかるようなことが起きないかと懸念しているのですが、これについてどのように考えているか、総務企画課長少しお願いしたいのですが。

○議長（高田豊繁君） 沖島総務企画課長。

○総務企画課長（沖島範幸君） お答えいたします。

今、喜山議員からありました事業に関しては、給食センターをはじめ、いろいろな大型事業が今後整備計画をしているところです。来年度の予算編成を申し上げますと、まず令和3年度から、これまでやってきたクリーンセンターの償還が据置期間を経て来年度から始まります。そういったことで、今年度よりも1億円公債費が増えてまいります。この件につきましては、今後こういった大型事業が計画されていきますので、公債費償還額というのは、年々増えていくことになるかと考えています。

そして特に来年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴いまして、国県の税収が減収というように見込まれて、これについては通達も示されているところですが、そういったところで歳入の額が少し落ち込んでくるのかなと思います。それから地方交付税、特別交付税も含めて懸念材料があります。あと歳出につきましては、今申し上げたとおりその公債費が伸びて1億円増えてきますので、歳入は減る、歳出は増える、そういったところでその間でこういった財政運営ができるかということで懸念しているところです。御指摘のとおり大きな事業につきましては、緊急性だったり必要性、あるいは事業規模、こういったことについても中長期の整備計画を立てて推進していくことが極めて重要なことだと考えています。以上です。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） この事業に対して、集落の説明会とかいろいろ準備委員会で、私はそのとき公民館長をしておりまして、必ずその施設をつくった後には気持ちよく周辺の方々が過ごしていけるように、植栽なり必ず周辺の環境整備をやってほしいということを常々言って、それも条件にしています。今のクリーンセンターをつくるときもそういう話をしました。でも、全然その周辺の整備が進んでいない。青写真にもきれいに公園化するような感じでうたって、その事業を進めておりました。でも、現在に至っては、ヤシを二、三本植えたぐらいで、環境整備はなっていない。とにかくものはつくったものの、あとのその周辺の環境整備を徹底してやっていただきたい。誰が見ても、ああ、もうつくったんだと、それで終わりなんだということではなくて、誰が見てもああいうし尿処理センターができたのが、非常に気持ちいいと、違和感がないと。暮らしていても、名前はし尿処理施設なんだが、でも過ごしていて非常に気持ちいいんだと。何も生活的に不自由を感じていないと。そういうふうな地域が本当に喜んでもらえるようなそういう環境整備、お金はそんなにかけられないと思うのです。気持ちの問題だと思いますので、是非その辺は必ずやっていただきたい。今年度で一緒に無理だったら次年度で何とか計画をしたり、それがやはり地元に対しての僕は恩返しだと思いますので、つくったらつくりっぱ

なしで、あとは知らないではなくて。とにかく後の環境整備もお金は多少かかるだろうが、住民のためによりしくお願いいたしたいと思います。環境課長でもいいです、どなたでも構いませんので、一言答弁をお願いします。

○議長（高田豊繁君） 久留副町長。

○副町長（久留満博君） ありがとうございます。今回のこの事業についても、さんだつての御質問もありましたけれども、また立長地区に収集したような形になっています。そういった中で地元の説明会とか建設に向かつての説明会は、確かに進めていたのですが、今後のこういった地域住民への違和感のないような運営も含めて、環境整備については所管課とまた協議をしながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） 白尾環境課長。

○環境課長（白尾与志一君） ありがとうございます。海岸端に施設があるものですから、あの周辺は昇龍苑もありますし、そういった昇龍苑との兼ね合いも考えながら調和を考えて、塩害とかそういったものに強い植生も配慮に入れながら、植栽に心掛けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） 2番、原栄徳君。

○2番（原 栄徳君） 是非、本当に住民の方々、近くの方々に喜んでもらえるようにつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第68号、与論町し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事に係る建設工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号、与論町し尿・浄化槽汚泥処理施設建設工事に係る建設工事請負契約の締結については、可決されました。

-----○-----

日程第2 議案第69号 社会資本整備総合交付金事業 町道供利茶花線改良舗装工事1-1工区（繰）に係る建設工事請負変更契約の締結について

○議長（高田豊繁君） 日程第2、議案第69号「社会資本整備総合交付金事業 町道供利茶花線改良舗装工事1-1工区（繰）に係る建設工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山 元宗君） 議案第69号、社会資本整備総合交付金事業 町道供利茶花線改良舗装工事1-1工区（繰）に係る建設工事請負変更契約の締結について提案理由を申し上げます。

社会資本整備総合交付金事業 町道供利茶花線改良舗装工事1-1工区（繰）について、工事請負者株式会社ムトウ、代表取締役武東愛一郎と建設工事請負変更契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、議会の議決を求めるものです。

御審議され、議決していただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（高田豊繁君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） この契約変更の議案に直接関係はありませんが、非常に重要なことですのでお聞きしてみたいと思います。これは産業振興課長と建設課長。これは、我々が所属している環境経済建設委員会でも議題になったのですが、その議論の中でこの出口の方が、いわゆる海岸沿いね、海岸の方に出る出口がちょっと狭いんじゃないかと。上の方ではもう一つためる必要もあるのではないかと。そうしないとこの問題は解決しないのではないかとということが議論になったのですよ。そこでお聞きしているのです。直接この予算には関係ないのですが、今後の計画ですね、この工事をすることによって、この一帯の我々が望んでいるとおりにするためには、恐らく建設課長も産業振興課長も今後の将来図を考えておられると思います、設計

図を。そうしないとこの問題は解決しないと思うのです。そこからして、まず産業振興課長から、あなたの方が先輩だから、産業振興課に関わるこの事業の延長線上にある計画、考え方、案などを、ひとつこの中で説明していただきたい。そしてその次に建設課長に、その年度ごとにどういうふうにもその事業計画を進めていくかと、実施していくかということも重ねて、最終的には建設課長にお聞きしてみたいと思います。

○議長（高田豊繁君） 山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） 申しわけございません、再度確認をしたいのですが、この町道供利茶花線改良舗装工事の今工事を予定しているその延長線のことについての御質問でしょうか。

○議長（高田豊繁君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 3 時 17 分

再開 午後 3 時 17 分

-----○-----

○議長（高田豊繁君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

山下産業振興課長。

○産業振興課長（山下哲博君） お答えいたします。

この件に関しましては、ウプインジュ排水路関係に影響するものだと思います。ウプインジュの排水路につきましては、今県で、用地が取得される見込みですので沈砂地を整備いたしまして、上流側の高校、それから県道の上流側につきましては、その用地を取得したところに集めて、県道の下につきましては、今までどおりですが、県道から上の分についてはその沈砂地で対応できるように今検討協議中です。そしてもう 1 点、沈砂地を整備するとともに、既存の排水路溝についてもあわせて改修をお願いしたいということで、今検討協議中ですので、令和 4 年度ぐらいから事業が実施できるのではないかとということで今進めているところです。以上です。

○議長（高田豊繁君） 町本建設課長。

○建設課長（町本和義君） お答えいたします。

建設課では、今現在、信号機の近くの橋りょうボックスを改修しているところですが、その後の海側に流れる方向につきましては、水路幅がやはり 3 メートルほどということで、今狭いところがございまして、その拡張部分を 2 倍ぐらいに広げる工事をやっています。今の橋から与論島製糖の橋があります。サトウキビを計量するところに橋がありますが、その拡張を今年まで行って、来年度、再来年度にかけまして、今度は与論島製糖側の橋の部分をまた 2 倍ぐらいに広げて、その流

れをよくするというので今計画していますので、現状よりも大分水の流れにつきましては解消するのではないかと考えています。

あとは予算上のことですが、海までの分については、少し高さをかさ上げしまして、100ミリとか大きな豪雨のときでも対処できるように、また計画を考えているところです。以上です。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（高田豊繁君） 8番、野口靖夫君。

○8番（野口靖夫君） 何で私がこういう質問をするかと言いますと、委員会の中では両課長に説明を求めているのですが、これは議事録に残らないんですよ。証拠にもならないわけね。我々は納得するわけですが、町民に対して責任もって答弁できない。特にあの地域一帯に住んでおられる町民の方々は、非常に水害で困っておられる方が多いのです。その人たちに対して、今後の計画を説明するときに必ず出てきたりするのです。そのためにこうして両課長に確認をしているのです。特に、建設課長なんか今やっている工事に対して、一生懸命御苦労されているということは、私は本当にありがたいと心の中から感謝を申し上げているのです。両課長が今考えていることは、これはそうしないとこの問題は解決しない。この工事関係ですね、あの信号機のそば。もう絶対必要なのです。もう定年も近くなってきたが、山下課長。あなた命を懸けて是非ひとつ、命を懸けて職責がら仕方ないわけだから、それを後輩に譲る気持ちで下地をつくってから辞められるようにしていただきたいということが、私の切なる願いであるのです。だから、この本会議場であなたのお気持ちを聞いておかないと、さっと辞めてしまったらこれは大変だなと思いながら質問したのです。ありがとうございます。

町長、あと3年あるわけですから事業をしっかりと進めていただきたいと思います。一言お願いします。

○議長（高田豊繁君） 町長。

○町長（山 元宗君） ありがとうございます。ウプインジュの件につきましては、本当に私の子供の頃から、いつも向こうが溢れるなということは思っていました、やっと工事が着工できたことを大変嬉しく思っているところです。

さて、本当にあれだけの水害、一昨年に起こったときに、では、どうしてこの水を吐かせるかということをお大変な課題でございましたが、今あるように職員の課長たちの頑張りで何とか工事のめどがつかしました。これが本当に何年に1回という水害のときに活躍できるような、そういうふうな排水路ができればいいなと思っています。また、私も一緒になって頑張ってまいりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高田豊繁君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号は、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 討論なしと認めます。

これから、議案第69号、社会資本整備総合交付金事業 町道供利茶花線改良舗装工事1-1工区（繰）に係る建設工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号、社会資本整備総合交付金事業 町道供利茶花線改良舗装工事1-1工区（繰）に係る建設工事請負変更契約の締結については、可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議員派遣の件

○議長（高田豊繁君） 日程第3、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

### 日程第4 閉会中の継続審査・調査について

○議長（高田豊繁君） 日程第4、閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

総務厚生文教・環境経済建設・広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田豊繁君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（高田豊繁君） これで、本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和２年第４回与論町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

—————○—————

閉会 午後３時２６分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

与論町議会議長 高 田 豊 繁

与論町議会議員 林 隆 壽

与論町議会議員 野 口 靖 夫